第５次雲南市
総合保健福祉計画

令和７年度 ～令和１１年度

令和７年３月

雲　南　市

はじめに

本市において、第2次雲南市総合計画の将来像である「支え合い健やかに暮らせるまち」の実現に向け、第4次雲南市総合保健福祉計画を策定し、市民との協働によるまちづくりを目指して保健・医療・福祉の分野の取り組みを推進して参りました。

令和6年度に新たに第3次雲南市総合計画を策定し「変わらず、変える」の基本理念の元、将来像「えすこな雲南市」を掲げ、えすこに「暮らす（暮し）」「育む（人づくり）」「作る（価値創造）」の3つの柱を共通軸に据え、分野を横断する12の基本施策を実施することにより将来像の実現を図ることとなりました。

この第3次雲南市総合計画の指針を踏まえ、今後の新たな5年間の指針となる「第5次雲南市総合保健福祉計画」を策定しました。保健・医療・福祉の分野の「みんながずっと元気なまち」、結婚・出産・子育て分野の「みんなで子どもを育てるまち」の施策を中心に、更なる包括的支援体制の推進と地域共生のまちづくりを目指すことを基本方針として、地域、行政及び関係機関が連携・協働した取り組みを進めて参ります。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただきました雲南市総合保健福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案を頂きました皆様に対し、深く感謝申し上げます。

2025年3月

雲南市長　石飛　厚志

目　次

序　論　計画策定の概要
　１．計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２．計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　４．計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　５．計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第１部　雲南市の保健・福祉に関する現状と課題
　第１章　雲南市の現状
　　１．人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　２．産業・就業などの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　３．市民の健康状態と高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　４．障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　　５．成年後見制度に関する状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　　６．再犯防止を取り巻く状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　第２章　保健・医療・福祉に関する取り組みの評価（第４次計画の成果と課題）　17

第２部　第５次総合保健福祉計画の取り組みと目標
　第１章　雲南市の目指すまちづくりの将来像
　　１．第３次雲南市総合計画におけるまちづくりの基本理念と将来像・・・・・　33
　　２．第５次総合保健福祉計画における基本方針・・・・・・・・・・・・・・・　34
　　３．保健・医療・福祉の各分野における共通した取り組み・・・・・・・・・・　36
　　４．第５次総合保健福祉計画に新たに包含する計画について・・・・・・・・・　37
　　５．第５次総合保健福祉計画の体系について　・・・・・・・・・・・・・・・　38
　第２章　第５次計画の取り組みの柱と成果指標、具体的な取り組み
　　１．地域福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
　　２．生活困窮対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
　　３．高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
　　４．障がい者（児）福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
　　５．地域医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
　　６．健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
　　７．子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80

第３部　資料編
　　１．計画策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　　２．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90
　　３．策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　96

序　　論

第１章　計画策定の概要

序論　計画策定の概要

１．計画策定の背景

平成 16 年 11 月１日に雲南市が誕生して以降、本市ではまちづくりの方向性を示す「雲南市総合計画（平成 19 年３月）」を策定し、「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を基本理念に掲げ、市民との協働によるまちづくりをめざした取り組みを進めてきました。

平成 27 年度からは「第２次雲南市総合計画（平成 27 年３月）」を策定し「課題先進地から課題解決先進地へ」を基本理念として加え、様々な課題を解決するための取り組みを推進し 10 年間の計画期間を終えました。

保健・医療・福祉の分野においても、総合計画でまちづくりの将来像として掲げる「支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に向け「第３次・第４次雲南市総合保健福祉計画（平成 28 年３月・令和２年３月）」を策定し、誰もが健康で生涯を通して安心して暮らすことができるよう施策の展開に取り組んできました。

新たに令和６年度策定の「第３次雲南市総合計画（令和７年３月）」では「変わらず、変える」の基本理念の元、「えすこな雲南市」を将来像に掲げ、市民みんなが幸せに暮らせるまちづくりを実現するために「第５次雲南市総合保健福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

２．計画の性格

本計画は、「第３次雲南市総合計画」を最上位計画とし、関連する法律の規定により市町村で策定する「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」「障がい者計画」「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進計画」を包含した一体的な計画です。また、本市の個別計画として策定した「障がい福祉計画、障がい児福祉計画」、「健康増進実施計画」「自死対策総合計画」「食育推進計画」「子ども・子育て支援事業計画」、島根県策定「島根県保健医療計画」、雲南広域連合策定「雲南地域介護保険事業計画」、雲南市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会）策定「地域福祉活動計画」との整合性を図り策定します。

計画名	根拠法令等
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条第１項に基づく「市町村地域福祉計画」 ※成年後見制度利用促進法第 14 条第１項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止推進法第８条第１項に基づく「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画の中で取り扱うこととしています。
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の８に基づく「市町村老人福祉計画」
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」 障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」 児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」
健康増進実施計画	健康増進法第８条第２項に基づく「市町村健康増進計画」
自死対策総合計画	自殺対策基本法第 13 条第２項に基づく「市町村自殺対策計画」

食育推進計画	食育基本法第 18 条第１項に基づく「市町村食育推進計画」
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
地域福祉活動計画（雲南市社会福祉協議会策定）	個別法の根拠規定なし（全国社会福祉協議会の「地域福祉活動計画策定指針」に基づく計画）
保健医療計画（島根県策定）	医療法第 30 条の４に基づく「医療計画」（島根県は健康増進計画と成育医療基本方針を踏まえた健やか親子しまね計画、県感染症予防計画を包含する「保健医療計画」として策定）
介護保険事業計画（雲南広域連合策定）	介護保険法第 117 条第１項に基づく「市町村介護保険事業計画」

３．計画の期間

本計画は、「第３次総合計画」を上位計画とし、一体的な取り組みとなるよう、令和７年度から令和 11 年度までの５か年を計画期間としています。

また、この計画に関連する各種計画の期間は次のとおりです。

【関連計画の期間】

４．計画の策定体制

本計画は、雲南市総合保健福祉計画策定委員会条例に基づき、策定委員会と専門部会を設置し、委員からの意見聴取を行いながら策定します。

（１）策定委員会

15 名以内の委員をもって組織します。幅広く意見を求めるため委員の一般公募（定員２名）を行います。（任期１年）

（２）専門部会

専門部会を設置し、部員より保健・医療・福祉の各分野（地域福祉、生活困窮対策、高齢者福祉、障がい者福祉、地域医療、健康づくり、子育て支援）における意見聴取を行います。

（３）作業部会

主要事業の担当課を中心に適宜作業部会を開催し、素案作成作業を行います。

５．計画の推進

本計画は、保健・医療・福祉の各分野の団体や支援機関と行政が連携し、役割分担を図りながら協力して推進します。国の情勢や考え方を踏まえ、地域共生社会※１（みんなが主役の共生社会のまちづくり）の実現に向けて、包括的な支援体制を推進します。

本計画は、評価指標を設定し、科学的根拠に基づく効果的な取り組みを実践するとともに、情報収集・分析を行い、事業を評価・検証しながら計画を推進します。

また、本計画の理念や目標の設定においては、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるＳＤＧｓ※２の達成に向けた取り組みの趣旨を踏まえ、計画を推進します。

第　1　部

第１章　雲南市の保健・福祉に関する現状と課題

第１部　雲南市の保健・福祉に関する現状と課題

第１章　雲南市の現状

１．人口・世帯の状況

（１）総人口の推移

本市の総人口は令和６年に 34,826 人となり、減少し続けています。

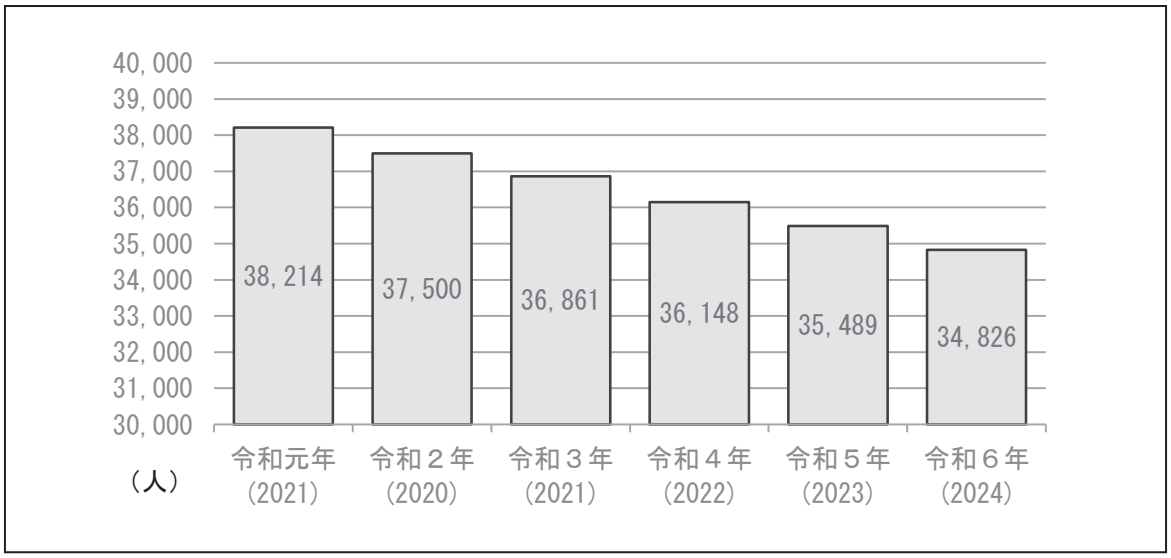

資料：住民基本台帳　（基準日４月１日）

（２）世帯数及び世帯数の推移

世帯数は平成 17 年まで増加してきましたが、その後減少し続けています。1 世帯あたりの世帯員数は年々減少し令和２年には 2.83 人となり、単独世帯数が増加しています。

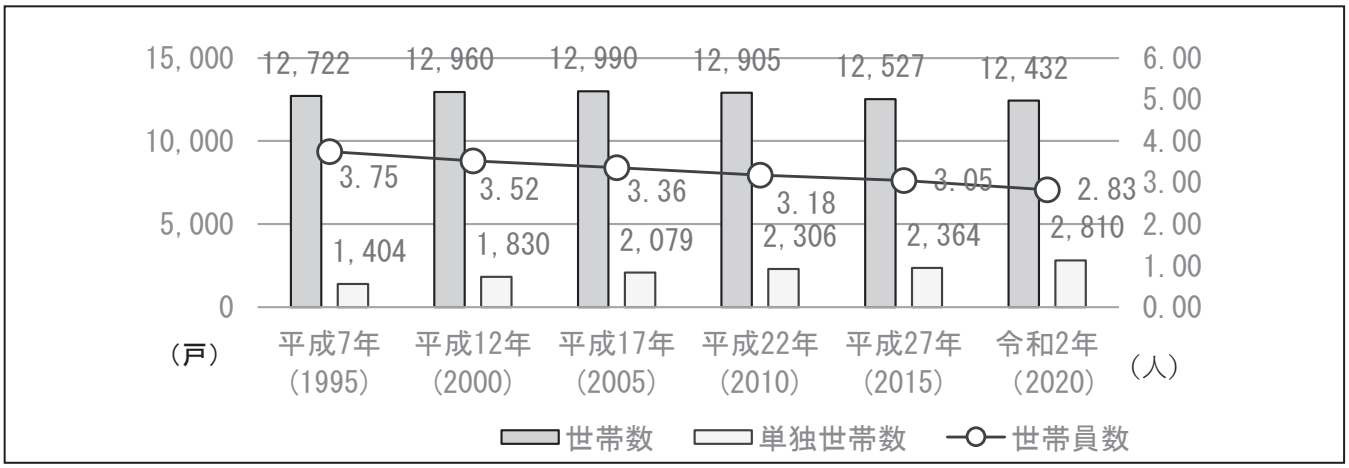

資料：国勢調査

（３）人口動態の推移

①自然動態

出生数よりも死亡数が多いため、自然減が続く状況となっています。

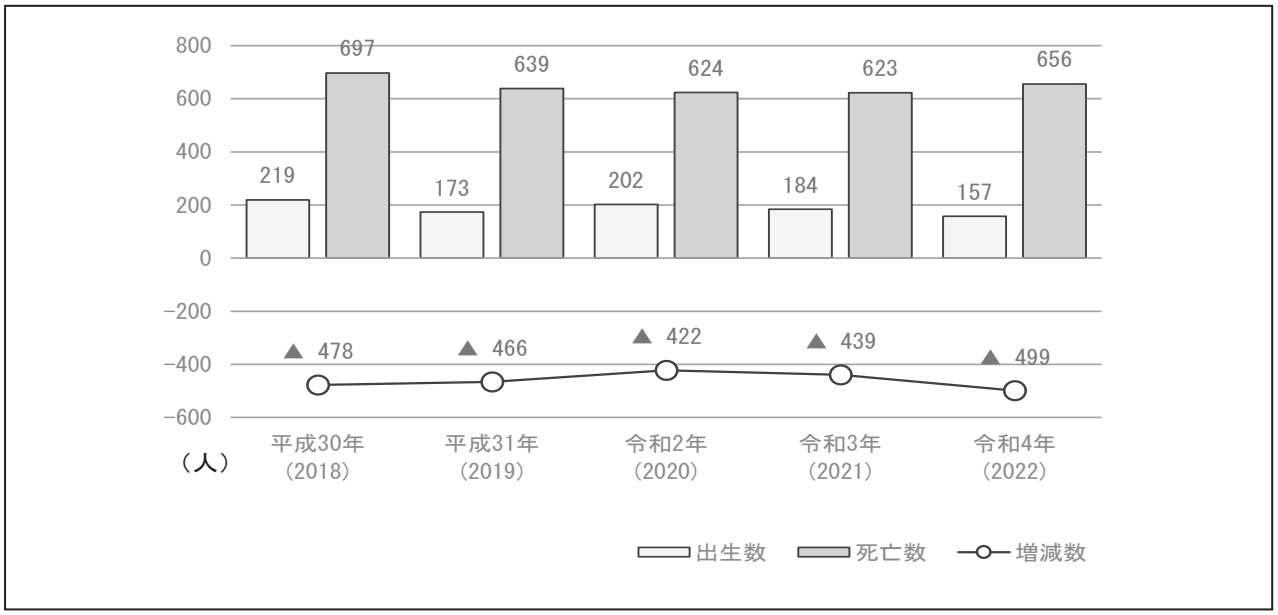

資料：島根県人口移動調査

②社会動態

転入者数を転出者数が上回り、社会減が続いています。

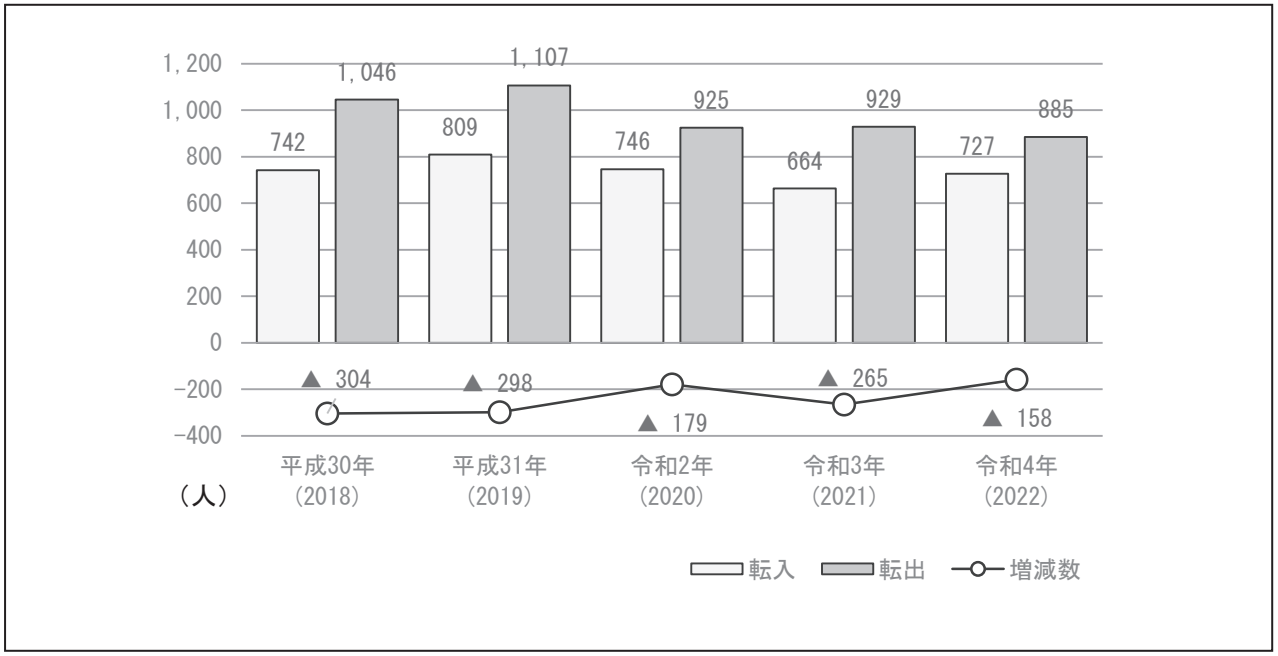

資料：島根県人口移動調査

③人口の将来推計と人口目標について

雲南市の将来人口について、３つのパターンで推計を行いました。
2035年の人口を27,854人に維持し、将来的な人口の安定化ををめざします。

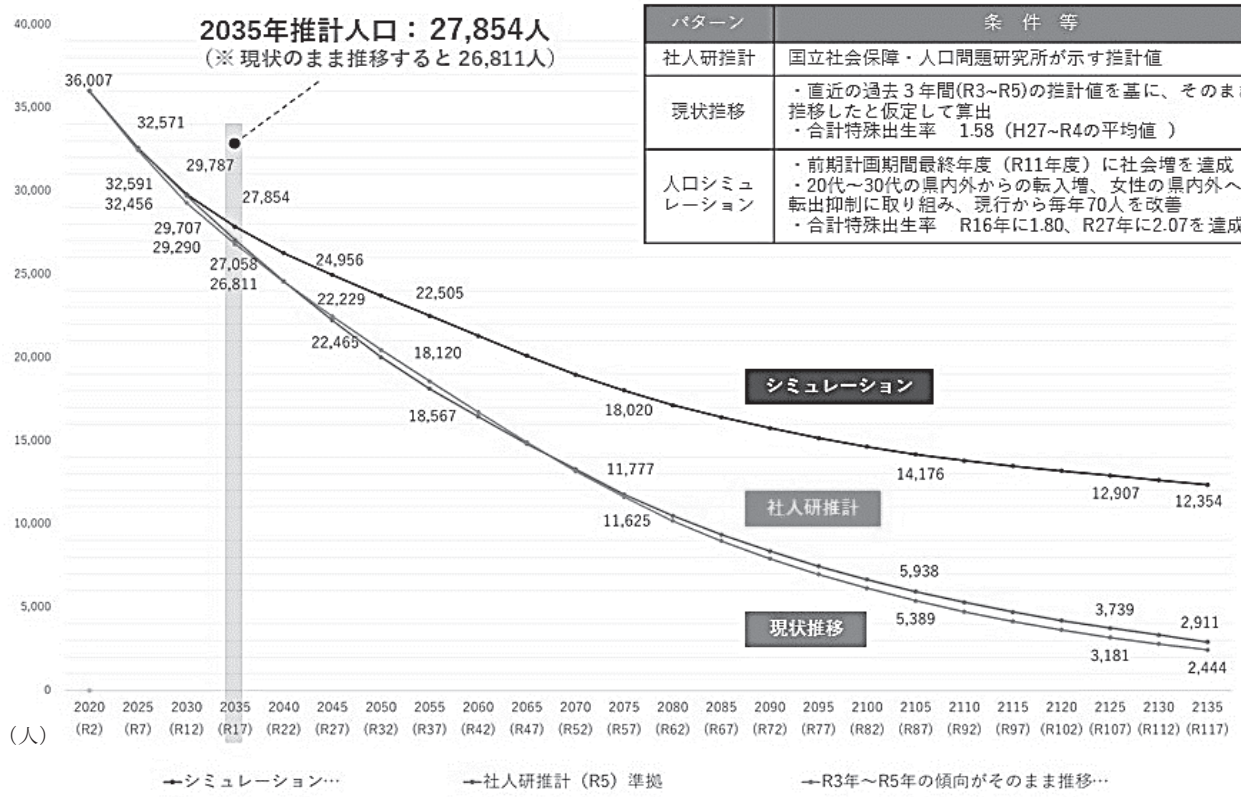

パターン	条　件　等
社人研推計	国立社会保障・人口問題研究所が示す推計値
現状推移	・直近の過去３年間(R3~R5)の推計値を基に、そのまま推移したと仮定して算出 ・合計特殊出生率　1.58（H27~R4の平均値 ）
人口シミュレーション	・前期計画期間最終年度（R11年度）に社会増を達成 ・20代～30代の県内外からの転入増、女性の県内外への転出抑制に取り組み、現行から毎年70人を改善 ・合計特殊出生率　R16年に1.80、R27年に2.07を達成

資料提供：政策推進課より

２．産業・就業などの状況

（１）産業別就業者の数の推移

産業別就業者数は、第１次産業（農林水産業）第２次産業（工業、建設、製造業）第３次産業（卸売業、医療・福祉、サービス業）とも減少し続けています。全体の就業者数は減少し続けています。

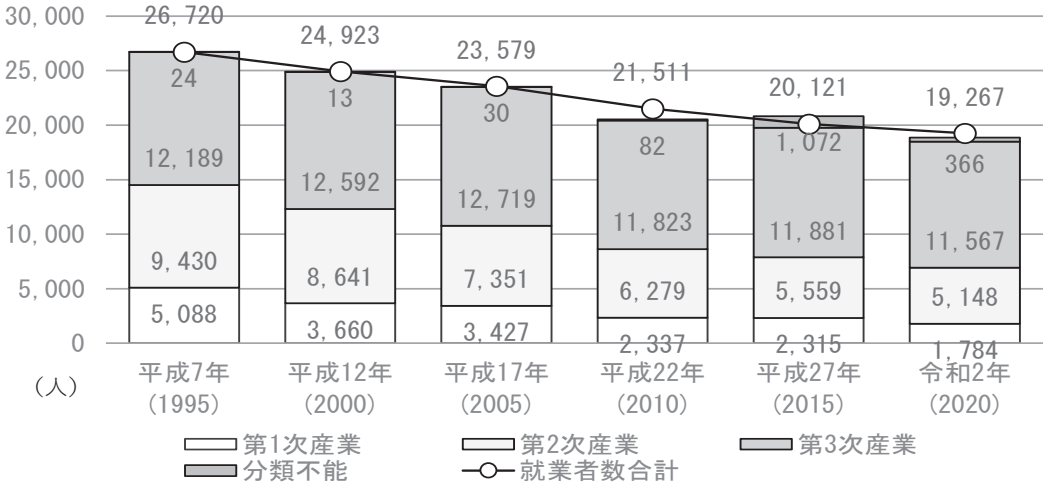

資料：国勢調査

（２）高齢者の就業状況

令和２年の国勢調査では 65 歳以上の高齢者人口の 28%にあたる約 4,000 人の方が就業しています。産業別で見ると第３次産業が最も多く、第１次産業、第２次産業と続きます。

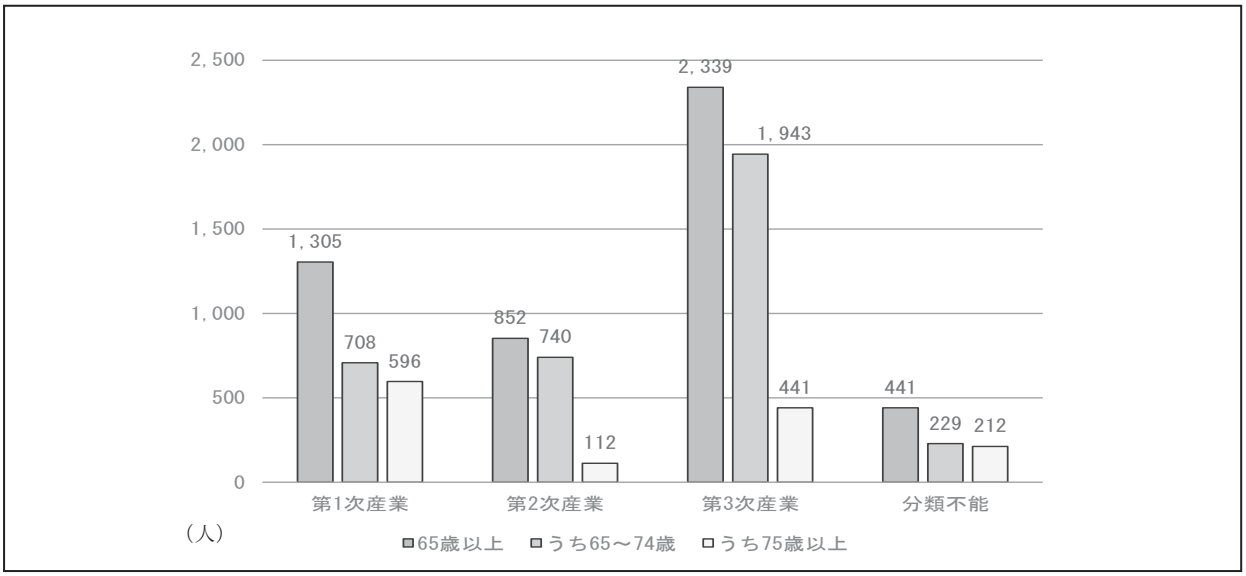

資料：国勢調査

（３）障がい者雇用率の推移

平成 27 年以降、障がい者雇用率は増加しており、令和５年度の法定雇用率※３を上回っています。民間企業の法定雇用率は徐々に引き上げられ令和５年までの 2.3%から、令和６年４月には 2.5%となっています。そして令和５年度から令和８年度の間には 2.7%へ段階的に引き上げられます。

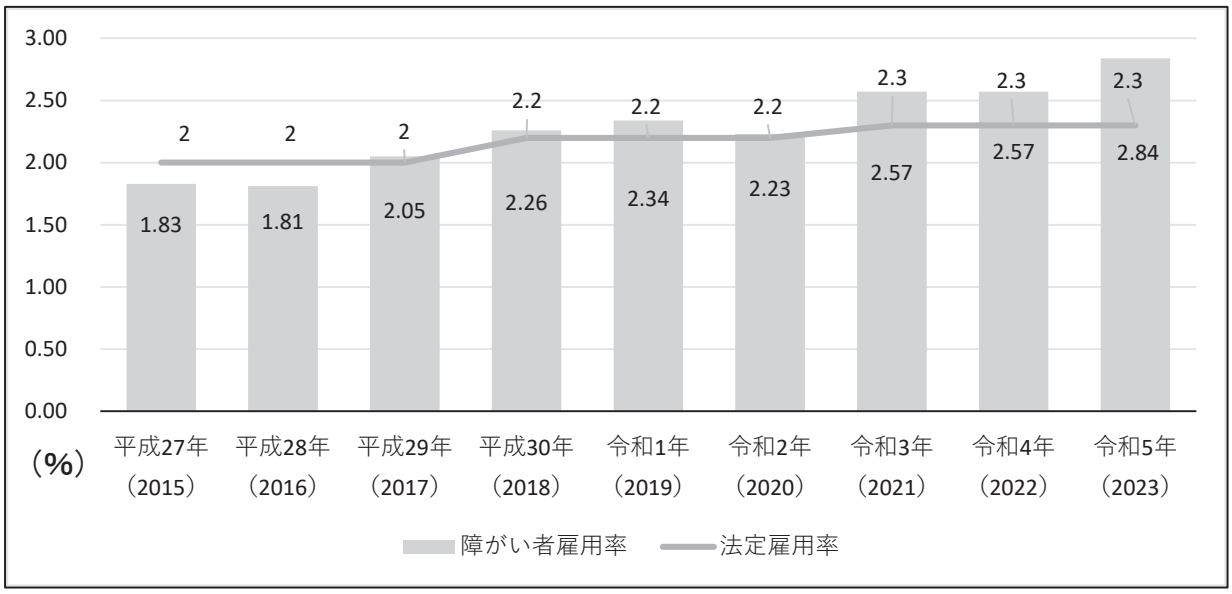

資料：島根労働局

３．市民の健康状態と高齢者の状況

（１）平均寿命（０歳平均余命※４）及び 65 歳以上平均自立期間※５（５年平均）

平均寿命は令和元年から男性は徐々に延伸しており、女性は横ばいの状況です。

平均自立期間は男女とも延伸しており、県内でも高い水準で推移しています。

①平均寿命（年）

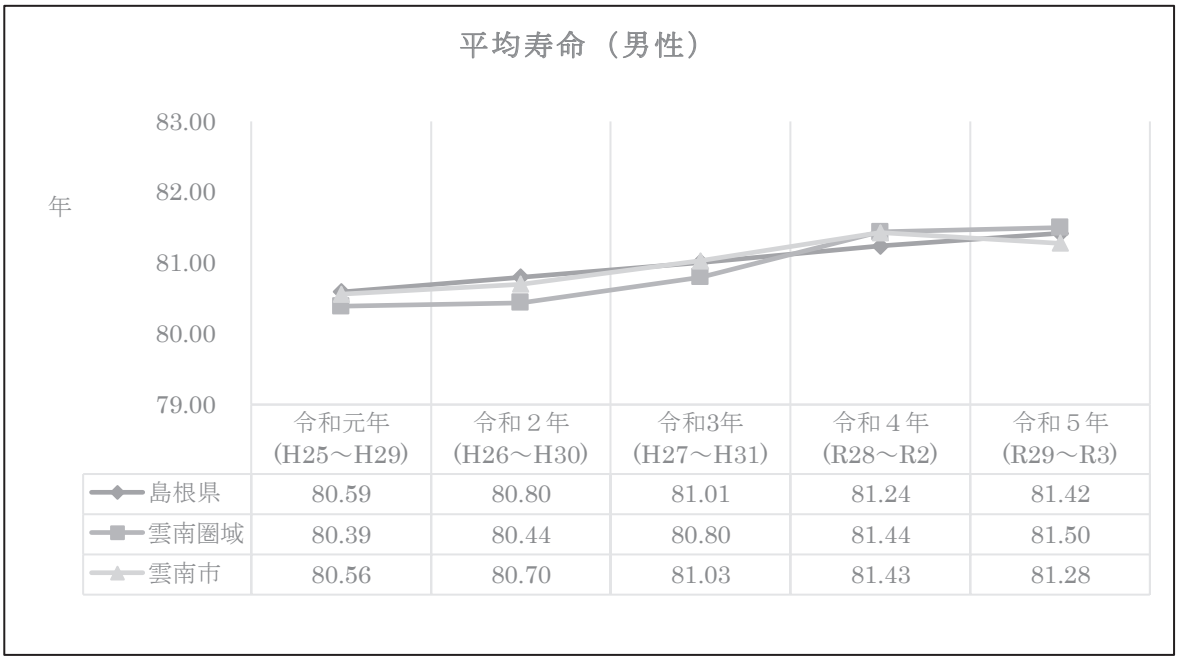

	令和元年 (H25～H29)	令和２年 (H26～H30)	令和3年 (H27～H31)	令和４年 (R28～R2)	令和５年 (R29～R3)
島根県	80.59	80.80	81.01	81.24	81.42
雲南圏域	80.39	80.44	80.80	81.44	81.50
雲南市	80.56	80.70	81.03	81.43	81.28

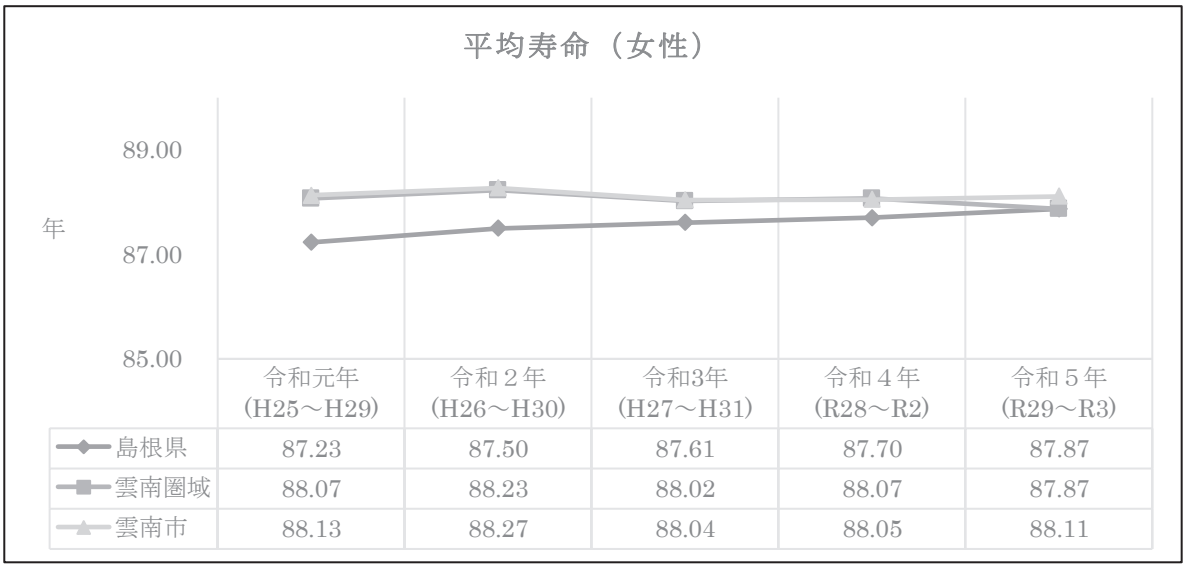

	令和元年 (H25～H29)	令和２年 (H26～H30)	令和3年 (H27～H31)	令和４年 (R28～R2)	令和５年 (R29～R3)
島根県	87.23	87.50	87.61	87.70	87.87
雲南圏域	88.07	88.23	88.02	88.07	87.87
雲南市	88.13	88.27	88.04	88.05	88.11

資料：島根県健康指標データシステム

②65 歳平均自立期間

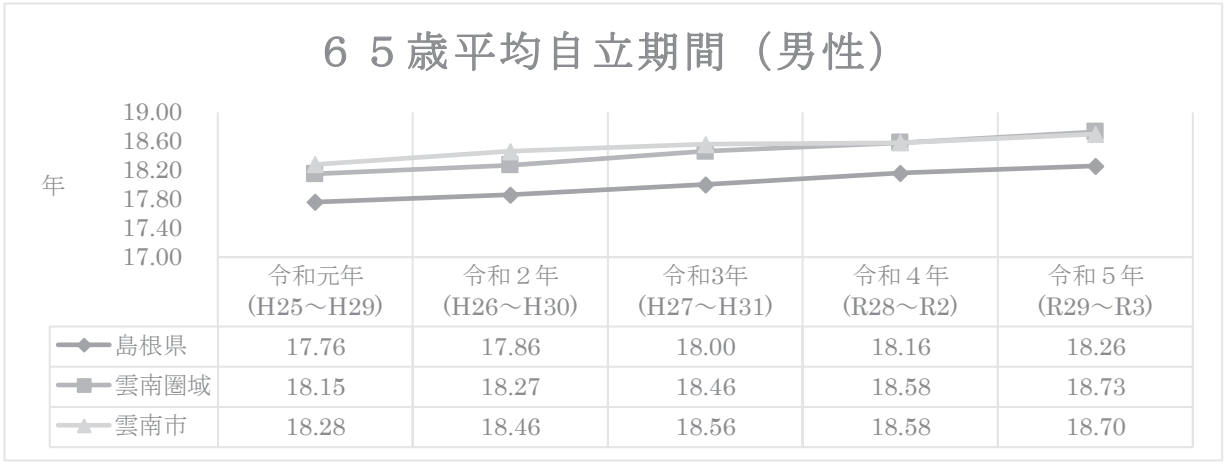

	令和元年（H25～H29）	令和２年（H26～H30）	令和3年（H27～H31）	令和４年（R28～R2）	令和５年（R29～R3）
島根県	17.76	17.86	18.00	18.16	18.26
雲南圏域	18.15	18.27	18.46	18.58	18.73
雲南市	18.28	18.46	18.56	18.58	18.70

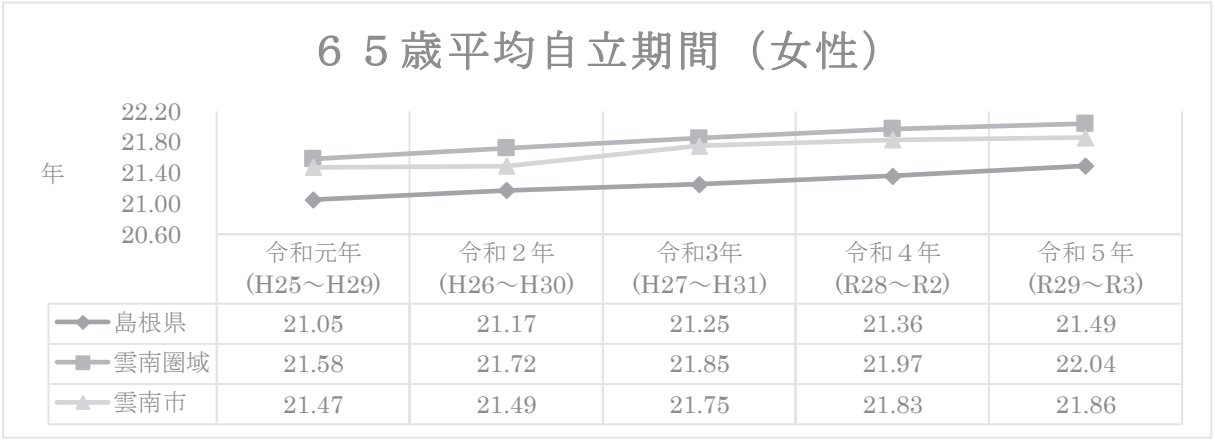

	令和元年（H25～H29）	令和２年（H26～H30）	令和3年（H27～H31）	令和４年（R28～R2）	令和５年（R29～R3）
島根県	21.05	21.17	21.25	21.36	21.49
雲南圏域	21.58	21.72	21.85	21.97	22.04
雲南市	21.47	21.49	21.75	21.83	21.86

資料：島根県健康指標データシステム

（２）死因別死亡の状況

平成 29 年（2017 年）～令和３年（2021 年）の、本市における死亡原因は男女ともに１位が悪性新生物、２位が心疾患となっています。男性の３位は脳血管疾患、女性の３位は老衰です。

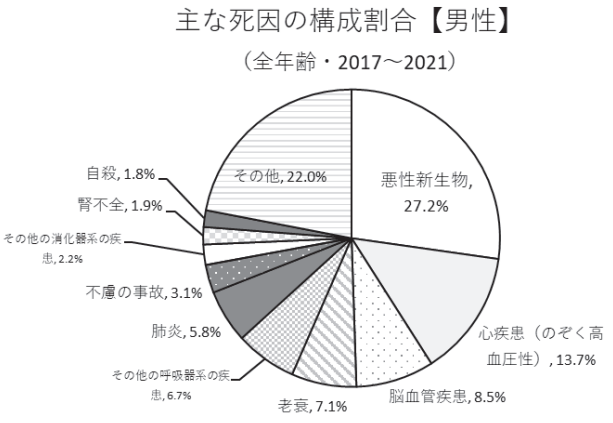

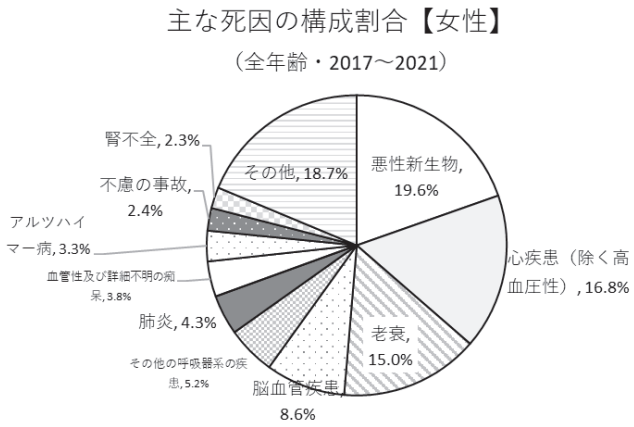

資料：島根県健康指標データシステム

（３）介護認定率の推移

本市の介護保険第１号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護認定率は、令和５年度はやや低下しましたが横ばいで推移しています。県内や圏域内と比較すると低い値です。

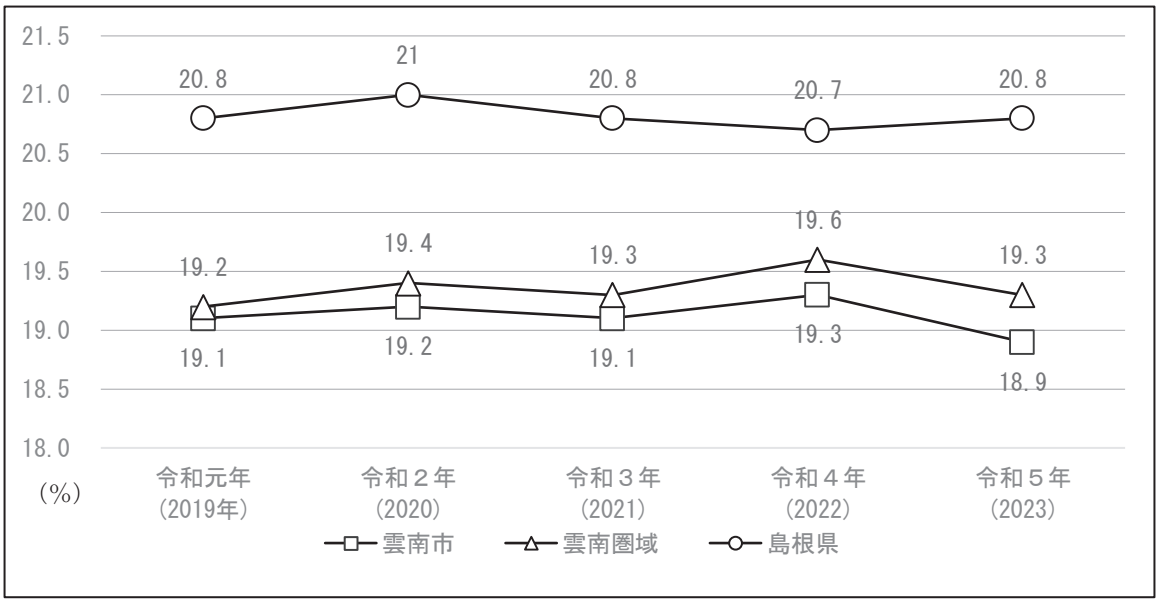

資料：介護保険事業状況報告

（４）認知症の状況

要介護認定者のうち、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱａ以上）は横ばいで推移しています。

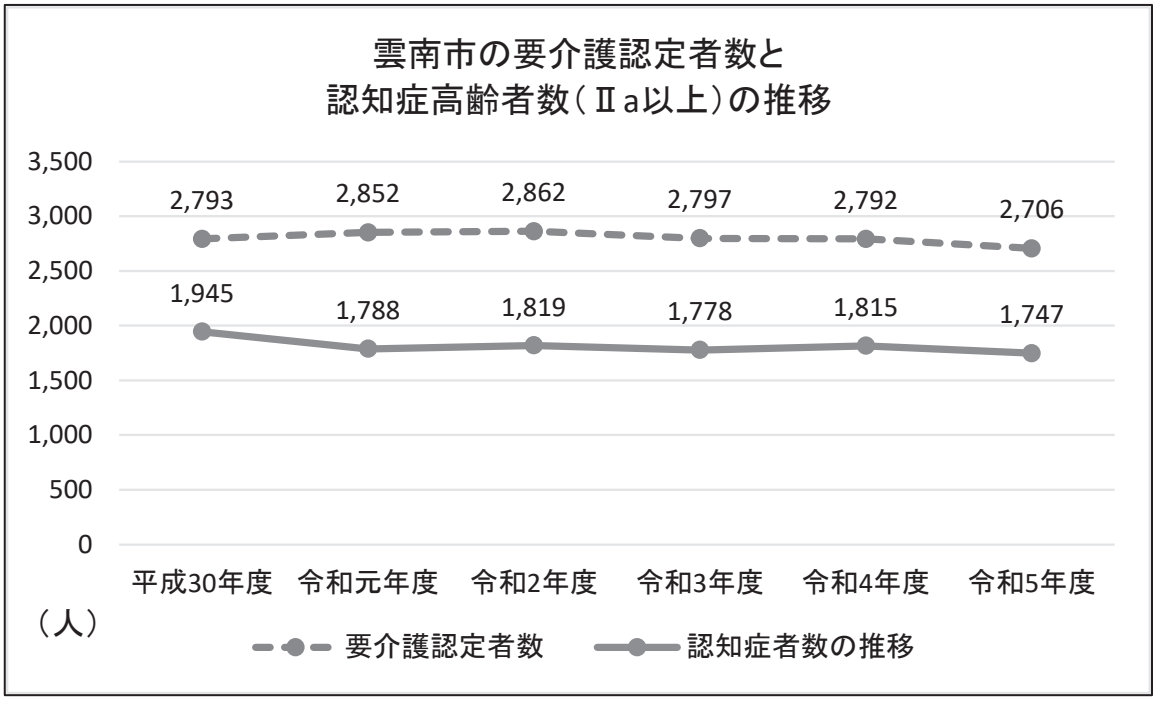

資料：介護保険事業状況報告

４．障がいのある人の状況

（１）身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳の所持者数は少しずつ減少しています。年齢別に見ると 65 歳以上の方が占める割合が高く８割を占めます。

等級別に見ても、各等級で概ね減少していく傾向にあります。

種類別に見ると、肢体不自由の方の数が最も多くなっています。いずれの種類においても概ね減少していく傾向にあります。

①所有者数

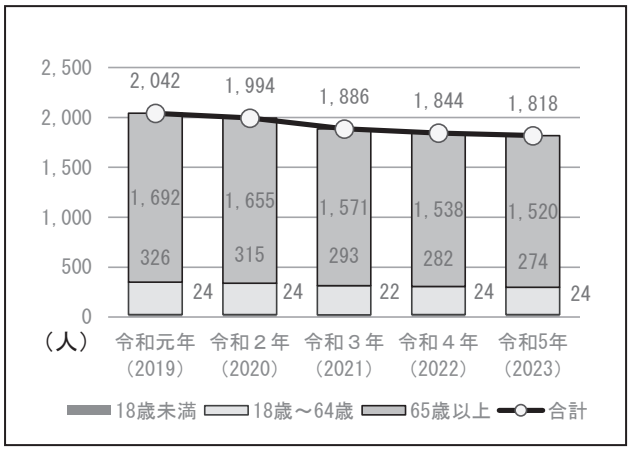

②等級別

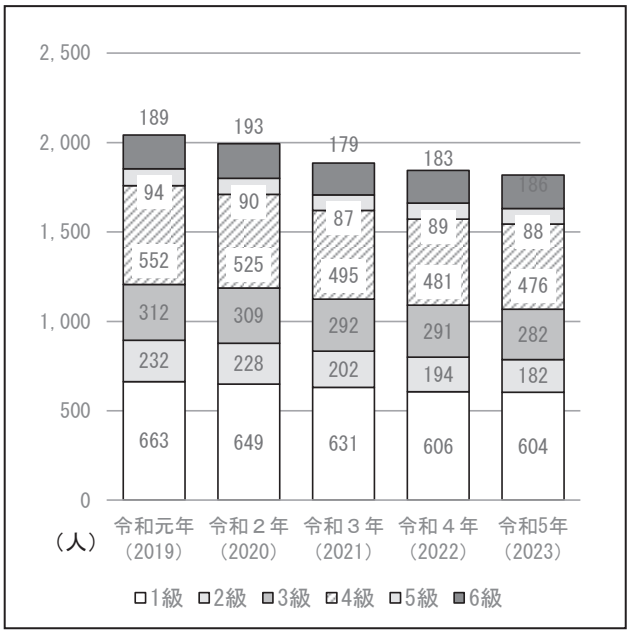

③種類別の所有者数

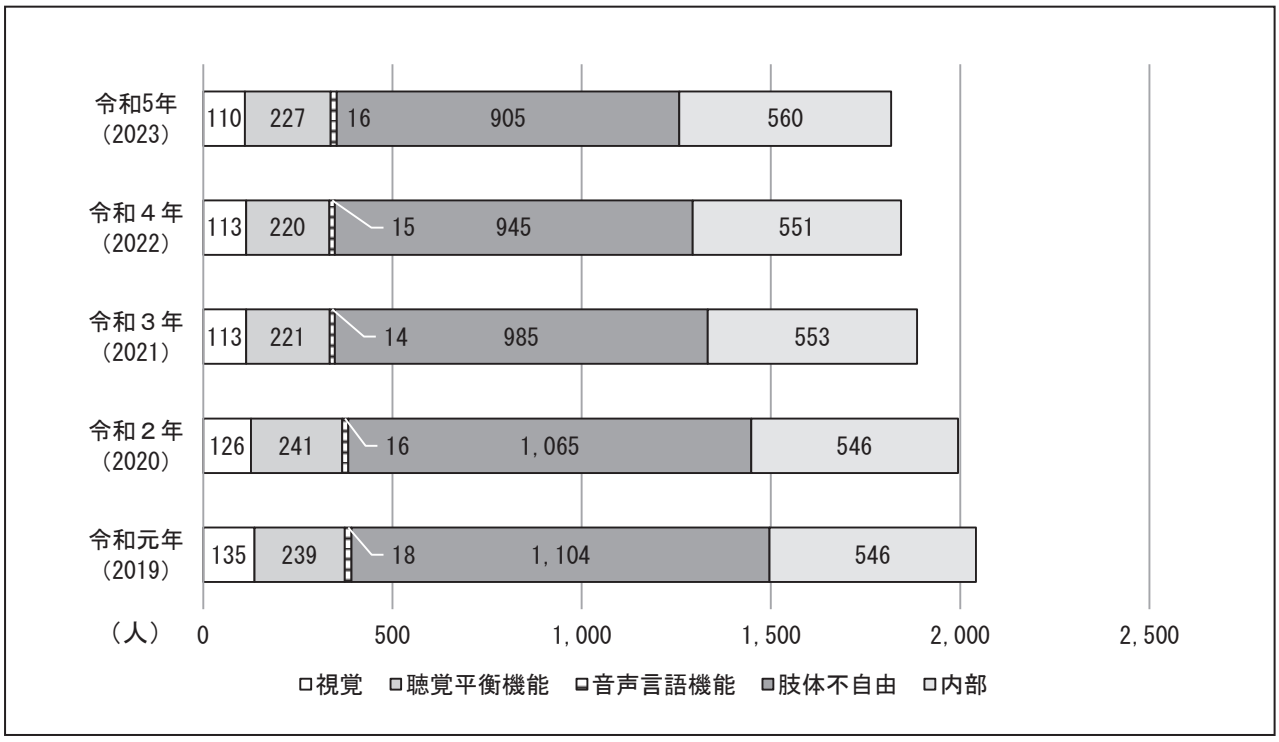

資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

（２）療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、近年微増する傾向にあります。年齢別に見ると 18 歳から 64 歳の方の数が約 70%を占めています。

①年齢階層別

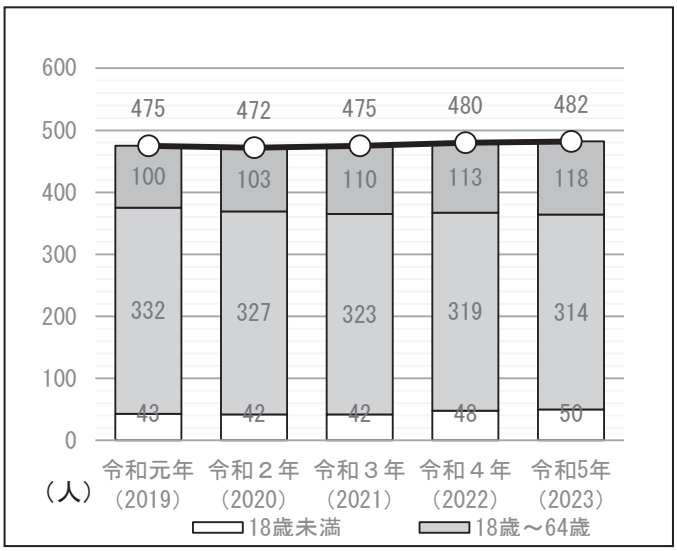

②等級別

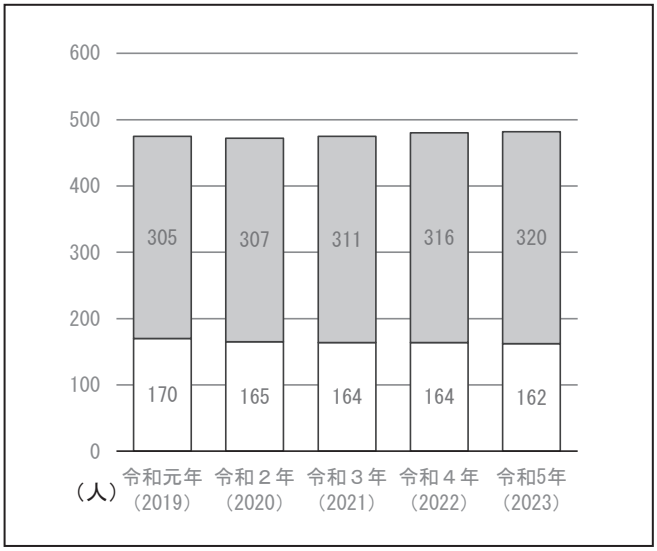

資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しています。令和元年から令和５年までを平均すると毎年約 10%増加しています。

①精神障害者保健福祉手帳所有持数

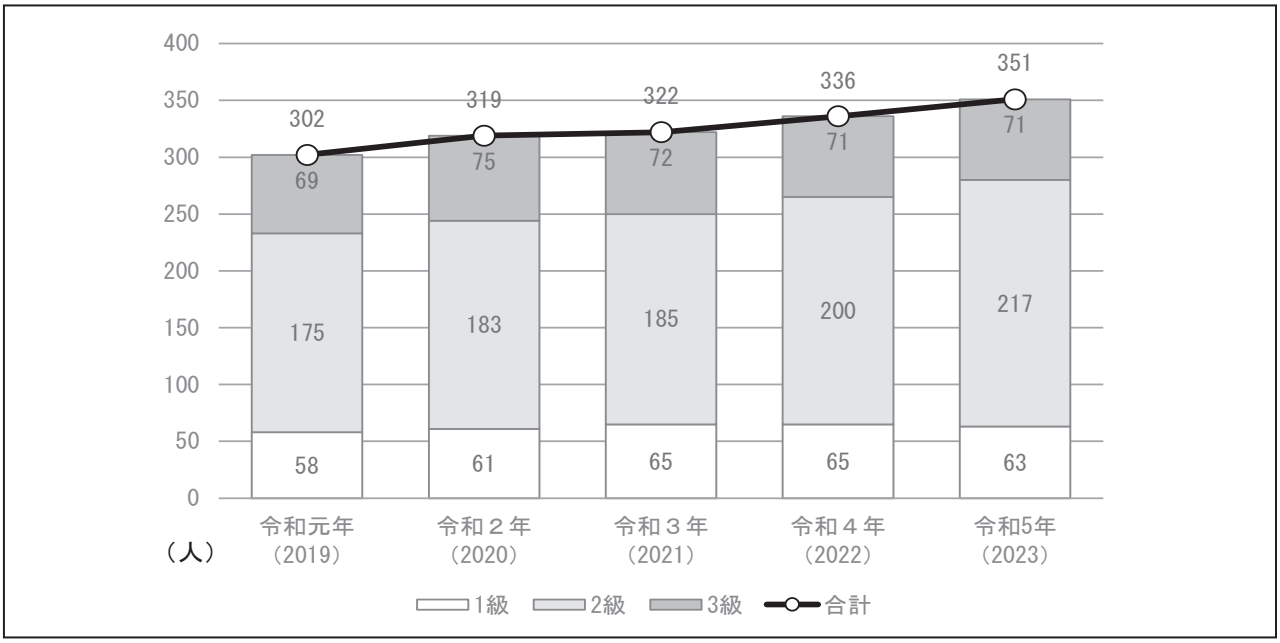

資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

５．成年後見制度に関する状況

（１）成年後見制度※６の利用者数

（令和５年10月２日現在）

	島根県	雲南市
後見	１，６０９　人	５１　人
保佐	３８０　人	７　人
補助	８８　人	２　人
任意後見	８　人	０　人

出典：成年後見利用促進施策にかかる取組状況調査　厚生労働省

（２）成年後見制度の担い手

全国の統計によると、成年後見人等の選任数全体に占める親族後見人の割合は、平成 23 年は 16,420 人で 55%でしたが、令和５年には 7,381 人で 18%に減少しています。

この背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加や、親族が遠方にいる等、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えているとみられます。

このような状況の下で、近年、後見人の担い手として特に増えているのが司法書士･行政書士等の専門職で、平成 23 年に 12,905 人で全体の 44%であったものが、平成 24 年を境に親族後見人数を逆転し令和５年には 33,004 人と 81%にまで増加しています。

今後の後見等の需要に対応していくため、地域の中での成年後見人等の担い手の確保や、後見活動を行いやすい環境を整備していく必要があります。

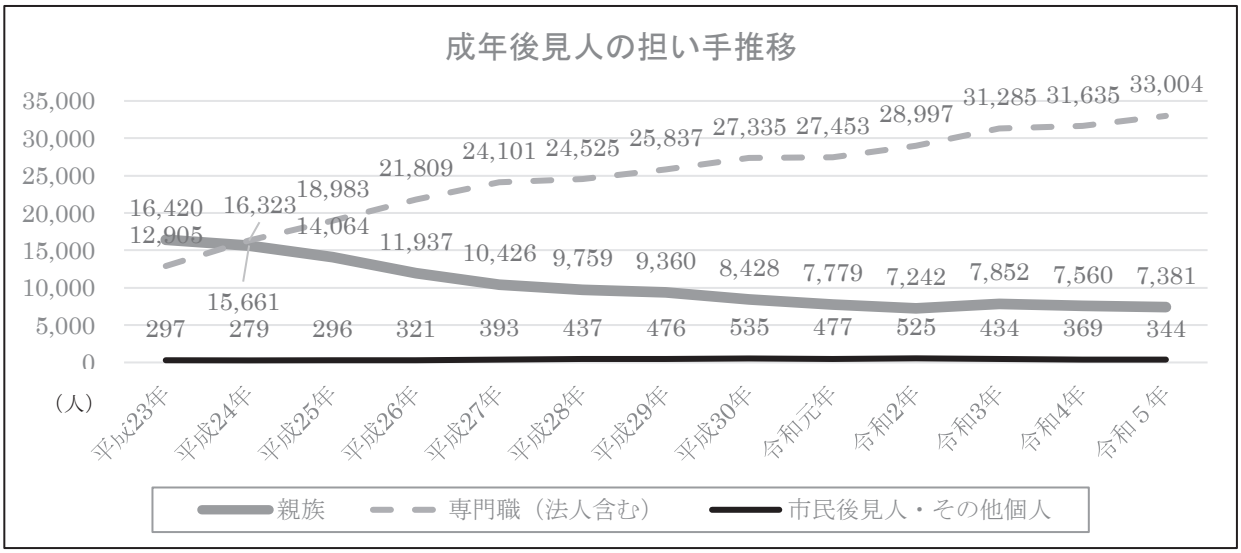

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

（３）申立人と本人の関係

全国の統計によると、申立人については平成 24 年では本人の子が最も多く全体の約 36.1%を占めていましたが、令和５年では市区町村長が最も多く全体の 23.6%を占めています。

市長申立て※７については、本市での近年の申立て件数としては毎年数件となっていますが、

相談や問い合わせは増加傾向にあります。全国的には法定後見の開始審判の申立てに占める市区町村長申立ての件数が増えており、今後も単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加などにより、ますます市長申立てに対する需要は増えていくと見込まれます。

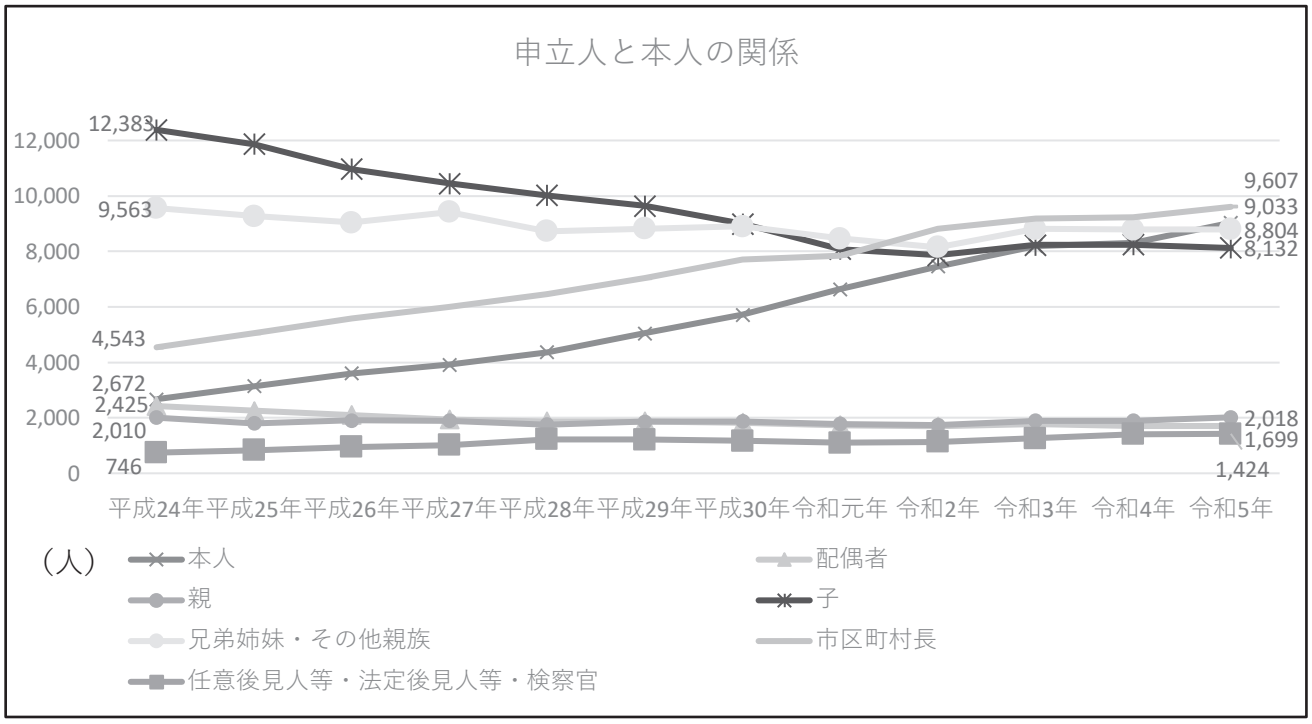

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

【雲南市における市長申立ての推移】

	内訳	
	高齢者	障がい者
平成 30 年度	２　人	１　人
令和元年度	３　人	２　人
令和２年度	３　人	１　人
令和３年度	１　人	０　人
令和４年度	１　人	１　人
令和５年度	６　人	１　人

６．再犯防止を取り巻く現状と課題

全国の刑法犯認知件数は平成 14 年にピークの約 285 万人を記録、その後は減少傾向にあり、令和４年には約 60 万件にまで減少しました。また、再犯者数も減少していますが、そのペースを上回って初犯者数も減少しており、令和４年の再犯者率は 47.9％と全体の約半数を占めています。再犯者の年齢構成では、高齢者が３割以上を占め、罪名別では窃盗が約 50％を占めています。

（１）就労の確保

就労の確保に関する取り組みでは、再犯者の約７割が無職であり、無職者の再犯率は職に就い

ている者の約３倍であることが示されています。安定した就労は再犯リスク低減に寄与することから、就職および職場定着への支援強化が必要とされています。市内には協力雇用主として登録された事業主が存在しますが、実際の雇用に結びつける際に課題が残っています。

（２）住居の確保

犯罪をしたもの等については親族と疎遠で連帯保証人や緊急連絡先を確保しにくく、矯正施設を出所する際には収入がほとんどないため、公営住宅への入居など住居確保の際に配慮が必要です。

（３）保健・医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み

①障がい者又は高齢者等への支援等

高齢者（65 歳以上）や知的障がいのある受刑者は再犯率が高く、再犯に至る期間が短いです。

必要な支援が不足しており、保健・医療・福祉等の制度やサービスの情報が欠如しているため、再犯が繰り返されています。

この状況に対して、支援の強化や関係機関の連携が求められています。

②犯罪をした者等※８の特性に応じた効果的な指導実施のための取り組み

再犯防止に向けた支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて、対象者の年齢、心身の状態、家庭環境、交友関係、経済状況などを十分に理解し、適切な支援を提供することが重要です。

（４）民間協力者の活動の促進等の取り組み

①広報・啓発活動の推進等

雲南保護司会を中心に、「社会を明るくする運動」※９における街頭啓発活動を実施するとともに、更生保護サポートセンターを中心に、保護司による犯罪予防についての啓発活動が実施されていますが、保護司（会）の活動について一層の周知が必要です。

第　1　部

第２章　保健・医療・福祉分野に関する取り組みの評価（第４次計画の成果と課題）

第１部　雲南市の保健・福祉に関する現状と課題
第２章　保健・医療・福祉に関する取り組みの評価（第４次計画の成果と課題）

【１】地域福祉の充実

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 福祉ボランティア活動をした市民の割合	34.7%	36.6%	31.4%	27.8%	30.2%	31.4%
B 助け合える地域であると感じる市民の割合（新指標）		74.5%	72.0%	71.9%	72.4%	73.6%

１．成果指標による施策の評価と取り組み

成果指標Ａは、目標値に達しておらず、特にコロナ禍により下がってから回復していません。しかし、地域自主組織、社会福祉協議会、行政の効果的な関わりの中で、地域ごとの課題を明確にした活動が進みつつあります。社会福祉協議会と連携した研修において、「ふくしを思う人づくり」に取り組み、自治会福祉委員と一緒に活動を行っている事例が出てきています。

成果指標Ｂは、横ばいですが概ね目標値に近づいています。民生委員・児童委員、自治会福祉委員及び地域自主組織における地域福祉推進員の連携により、地域福祉活動の充実が図られてきているほか、社会福祉法人、市民、民間団体、行政が連携した取り組みが進みつつあります。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① 地域福祉課題の解決に向けた取り組みの支援
② 地域福祉の推進体制の充実

（１）取り組みの成果

地域福祉活動を推進していくため、コミュニティソーシャルワーク※10 に努め、関係機関同士の連携を図りました。

市と社会福祉協議会に第１層生活支援コーディネーター※11 を専任配置し、各地域自主組織の第２層生活支援コーディネーター※11（地域福祉推進員）と協働しながら生活支援体制整備事業を推進し、地域や関係機関が抱える課題把握（アセスメント）や、担い手を育成し支え合い体制づくりの構築に努めました。

「地域自主組織取組事例共有会」、「雲南スペシャルチャレンジ」※12 等あらゆる機会を通し、次世代を担う人材が身近に福祉活動に関わる機会の提供に努めました。

災害時支援体制の構築を図るため地域自主組織・自治会の協力のもと、モデル地区方

式の取り組みを進め、実効性のある個別避難計画を作成することにより、防災意識の高揚と地域防災力の向上に努めることができました。

自治会を基本単位とした「ふれあい・いきいきサロン」を推進し、介護予防、孤立防止、仲間づくりなど、居場所としての機能を持つ「通いの場」を提供しました。

成年後見制度利用促進の取り組みを推進するため、令和４年に中核機関の体制を構築し、市内の専門職との連携を深め、成年後見制度の利用促進に努めました。

（２）課題と今後の方向性

地域福祉を推進する上で、地域における担い手の確保と人材育成が課題となっており、ボランティアも含め福祉人材の確保が必要です。

引き続き、生活支援体制整備事業の充実を図り、地域の課題解決に向け、支え合い意識を更に高め、地域ぐるみで取り組む環境づくりを行うことが必要です。

災害や有事の対応を意識し、平常時から関係者と連携して地域の見守り体制の充実を図ることが重要です。

地域の状況に応じた再犯防止施策の推進を図る必要があります。

社会的包摂（すべての人を包み込み、誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つこと）の考えに基づく地域づくりを推進し、引き続き地域共生社会の実現に向けた更なる包括的支援体制の整備を図る必要があります。

【２】生活困窮者の支援

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 生活保護から自立した世帯数（死亡・転出含めない）	12世帯	14世帯	9世帯	8世帯	7世帯	16世帯
B 自立生活のためのプラン作成件数の割合（新指標）		40.0%	24.9%	24.8%	30.8%	23.3%

（Ｂは生活困窮自立支援の新規相談件数に対する割合）

【参考指標】	計画策定時 R1(2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活保護の保護率	4.11‰	3.90‰	3.65‰	3.61‰	3.48‰

１．成果指標による施策の評価と取り組み

「生活保護率」は年々低下しています。生活困窮者自立支援制度による、生活保護に至る前段階の支援による成果も影響していると考えます。成果指標Ａは、継続的な就労支援や援助方針に基づく、自立を助長するための助言・指導の成果によるものと考えます。

成果指標Ｂは目標未達成ですが、生活困窮者支援調整会議で協議した自立支援プランに基づき、家計相談や就労支援など包括的・継続的な支援を行いました。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① 生活困窮者に対する相談体制の充実
② 自立に向けた指導支援の充実
③ 社会参加の促進・就労支援

（１）取り組みの成果

生活保護法に基づき適正に保護の要否を決定し、被保護世帯には定期的な訪問や就労活動など、自立支援を積極的に実施しています。

生活支援・相談センターにおいて生活困窮に関する相談業務（社会福祉協議会へ委託）を行い、相談支援をはじめ総合的に対応できる体制づくりに努めました。

生活困窮者支援調整会議を毎月定期的に開催し、ケースに応じた個別プランの作成や同行相談を行いました。

関係機関（医療・福祉・労働等）と生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催し、課題解決に向けた意見交換を行いました。

ひきこもり対策ネットワークなど関係機関と連携し、相談窓口の周知に取り組むほか、若者の社会参加や就労支援へつなげることを目的とした居場所を平成 30 年度に開設し、

相談支援の体制づくりの強化を図りました。

物価高騰等に対する対策として、令和３年度～令和５年度にかけて、非課税世帯や均等割のみ課税世帯を対象とした臨時特別給付金を支給しました。

多分野と連携し家計改善支援事業や就労準備支援事業を通し、包括的支援の充実に努めました。

（２）課題と今後の方向性

引き続き、相談者のニーズに応じた支援体制の充実が課題です。

生活困窮者の早期把握のため、生活に課題を抱える住民に一番身近な地域からの相談が支援者につながるような地域の環境づくりと仕組みづくりが必要です。

複雑・複合化した相談内容に対応するため、多分野と連携した包括的支援の体制づくりとともに、生活困窮状態・生活保護受給からの自立に向けた支援を継続して行う必要があります。

【３】高齢者福祉の充実

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 生きがいを感じている高齢者の割合	72.9%	75.0%	71.3%	76.8%	75.9%	71.5%
B 要介護認定率（認定者数／1号被保険者数）	19.1%	19.2%	19.2%	19.1%	19.3%	18.9%
C 日常的に健康づくりに取り組んでいる高齢者の割合(新指標)		80.0%	74.4%	76.8%	73.3%	73.1%
D 65歳平均自立期間（新指標）	男 女	18.69年 21.39年	18.46年 21.49年	18.56年 21.75年	18.58年 21.83年	18.7年 21.86年

（Dは「島根県健康指標情報データベースシステム」より抽出）

１．成果指標による施策の評価と取り組み

成果指標Ａはほぼ横ばいですが、平均 74%の高い水準で推移しています。趣味や習い事、地域活動への参加などに生きがいを感じる高齢者の方が多く、家庭や地域での役割を持ち、いきいきと生活しておられると考えられます。

成果指標Ｂは、ほぼ横ばいで島根県全体と比較すると要介護認定率が低い状況が続いており、健康づくりの取り組みや介護予防事業の効果によるものと考えられます。

成果指標Ｃは、ほぼ横ばいですが、平均 75%の高い水準で推移しています。

成果指標Ｄは男女とも延伸しており、県内の他圏域と比較しても高い水準で推移していることから、県内でも雲南市の高齢者が健康長寿であると評価することができます。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① 地域ケア体制の充実
② 介護予防の推進と介護サービスの充実
③ 社会参加活動の推進

（１）取り組みの成果

①地域ケア体制の充実

令和元年４月から社会福祉協議会へ地域包括支援センターの業務委託を行い、地域の高齢者の身体状況や家庭環境等についての実態把握に努めるとともに、地域に存在するニーズに早期対応できるよう取り組みました。地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たせるよう、関係機関と連携し様々な相談内容に総合的に対応できる体制づくりに努めました。

地域ケア会議※13、多職種連携ネットワーク研修会等を通して、在宅医療・介護連携の推進に努めました。

令和５年度に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立・施行され、

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症カフェ※14 や認知症サポーター※15 養成講座等の認知症地域支援事業を行い、認知症対策の充実を図りました。

②介護予防の推進と介護サービスの充実

住民の健康づくりや介護予防に関する意識の高揚を図るため、地域と連携し高齢者サロンやうんなん幸雲体操を実施し健康づくりと介護予防の一体的な取り組みを展開し、地域の健康力・介護予防力の向上に努めました。令和５年度からは「健康状態未把握者の把握事業」を通じて話し合いの場を活用し地域の課題を整理しています。

外出支援においては高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業について利用者アンケート等を踏まえて、制度の拡充を行いました。

見守り支援においては、配食サービスについて、補助事業者の実情に即した制度となるように見直しを行いました。

③社会参加活動の推進

高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センター、老人クラブ運営の支援を行いました。また、市民が主体的に社会参加しようとする意欲や関心が高まるよう市民の啓発と活動の推進に努めました。

（２）課題と今後の方向性

今後も医療・介護事業所等関係機関と連携した更なる高齢者の支援体制の強化が必要です。総合相談・支援体制の充実については、社会福祉協議会内に設置されている地域包括支援センター、権利擁護センター及び生活支援・相談センターなどの既存の相談機能の取り組みとも連携を深めながら、複合化する問題・課題への対応を図る必要があります。

引き続き、権利擁護支援への理解を深める研修等の実施を行うことが必要です。

重症化予防の展開と介護予防事業から介護保険サービスへの接続の課題に対して、関係者と連携し、適切に接続ができるような仕組みを構築していくことが課題です。

高齢者を支える介護人材の不足、地域における担い手不足の実態があり、今後の人材育成と確保が重要な課題となっています。

【４】障がい者（児）福祉の充実

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合（新指標）		64.0%	58.1%	60.4%	57.5%	56.7%
B 障がい者雇用率	2.34%	2.30%	2.23%	2.57%	2.57%	2.84%

１．成果指標による施策の評価と取り組み

成果指標Ａは、ほぼ横ばいで推移し、目標値には達しておらず、今後も地域で障がいに対する理解促進に取り組んでいく必要があります。

成果指標Ｂは、年々向上し、目標を達成しました。障がい者就業・生活支援センターの取り組みや、雲南圏域障がい者総合支援協議会 就労支援専門部会を中心とした障がい者雇用に向けての普及・啓発が進んだことが要因と考えられます。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① 自立と社会参加の促進
② 障がいに関する相談体制の強化
③ 福祉サービスの充実

（１）取り組みの成果

①自立と社会参加の促進

障害者週間等で市役所ロビー展示や市報での啓発を実施し、市民の障がいへの理解を深めるための取り組みを実施しました。

障がいのある人の就労の場の確保及び社会参加の促進を図るため、優先調達方針による業務委託を行いました。

スペシャルオリンピックス※16 に参加することにより、障がい児（者）の社会参加を促進しました。

②障がいに関する相談体制の強化

雲南市基幹相談支援センターと連携を密にし、総合支援協議会の運営方法や、相談支援専門員の人材育成の方法についての改善を図りました。市内相談支援事業所と連絡会を開催し事業所間の連携を図るとともに、障がいの特性に応じた支援が行えるよう研修会や相談会を開催し、相談支援の質の向上を図りました。

障がい者虐待防止センターで障がい者虐待の相談を受理し対応しました。

③福祉サービスの充実

需要の高い放課後等デイサービスについて、事業所を新規開設（令和５年３月：みかたっこ、令和５年５月：ＣＳいずも放課後デイサービス「つなぐ」）し、学習障がいや医療的ケア児に特化したサービス提供が可能となりました。

高校生年代を対象とした居場所を開設し、学校卒業後のひきこもり移行対策を図りました。

災害時の避難生活を想定し、どのような支援が必要か個別の災害時アセスメント票を作成する取り組みを進めました。また、令和５年度には災害時支援をテーマに通所サービスを行う事業所を対象とした研修会を初めて実施し、災害時支援の課題について共有しました。

令和６年３月に、第４次雲南市障がい者計画及び第７期雲南市障がい福祉計画、第３期雲南市障がい児福祉計画を策定しました。

（２）課題と今後の方向性

引き続き、障がいへの理解を深め、合理的配慮※17 義務化に伴う様々な普及啓発活動を行い、障がいによる差別解消を図ることが必要です。

障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう、本人の自己決定を尊重した支援を行うことが重要です。雲南圏域障がい者総合支援協議会における活動を充実し、相談支援の質の向上を図ります。関係機関やサービス提供事業者と連携し、在宅の障がいのある人の日中活動や就労支援体制の強化を図る必要あります。

障がい者支援の主要事業は庁内関係部局で実施しているため、身近な相談窓口の充実をさせ、関係部局・関係機関との連携強化を図ることが必要です。

【５】地域医療の充実

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	80.3%	80.0%	80.1%	81.4%	81.1%	79.9%
B 雲南圏域医師数（人口10万人あたり）	145人	145人	155人	155人	188.6人	188.6人
C 健康について相談できる相手がいる市民の割合(新指標)		95.0%	94.6%	96.1%	95.7%	96.1%

１．成果指標による施策の評価と取組み

成果指標Ａ、Ｃは目標値をほぼ達成しました。要因としては、耳鼻科・眼科の開業、休日診療の実施、雲南市立病院が在宅療養後方支援機能を担い、医師による出前講座を開催するなど地域医療の充実に努めたことなどが挙げられます。雲南市立病院の改築や、掛合診療所が雲南市立病院の附属診療所となったことにより、医療提供体制の重厚感が増したこと等が主な要因と考えらます。

成果指標Ｂは、雲南市立病院をはじめとした医師確保対策の取り組みなどにより医師数が増加しました。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① かかりつけ医の普及と在宅医療の推進
② 二次医療機関の充実
③ 救急体制の確保
④ 医療行為を受ける機会の保障

（１）取り組みの成果

①かかりつけ医の普及と在宅医療の推進

温泉地区・田井地区及び波多地区の地域医療確保に向け、旧田井診療所及び波多交流センターにおいて巡回診療を行いました。

雲南市立病院は、平成 27 年度から在宅療養後方支援病院となり、平成 28 年度に地域ケア科を設置し、市内開業医と連携し訪問診療を行うなど、在宅医療の取り組みを進め、地域包括ケア推進の一助を担っています。

②二次医療機関の充実

平成 30 年３月に雲南市立病院新本館棟が開院し、雲南市立病院の経営は、病院建設に伴い減価償却費の大幅な増により、経常収支の黒字化は厳しくなりましたが、蓄積した内部留保資金の維持に努め、経営の安定化が図られています。また、雲南市立

病院と掛合診療所の経営統合により、令和元年４月に雲南市立病院附属掛合診療所を開院しました。

雲南市立病院の地域医療人育成センター事業の取り組みと地域枠推薦による医師の着任により、少しずつ若手医師の確保が出来るようになり、診療体制の充実が図られました。

医療職人材確保事業に取り組み、地域枠推薦制度を活用し島根大学医学部に６名が在籍し、医師 22 名が従事しています（令和６年４月現在）。

市立病院を支援する市民団体の活動により、地域医療を支援する活動が定着し、その活動が市民にも認知されるようになりました。

地域包括ケアシステム推進会議（平成 28 年 10 月設置）により、医療介護サービスが切れ目なく受けられる地域包括ケア※18 の推進を図りました。

保健所・医療機関・福祉施設等と連携し、入退院連携マニュアルや在宅医療・緩和ケア情報ファイルの作成などを通じて医療・介護の連携の推進を図りました。

「地域医療連携推進法人雲南市・奥出雲町地域医療ネットワーク」において病院等相互間の機能分担及び業務の連携を推進し医療提供体制の確保に努めました。

③救急体制の確保

救急医療については、可能な限り市内の二次医療機関で受け入れを実施しているほか、ドクターヘリの運行、救急医療病院運営補助事業により、休日、時間外を含めた救急患者の受け入れ確保のための支援を行いました。

平成 29 年１月から、市立病院内で医師会による休日診療を実施しましたが、令和３年６月より新型コロナウイルス感染症への対応等により休止しています。

（２）課題と今後の方向性

市内開業医の高齢化及び後継者不足により診療所数が減少し、一次医療機関※19 の支援策が大きな課題です。二次医療機関※20 との連携や協力支援体制についての検討が急務となっています。地域医療推進のためプライマリ・ケア（総合的・継続的な診療）を担う医師の確保や育成支援の対策が必要です。

医師をはじめ薬剤師や看護師などその他の医療職や、介護人材の不足が大きな課題であり、人材確保と育成支援が必要です。

安全・安心な医療提供をするための体制整備等の協議と検討を行う必要があります。

医療や介護ケアはもとより望む暮らしの実現のためにＡＣＰ（人生会議）※21 の更なる普及推進が必要です。

医療や介護の様々な現場や、連携推進に係る分野においてＤＸ※22 推進や有用なＩＣＴ※23 の活用を検討していく必要があります。

地域・専門機関・行政が一体となり、在宅療養支援体制の構築に努め、地域包括ケアの充実を図り、医療と介護の関係者相互の更なる連携強化が課題です。

【６】健康づくりの推進

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	61.6%	65.0%	63.2%	62.1%	62.0%	63.7%
B 特定健診の受診率	38.5%	60.0%	34.4%	38.9%	38.3%	38.8%
C 特定保健指導の実施率	47.1%	45.0%	41.9%	33.9%	46.5%	29%（見込み）
D 40歳～64歳全がん男女別年齢調整死亡率（人口10万人当たり）	男 117.5 女 67.7	117.5 63.0	108.4 74.9	99.8 91.6	96.5 86.9	103.5 82.5
E 自殺死亡率（人口10万人当たり）	29.85	23.88以下	24.16	21.56	19.00	19.48

１．成果指標による施策の評価と取り組み

市民アンケートの結果による「日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は現状が維持されていますが目標値には達していません。今後も全世代を通じて健康づくり活動の推進に向けた取り組みが必要です。

特定健診・特定保健指導実施率の向上の取り組みに注力しましたが、特定健診受診率の目標値は未達成でした。特定保健指導については集団健診会場における実施等の工夫の結果、実施率が向上し、生活習慣病予防や病気の重症化予防などにつなげることができました。

壮年期の全がん年齢調整死亡率※24 は、成果指標では男女とも目標を達成していませんが、全年齢の全がん年齢調整死亡率では男性は徐々に低下しており女性は横ばいです。

【参考指標】

指標	性別	R元年度 現状値 H25～H29	目標値	R2 H26～H30	R3 H27～R1	R4 H28～R2	R5 H29～R3
全年齢の全がん年齢調整死亡率を減少させる［人口10万対］	男	161.1	減らす	152.5	146.9	140.5	137.8
	女	71.2	減らす	73.9	79.4	75.5	75.8

自死防止に関しては、自死防止総合対策検討委員会・連絡会を通じた庁内外の関係機関と連携・協働した取り組みを進めており、第２次雲南市自死対策総合計画（令和６年３月）を策定しました。本市の自殺死亡率は徐々に低下しており、着実な成果が得られています。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① 地域ぐるみで取り組む健康づくり
② 病気の早期発見と重症化予防・感染症予防
③ 食育の推進

（１）取り組みの成果

①地域ぐるみで取り組む健康づくり

「健康づくり推進協議会」※25 を推進母体とした、官民一体となった健康づくりの推進と環境整備の充実を図りました。

地区保健活動において、ライフステージに応じた生活習慣病予防として減塩教育を重点活動として取り組みました。また、食生活改善推進員や地域運動指導員等、健康づくり・介護予防活動を推進するための核となる地域人材の育成と支援に努めました。

②病気の早期発見と重症化予防・感染症予防

生活習慣病の重症化予防に資するため、特定健康診査及びがん検診等の受診の必要性について啓発を行いました。

令和２年からの新型コロナウイルス感染症流行時においては、保健所や関係機関と連携し市民への啓発と相談支援を行うとともに、国の示す計画に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しました。

③食育の推進

関係機関等と連携し、幼少期から雲南の食の豊かさに触れ、ふるさとを愛する心と食に関わる人への感謝の心を育む活動を通じ、健全な心の発達を促すことができました。安全・安心で正しい食の普及・啓発に努め、四季を通じた行事食や郷土料理などの食文化の伝承活動を行い、多世代・異年齢交流や地域のつながりづくりを促進することができました。

（２）課題と今後の方向性

健康づくりや予防活動に関して、無関心な世代等への有効なアプローチや情報発信のあり方等の協議検討が必要です。健康格差解消※26 のためナッジ理論※27 を活用した環境づくりの検討を行い、既存の地域資源や多様な人材等と連携した更なる健康づくり活動の推進を行う必要があります。

疾病予防対策として、引き続き健診（検診）受診率向上に向けた取り組みおよび、脳血管疾患発症と重症化予防のための取り組みを継続するとともに、糖尿病予備軍の増加や有病率の上昇に伴い、糖尿病並びに慢性腎臓病への重症化予防対策を図る必要があります。

新型コロナウイルス流行時の対策を活かし、新興感染症流行に対応できるよう平時からの健康危機管理体制の構築を図ることが重要な課題です。

第４次食育推進計画（令和７年度～）に沿って、全世代を対象に関係機関と連携した食育の推進を図る必要があります。特に商業や農業分野と連携した活動や、こどもの食育に注力していく必要があります。

【７】子育て支援の充実

■施策の成果指標

	計画策定時 R1(2019)	目標値 (2024)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	（新指標）	80.0%	72.0%	71.9%	72.4%	73.6%
B 地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合	（新指標）	75.0%	83.3%	83.3%	79.2%	78.7%
C 子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合	（新指標）	88.0%	92.7%	94.0%	93.8%	94.6%
D 合計特殊出生率	1.45	1.86	1.60	1.43	1.37	1.37

１．成果指標による施策の評価と取り組み

合計特殊出生率※28は減少傾向ですが、義務教育終了までの子ども医療費の無料化、土曜保育減免、第３子以降保育料の無料化、放課後児童クラブの充実、子育てポータルサイトの開設による市民への情報提供、「子ども家庭支援センター（すワン）（H27～）」や「母子健康包括支援センター（だっこ♪）（H30～）」を設置し、相談や体制を強化する等、経済的支援をはじめとする保護者へのきめ細かな行政サービスを行うことにより、成果指標は概ね目標値を達成しました。

２．基本事業の取り組み成果と課題

基本事業　① こどもの心と体の健やかな発達支援
② 子育てと仕事の両立支援
③ 経済的支援の充実
④ 子育て相談の充実
⑤ 地域における子育て支援の充実

（１）取り組みの成果

①子どもの心と体の健やかな発達支援

母子健康包括支援センター「だっこ♪」において、全ての妊婦や子育て家庭に対し、安心して出産・子育てができるよう、関係機関との連携を強化し伴走型相談支援を推進しました。また、その実効性を高めるため「出産・子育て応援交付金」を活用した経済的支援を一体的に行いました。

乳幼児健診をはじめ、各種教室相談を行い、日々の生活や成長に合わせた切れ目のない相談・支援を実施しました。

発達段階に応じた運動遊びを体系的にまとめた「雲南市幼児期運動プログラム〈実践編〉」の策定（H28.３月）を踏まえ、教育・保育施設での活用をはじめ、「親子で一

緒にふれあい遊び」のリーフレットや「うんなんわくわくあそびＭＡＰ」の配布などによる普及啓発に取り組みました。

②子育てと仕事の両立支援

病児病後児保育事業を市内４か所（大東、三刀屋、掛合、加茂）で実施し、保護者の子育てと仕事の両立支援を図りました。

放課後児童クラブを、全 15 小学校区中 10 小学校校区（移送対応含む）で開設し、開所時間の見直しを行うなど、保護者の子育てと仕事の両立支援を図りました。

令和３年度から木次こども園新園舎における運営を開始し、定員増、保育時間の拡大や一時預かり、延長保育の実施等サービスの拡充を図りました。

多様化する働き方や、保護者のニーズに対応するため、保育短時間利用者の延長保育を実施しました。また、おむつの自園処理実施に向けてゴミ箱等の施設整備を行いました。

③経済的支援の充実

子ども医療費助成制度により中学生まで(H27 年度～)医療費を無料としています。

保育所保育料は、土曜減免（保育料の 2 割軽減)、18 歳未満の児童が３人以上いる世帯で第３子以降の児童であれば教育・保育施設の保育料を無料とする「第３子以降保育料の無償化」を実施しているほか、３歳児以上児の副食費の無償化を実施しました。

一般不妊治療、特定不妊治療、生殖補助医療、不育症治療にかかる費用の一部を助成し、治療を行う夫婦を支援しました。

④子育て相談の充実

こどもの相談窓口として「子ども家庭支援センターすワン」や「子ども家庭総合拠点」でこどもとその家庭の相談等により支援を行いました。

子育てに関する手続きや制度、親子で遊べる場所等の情報をまとめた「子育て応援ガイドブック」を毎年改定して発行しました。

⑤地域における子育て支援の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子保健コーディネーターを配置し、全ての妊産婦の状況の継続的な把握、支援に取り組みました。また、うんなん子育てアプリ「だっこ」を開設し、情報配信しました。

母子保健推進員による「産前産後サポート事業」、雲南市立病院及び市内助産院への委託による「産後ケア事業」を実施しました。また、令和３年度から産前産後訪問サポート事業（家事支援・育児支援)、令和５年度から多胎児養育家庭支援事業を開始し、子育て支援の充実を図りました。

（２）課題と今後の方向性

近年、核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進行する中、育児に悩む人は少なくありません。子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、他機関連携のもと切れ目ない支援と地域における子育て支援体制の強化が必要です。

子育て支援施策の充実を求める声は多く、今後も市の施策・制度・魅力をわかりやすく発信していくことが重要です。また、気軽に相談できる窓口の更なる周知が必要です。

多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に加え、多機関連携による切れ目ない支援と、地域とのつながりを活かした支援、そしてこどもの心に寄り添い健やかな成長を促すことが必要です。

こどもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識を醸成し、こどもの視点に立った支援を推進する必要があります。

第 2 部

第１章　雲南市の目指すまちづくりの

将来像

第２部　第５次総合保健福祉計画の取り組みと目標
第１章　雲南市の目指すまちづくりの将来像

１．第３次雲南市総合計画におけるまちづくりの基本理念と将来像

基本理念　「変わらず、変える」
将来像　　「えすこな雲南市」
well-being for all UNNAN みんなが幸せに暮らせるまち

「えすこな雲南市」をよいかたちでこれからにつないでいくため、「えすこに暮らす（暮らし）」「えすこに育む（人づくり）」　「えすこに創る（価値創造）」の３つの柱（観点）を共通軸に据え、分野を横断する 12 の基本施策を実施することにより将来像の実現を図ります。

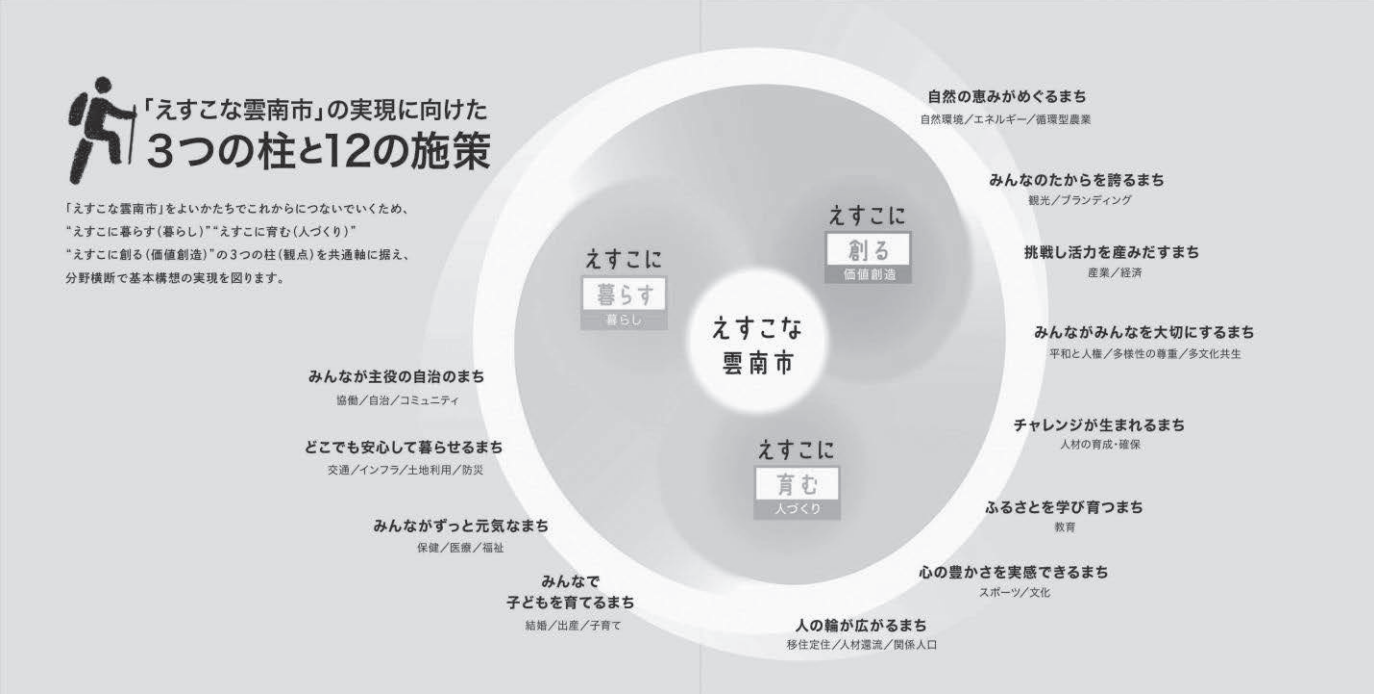

本計画では 12 施策すべてを念頭に置き、分野を横断した連携を意識しながら、保健・医療・福祉の分野の**「みんながずっと元気なまち」**、結婚・出産・子育ての分野の**「みんなでこどもを育てるまち」**の施策を中心に、将来像「えすこな雲南市」の実現にむけて、地域、行政及び関係機関が連携した取り組みを進めていきます。

２．第５次総合保健福祉計画における基本方針

～「みんながずっと元気なまち」　「みんなで子どもを育てるまち」のために～

本市では、社会の人口減少が深刻化、少子高齢化が進行する中、様々な面において担い手の不足が生じ、現在の地域社会や支援体制（サービス提供体制）の持続が困難になっていくことが予想されます。地域社会や支援体制の持続可能性を高め、更に包括的な支援体制へと発展させるためには、誰もが主体的に活躍できる環境を整え、担い手を育成・維持するとともに、共に協力して取り組むことを推進することにより、地域活動の活性化を図る必要があります。

第５次総合保健福祉計画を策定するに当たっては、前計画での成果を踏まえつつ、更なる**包括的支援体制の推進**とともに**地域共生のまちづくり**を目指すことを基本方針とします。複雑・多様化する困りごとの解決に向けた包括的な支援体制を構築します。そして、市民や団体、事業者等がそれぞれの強みを活かしながら協働して相乗効果が生まれるよう、行政が支援します。貴重な地域社会の担い手や多様な人材や資源を効率的、効果的に活用できるよう、必要に応じ支援体制等の整理や統合による最適化の工夫も行いながら、保健・医療・福祉の各分野の施策を推進していきます。

（１）計画の成果指標

第３次雲南市総合計画における、施策ごとの 10 年後のめざす姿の達成度を表す「重点指標」の目標値を本計画の全体の成果指標とします。

施策３　みんながずっと元気なまち（保健／医療／福祉）

10 年後のめざす姿／保健医療福祉の充実や支え合いにより誰もが健やかに暮らしている

重点指標「健康であると感じる市民の割合【主観的健康観】（市民アンケートより）

現状値：75.2%　⇒　**５年後目標値：80.0%**　⇒　10 年後目標値：80.0%

施策４　みんなで子どもを育てるまち（結婚／出産／子育て）

10 年後のめざす姿／家族や地域の温かなつながりの中で安心してこどもを育てられる

重点指標「子育てしやすいまちであると感じる市民の割合」（市民アンケートより）

現状値：72.3%　⇒　**５年後目標値：75.0%**　⇒　10 年後目標値：80.0%

重点指標「合計特殊出生率」（一人の女性が一生の間に産む子供の数を表す指標・人口１０万人対）

現状値：1.50（Ｒ５実績値）⇒**５年後目標値：1.62**　⇒　10 年後目標値：1.80

（２）「地域共生社会」実現のための地域福祉の理念の共有

地域共生社会の実現を目指し、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら安心して暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域の環境づくりを、地域や行政、関係機関が一体となってつくりあげるという地域福祉の理念を共有し取り組みます。

地域福祉計画を包含する本計画は、社会福祉協議会が策定する「雲南市地域福祉活動計画」と連携し取り組みを推進していきます。

（３）地域福祉推進のための取り組み

①体制づくりの基盤

住民主体の支え合いや助け合い活動の基礎は、ご近所同士の良好な関係や地域のつながりの深さにあります。住民相互のつながりの希薄化を懸念する声が聞かれる中、「人と人」及び「世代間」の絆の重要性を再認識し、お互いを気遣い支え合うことができる本市の温かな地域社会の維持・保全に努めます。

■「自助・共助・公助」の考え方

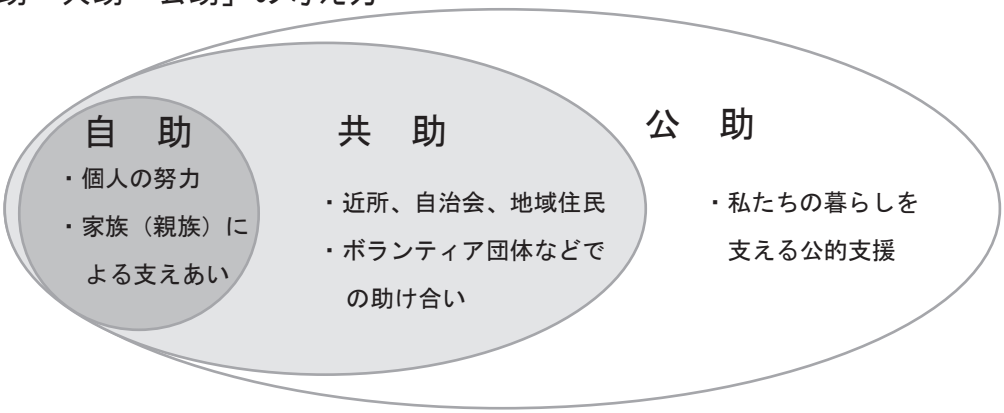

②重層的な支援に向けた体制づくり

本市には、地域の振興・発展を目的に「地域自主組織」と称する地縁による団体が概ね公民館単位の編成で市内全域に設立され「支え合いの地域づくり」の取り組みが既に展開されています。地域自主組織や自治会による住民主体の地域福祉活動を維持・存続させていくために、「人と人」さらには「人と資源」とのつながりを基盤に、地域福祉の推進体制の維持を図ります。民生委員・児童委員、市民活動団体、社会福祉団体等との連携を更に深め、地域福祉に対する理解の裾野を広げながら既存の取り組みを深化させていきます。

また、地域の生活課題の解決に向け、住民主体の地域福祉活動と公的支援を切れ目なく、重層的に展開し、身近な総合相談体制の充実を図るほか、生活課題の解決に向け、生活支援体制（権利擁護支援※29、生活困窮者支援、住民主体の支え合い活動支援）の整備を進めます。

地域福祉の推進体制の強化を図り、保健・医療・福祉分野はもとより、まちづくり、教育、商工、農林、防災などとの分野横断的な連携により、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を含めた地域の活性化に寄与しながら地域支援に努めます。

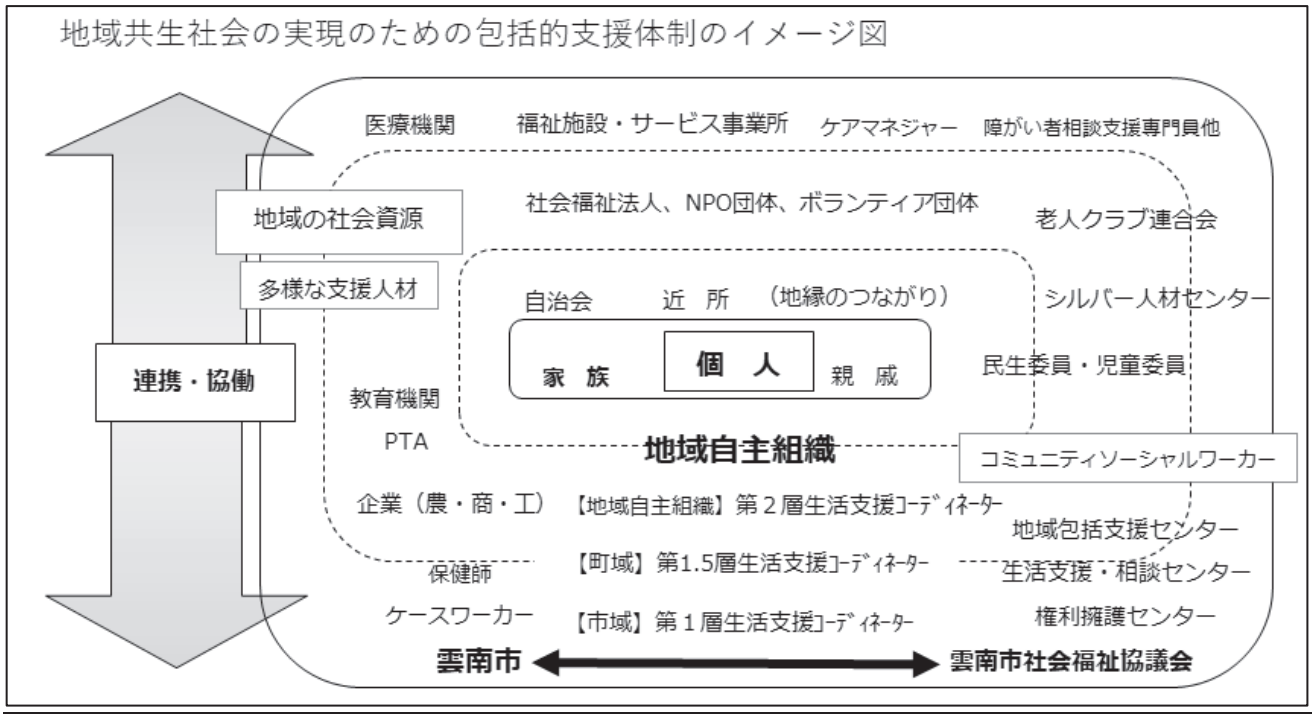

３．保健・医療・福祉の各分野における共通した取り組み

（１）災害や危機管理に対応するための取り組み

近年、頻発する自然災害や新興感染症の流行への対応など、危機管理上の課題への取り組みが急務となっています。地域で支え合い、助け合う意識の醸成とともに、緊急時に対応できる仕組みを整備するため、平常時から関係機関や支援関係者との連携に努めます。

（２）人材育成、人材確保対策

少子高齢化と人口減少、過疎化が進行する中、支援者となりうる地域の担い手不足と、保健・医療・福祉のすべての分野における専門職の人材不足の課題があります。社会福祉法人や事業所等との連携による取り組みを重点的に進め、外国人人材の受入や支援等も含め、人材の確保・定着と育成を図ります。

（３）経営指導・指導監査

サービス提供事業者が、社会福祉事業などを確実、効果的かつ適正に行うためには、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、事業経営の透明性を確保することが重要です。

実地指導や指導・監査を通じて、社会福祉法人をはじめとする事業者が適正な事業経営や提供する福祉サービスの質の向上、ガバナンスの強化を促すなど、法令等に基づき対応していきます。

（４）福祉サービスの利用促進

福祉サービスを必要とする地域住民に対する適切な情報提供や相談体制の確保に向け、関係機関の連携を一層強化していきます。また、社会福祉事業従事者等によるケアマネジメント、ソーシャルワークの充実や利用者に合った適切なサービス選択の確保に努めます。

（５）地域ＤＸの推進

社会情勢の変化に対応しながら、市民サービス向上と業務の効率化を図るため、関係機関との連携により、地域課題の解決に新しい通信技術やデジタル技術を活用した取り組みを進め、持続可能な地域づくりにつなげます。

４．第５次総合保健福祉計画に新たに包含する計画について

（１）再犯防止推進計画

①趣旨

平成 28 年 12 月に成立した再犯防止推進法では、再犯防止に関する責任が国だけでなく地方公共団体にもあることが示され、地方再犯防止計画の策定が地方自治体に求められています。

再犯防止のためには、刑事司法機関だけでなく、福祉や医療など多方面からの支援が必要で、犯罪を犯した者が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会に適応できるようにするためには、国、地方公共団体、および民間団体が連携して支援を行うことが重要です。再犯防止推進法第８条第１項に基づき、雲南市における再犯の防止等の施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として「再犯防止推進計画」を、本計画に包含し策定します。

②基本理念・目標

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられるよう地域づくりを進め、社会への復帰支援を通じて、市民の犯罪被害を防ぎ、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

③支援対象者

再犯防止推進法第２条第１項に規定する犯罪をした者等において、再犯防止推進法制定時の国会附帯決議を尊重し「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」で支援が必要な者を対象とします。

④基本方針

再犯防止推進法の基本理念や国の第二次再犯防止推進計画の基本方針・重点課題を踏まえ、本市の状況に応じて次の４つの重点課題に取り組みます。

重点課題

○就労・住居の確保
○保健・医療・福祉サービスの利用促進等
○犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
○民間協力者の活動促進等

（２）成年後見制度利用促進基本計画

①趣旨

国は、成年後見制度が判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもか

かわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年５月施行）を制定し、第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）及び第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）を策定しています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画において、県や市町村は、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めるよう明示されています。本市においても、生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため積極的に取り組むこととし、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第１項に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として「雲南市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に包含し策定します。

②基本目標

成年後見制度等の権利擁護支援を必要な方が、早期の段階で相談につながるとともに、必要な制度を利用できるよう権利擁護支援のための体制を構築することを基本目標とします。

③支援対象者

認知症や知的障がいその他精神上の障がいなどにより判断能力が不十分であるために預貯金等の財産管理、福祉サービスの利用の手続き等に関して支援が必要な方を対象とします。

④基本施策

成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念や成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方及び目標を踏まえ、次の２つの基本施策を定めて取り組みを進めていきます。

重点課題

○権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

○成年後見制度利用促進に向けた中核機関の体制強化

５．第５次総合保健福祉計画の体系について

本計画は「①地域福祉」「②生活困窮者対策」「③高齢者福祉」「④障がい者（児）福祉」「⑤地域医療」「⑥健康づくり」「⑦子育て支援」の７つの分野において策定します。（計画体系図参照）

■第5次総合保健福祉計画体系図

第３次雲南市総合計画

基本理念「変わらず、変える」　将来像「えすこな雲南市」　Well-being for all UNNAN 〈みんなが幸せに暮らせるまち〉

△

第３次雲南市総合計画【えすこな雲南市】を実現するための３つの柱と１２の施策

３つの柱：「えすこに暮らす（暮らし）」　「えすこに創る（価値創造）」　「えすこに育む（人づくり）」

１２の施策【施策名】１．みんなが主役の自治まち（協働・自治・コミュニティ）　２．どこでも安心して暮らせるまち（交通・インフラ・土地利用・防災）
３．みんながずっと元気なまち（保健・医療・福祉）　４．みんなで子どもを育てるまち（結婚・出産・子育て）　５．人の輪が広がるまち（移住定住・人材還流・関係人口）　６．心の豊かさを実感できるまち（スポーツ・文化）　７．ふるさとを学び育つまち（教育）　８．チャレンジが生まれるまち（人材の育成・確保）　９．みんながみんなを大切にするまち（平和と人権・多様性の尊重・多文化共生）
１０．挑戦し活力を産みだすまち（産業経済）　１１．みんなのたからを誇るまち（観光・ブランディング）　１２．自然の恵みがめぐるまち（自然環境・エネルギー・循環型農業）

△

第５次雲南市総合保健福祉計画　７つの【分野】　□ 包含する計画　（　　）整合性を図る計画（島根県、雲南広域連合、雲南市社協、市の策定計画）

【地域福祉】	【生活困窮対策】	【高齢者福祉】	【障がい者(児)福祉】	【地域医療】	【健康づくり】	【子育て支援】
□地域福祉計画　□再犯防止推進計画 □成年後見制度利用促進基本計画 （地域福祉活動計画/雲南市社協）		□高齢者福祉計画 （雲南地域第９期介護保険事業計画）	□障がい者計画 （市障がい福祉計画・市障がい児福祉計画）	（島根県保健医療計画）	（市健康増進実施計画） （市食育推進計画） （市自死対策総合計画）	（市健康増進実施計画） （市子ども・子育て支援事業計画）

【分野別：**取り組みの柱**と具体的な取り組み】

【地域福祉】	【生活困窮対策】	【高齢者福祉】	【障がい者(児)福祉】	【地域医療】	【健康づくり】	【子育て支援】
１．地域福祉活動の推進 (1) 地域福祉の推進 (2) 地域福祉活動への参加促進 (3)地域福祉の課題解決に向けた取り組みの支援 **２．権利擁護支援** (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 (2) 成年後見制度利用促進に向けた中核機関の体制強化 (3) 虐待防止に向けた体制整備 **３．再犯防止対策** (1) 就労・住居の確保 (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (3) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導実施 (4) 民間協力者の活動の促進	**１．生活困窮者に対する相談体制の充実** (1)生活困窮者からの早期相談につながる仕組みづくり **２．自立に向けた指導支援の充実** (1)関係機関と連携した支援体制の強化 **３．社会参加の促進・就労支援** (1)社会参加の促進と就労支援	**１．地域ケア体制の充実** (1)総合相談・支援体制の充実 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)生活支援体制の整備 (4)認知症対策の充実 (5)住まいの支援 **２．介護予防の推進** (1)健康づくりと介護予防の一体的な推進 (2) 介護予防事業の推進と介護サービスへの切れ目ない接続 **３．介護サービスの充実** (1)介護認定の状況に応じた多様な介護サービスの充実 (2)介護保険事業計画に基づく各種介護サービスの提供 (3)介護人材の確保 (4)在宅生活を支える特別給付 (5)家族介護者の支援 **４．社会参加活動の推進** (1)高齢者の生きがいづくり、老人クラブ支援、シルバー人材、ボランティア等の支援	**１．自立と社会参加の促進** (1)障がい者に対する理解と交流の促進 (2)地域福祉の充実 (3)災害時・緊急時の支援対策の推進 (4)雇用・就労の促進と支援 (5)福祉環境整備の促進 (6)スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興 **２．相談体制の強化** (1)相談支援事業の強化 (2)障がい者の特性をとらえた相談支援 (3)障がい者差別解消と意思決定支援に関わる相談支援体制の強化 **３．福祉サービスの充実** (1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実 (2)児童福祉法に基づく障がい児に関するサービスの充実 (3)市単独で実施する障がい者福祉サービスの充実 (4)保健・医療の充実 (5)障がい児に対する教育施策の充実	**１．一次医療機関における医療提供体制の維持・充実と在宅医療・介護の推進** (1)一次医療機関（診療所）の機能維持・推進 (2)市民を含む多職種の連携による在宅医療・介護提供体制の構築 **２．二次医療機関の充実** (1)市立病院の経営安定化 (2)医療従事者の継続的な確保 (3) 安心して妊婦やこどもが医療機関にかかれる体制の充実 **３．　救急体制の確保・維持** (1)救急医療体制の維持 **４．　医療行為を受ける機会の保障** (1)医療行為を受ける機会を確保する取り組み	**１．ライフコースを踏まえ、ライフステージに応じた自分にあった健康づくりの推進** (1)こどもの生活習慣の確立と健康管理 (2)子育て支援体制の強化 (3)青壮年期の生活習慣改善と生活習慣病予防、重症化対策 (4)特定健診・特定保健指導・がん検診受診率向上 (5)健康づくりと介護予防 (6)こころの健康づくり自死対策 **２．誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり** (1)妊娠期～子育て期の切れ目ない支援 (2)若者・働き盛りの自死対策 (3)がん検診精度管理 (4)健康情報・情報発信 (5) 認知症支援 (6)人材育成と活動支援 **３．食育の推進** キーワード：感謝、自立、団らん、伝承、生産、発信	**１．雲南の良さを活かした子育て環境づくり** (1)地域の子育て支援の充実 (2)家庭状況に応じたこどもへの支援の充実 (3)こどもの安全の確保と生活環境の整備 (4)教育環境の整備 **２．安心して子育てしながら働ける環境づくり** (1)子育てしながら働きやすい環境づくり **３．若い世代の結婚、子育ての希望を叶えられる環境づくり** (1)安心して妊娠・出産できる環境の整備 (2)親子の健康づくりの推進 (3)やさしい社会づくり意識醸成 **４．すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり** (1)こども・若者の社会参画

第 2 部

第２章　第５次計画の取り組みの柱と

成果指標、具体的な取り組み

第２部　第５次総合保健福祉計画の取り組みと目標
第２章　第５次計画の取り組みの柱と成果指標、具体的な取り組み

１．地域福祉

取り組みの柱　　１．地域福祉活動の推進
　　２．権利擁護支援
　　３．再犯防止対策

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	出典
福祉ボランティア活動をした市民の割合	27.9%	35.1%	市民アンケート
助け合える地域であると感じる市民の割合	67.2%	75.0%	市民アンケート

具体的な取り組み

１．地域福祉活動の推進

（１）地域福祉の推進体制の強化

①地域における支え合いの仕組みづくり

地域自主組織（地域自主組織福祉部（地区福祉委員会））を中心とした小地域福祉活動の推進に向け、行政と社会福祉協議会が定期的に連絡調整を行い、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりや伴走支援のあり方についての検討や事業の企画・立案を進めます。それぞれの担当者が定期的に地域自主組織を訪問し、「地域の現状把握」「目指す地域像の確認」「計画づくり」「実践」「振り返り」など、地域福祉活動を推進していくためのコミュニティソーシャルワークに努めます。

福祉専門職やボランティア団体、行政などの関係機関がそれぞれの強みを活かしながらチームとなって課題の解決につなげていくために、地域における関係機関との連携強化や地域を基盤としたネットワークの構築など、地域住民が願う暮らしを支える仕組みづくりを進めます。

地域住民の生活上の困りごとや心配ごとの相談を受け止め、地域における諸課題を早期に発見し専門機関につながるよう、相談支援体制の構築に向け地域自主組織の福祉部長や地域福祉推進員など地域の担い手の確保に努めます。

②災害時の避難支援に向けた平時の見守り・連携体制の構築

雲南市避難行動要支援者の避難支援計画（平成 26 年 12 月策定、令和５年３月改定）や地域と行政の災害対応に関する基本協定（令和４年３月締結）に基づき、要支援者の自助及び自治会を単位とする地域の共助を基本とし、地域と行政で情報共有する「地域申告方式」による避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新を進めます。制度の普及を一層図っていくための住民説明の

場を設けるほか出前講座の開催などにより啓発活動を推進します。

災害時の避難支援は日常生活の延長線上にあるもので、日頃のご近所づきあいや地域の見守り活動こそが、いざという時の支援に大いに役立つことから、避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から民生委員・児童委員や地域自主組織など地域福祉の担い手による見守り・声かけ活動を促進します。

自主防災組織以外に社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職の参画のもと、実効性のある個別避難計画の作成に努めるとともに、地域における連携体制モデルを構築し、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上や多職種連携によるきめ細かな地域支援の充実を図ります。

大規模な地震、風水害などの災害が発生した場合、要配慮者を対象とする避難援護に関する支援体制の整備を進めます。また、ボランティアセンターとの連携により、地域の既存施設を活用した災害復旧のボランティア活動を推進するための拠点の確保を行います。

（２）地域福祉活動への参加促進

①地域住民同士のつながりづくり

「いつでも」「気軽に」「楽しく」集まり活動できる居場所としての機能をもつ「サロン」が住民主体で運営・実施されるための継続的な支援に努め、孤立防止や閉じこもり防止を図り、高齢者等の社会参加を促進します。サロンの形態や運営方法についての課題に向き合い、活動拠点への移動支援、担い手の育成支援、生涯学習・生涯スポーツの推進などについて学び合う機会の提供に努めます。

地域自主組織やボランティア団体・ＮＰＯ等との連携により、近隣住民が食を通じて交流を図る居場所づくり、介護予防や生きがいづくりに配慮した多様なプログラム開発や学びの場づくり、定期的な関わりによる困りごと相談の場づくりなどを進め、官民一体となって分野横断的支援による地域活動の活発化を図ります。

福祉分野をはじめ、地域づくりや教育など、分野・領域を超え、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所の確保に努めます。また、地域の既存施設を活用し、地域住民が集い専門職等との話し合いを通じて新たな活動を生み出すことができる拠点の整備に努めます。

②地域福祉を担う人材の育成・確保

地域自主組織の福祉部長や地域福祉推進員をはじめとする地域福祉の担い手に対し、福祉活動専門員やコミュニティソーシャルワーカー※10など社会福祉の従事者等が専門的なノウハウの提供や助言を行うなど、地域福祉の向上に資する機能強化のための地域支援に努めます。

保健・医療・福祉分野をはじめ、地域づくりや教育など、分野・領域を超えて、多面的に関わることの出来る地域の担い手の育成・確保に努め、地域活動の充実及び地域福祉活動の深化を図ります。

担い手不足が深刻化する民生委員・児童委員の確保に向け、業務の負担軽減を図るほか、民生員・児童委員の役割や活動内容、やりがいについて市民の理解と共感を得るため、継続的に広報を行い、活動しやすい環境の整備を進めます。

③福祉教育の充実

「ふくしを思う人」を増やしていくために、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、地域住民の社会福祉への関心を高めていく出前講座の開催や地域での学び合いの機会の提供など、地域を基盤とする取り組みを進めます。

小中学校が総合的な学習の時間や長期休業期間を活用し主体的に実施する「福祉教育（共育）」については、社会福祉協議会が学習プログラムの企画をコーディネートするほか、社会福祉法人、民間事業所等の関係機関との連携強化により、一層の実践サポートに努め、学校を基盤とする取り組みを進めます。

市民活動団体と市内の高校生ボランティアとの連携による取り組みの支援を強化するほか、若者が身近な福祉活動に関わる機会の提供を拡充し福祉分野のチャレンジを後押しするなど、ボランティアセンターを核とした新たなボランティア活動者の開拓や次世代を担う人材の育成に努めます。

（３）地域福祉の課題解決に向けた取り組みの支援

①学び合いの推進

地域福祉の課題解決や地域における支え合い活動を深めるため、社会福祉法人をはじめとする関係機関との協働により、市域・町域・地域自主組織を単位とする地域住民の学び合いの機会を提供します。また、地域福祉の充実に関する様々なテーマを設けた出前講座を積極的に実施し、地域福祉活動に取り組む団体の育成に努めます。

住民同士のつながりを大切にし、支援が必要な人の把握や地域での声掛けなど支え合う意識を高めてもらうため、地域ぐるみで取り組む環境づくりの促進に努めます。地域福祉に対する理解を深め、地域住民の困りごとなどを他人事ではなく我が事として捉えることができる人、「ふくしを思う人」を増やしていくため、地域の主体性や地域住民のやりがいを育んでいくための継続的な支援に努めます。

地域で誰もが安心して幸せに暮らすために、個別のニーズを地域のニーズと捉え、個別支援と地域支援を“つなげる”視点で、地域生活支援に取り組みます。

②官民協働の促進や多様なサービスの振興

地域において様々な公益活動に取り組んでいる社会福祉法人が適正な運営を行い、社会福祉法人連絡会を通じた相互の協働による新たな社会貢献事業が創設されるよう促していきます。

従来のサービスでは対応が困難なケースを共有し、制度の狭間にある生活課題に対応できるサービスの開発に向けた調査・研究を進めます。また、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、協同組合など、幅広い民間事業者や諸団体との協力や連携のもと、複雑化・複合化した課題の解決に向けた共創・協働の取り組みを進めます。

また、ボランティア団体・NPO 団体との協働により、共に支え合い、助け合う寄附文化の醸成を図り、住民による自主的な福祉活動を支えていく財源確保に努めます。

市民や雲南市に関係の深い方々の理解と共感に基づく共同募金を推進するほか、社会貢献活動

に対する個人や企業からの寄附を促す広報に努めます。

【主要事業（取り組み）】

○地域づくり活動等支援事業（地域振興課）
○地域の担い手育成補助事業（地域振興課）
○法人運営事業補助事業（健康福祉総務課）
○いきいきサロン事業（健康福祉総務課）
○民生児童委員協議会補助事業（健康福祉総務課）
○避難行動要支援者避難支援事業（防災安全課、健康福祉総務課）
○小地域福祉活動支援事業（健康福祉総務課、保健医療政策課）

２．権利擁護支援

（１）権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

①地域連携ネットワークの三つの役割

ア）権利擁護支援が必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

イ）早期の段階からの相談・支援体制の整備

早期の段階から、権利擁護支援について住民が身近な地域で相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。

ウ）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

権利擁護支援の中核をなす公的制度である成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

②地域連携ネットワークの基本的な二つの仕組み

ア）本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化するための広報・啓発を行います。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・保健・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

イ）地域における「連絡会」等体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等

についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する連絡会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「個別ケース会議」などの既存の会議を活用するなど、関係者等で「中核機関連絡会」を開催することにより課題を整理し、解決への糸口が見つかるようチームを支援する体制整備を図ります。

（２）成年後見制度利用促進に向けた中核機関の体制強化

①中核機関の役割

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

②地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワークおよび中核機関については、以下に掲げる広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の４つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、不正防止効果の配慮についても検討します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職・団体等の既存資源を十分活用するとともに、成年後見制度に関する普及・啓発の活動を進めていきます。地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

ア）広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・保健・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関では、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動を行うと共に効果的な広報活動推進のため、広報機能を委託した社会福祉協議会をはじめとする各団体・機関と連携しながら、その活動が地域において活発に行われるよう配慮します。

イ）相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職等の支援を得て、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図れる体制）に係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、権利擁護センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

ウ）成年後見制度利用促進機能

a. 受任調整

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、必要に応じて家庭裁判所や、地域内の専門職および法人後見を行える法人と連携します。

また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制の構築を図ります。

b. 担い手の育成・活動の促進

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、支援の担い手や意思決定支援のサポート役として、市民後見人の育成に向けた研修の実施について協議します。

c. 日常生活自立支援事業等、関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断は求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携の強化が必要であり、特に日常生活自立支援事業の対象者のうち成年後見制度の利用が望ましいケースについては、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度へのスムーズな移行等を支援します。

エ）後見人支援機能

中核機関は、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・保健・医療・地域等の関係者（例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・児童委員、市担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。

オ）不正防止効果

成年後見制度の利用件数の増加に伴い後見人等の不正も増加し、被後見人の権利を守るべき親族後見人等が、財産を搾取するなどの権利侵害を起こしていることが社会問題となりました。

これに対し、裁判所は、親族後見人による不正防止の観点から、後見人等として親族ではない専門職等を選任する割合を増加させ、また、ある程度の管理財産がある親族後見人等には、後見制度支援信託の利用を求め、利用しない場合には後見監督人等を選任するという対策を進めるようになりました。

こうした状況を踏まえ、まずは広報機能を充実し広く周知を図ることで、制度への理解の促進や不信感の払しょくに努め、制度を必要とする人が安心して利用できる環境を整備していきます。

（３）虐待防止に向けた体制整備

①虐待防止ネットワークの強化

市に設置している高齢者、障がい者、こどもへの虐待防止を目的とした会議を通して、警察、医師会、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見と早期対応、相談支援、虐待の防止に努めます。また対応に当たっては虐待対応マニュアルに従い関係機関と連携し、養護者に対する支援を含めた虐待に関する体制整備の充実に努めます。

②虐待防止のための周知

民生委員・児童委員や福祉関係事業所等の職員に対し、パンフレットの配布や研修会等を通じ、虐待の通報窓口や発生予防の啓発を行います。

【主要事業（取り組み）】

○日常生活自立支援事業（健康福祉総務課、長寿障がい福祉課）
○成年後見制度利用促進事業（長寿障がい福祉課）
○法人後見事業（健康福祉総務課）
○高齢者虐待防止対策推進協議会運営事業（長寿障がい福祉課）
○児童虐待対策事業（こども家庭支援課）

３．再犯防止対策

（１）就労・住居の確保

①就労の確保

公共職業安定所（ハローワーク）の就職支援、生活支援・相談センターの就労支援や就労準備支援、生活保護受給者の就労自立促進事業等を活用し、犯罪をした人々の年齢や障がいの種類・程度に応じた適切な就職と就労の定着を目指します。

雇用の面から再犯防止に協力いただける事業主が増えるよう、普及啓発に努めます。

市の建設工事等競争入札参加資格審査において、犯罪をした人等を実際に雇用した協力雇用主に加点する制度の導入について研究します。

②住居の確保

市営住宅への入居申請時の連帯保証人を不要とし、犯罪をした人等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居喪失のおそれのある人の住居確保に配慮します。

犯罪をした人等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居喪失のおそれのある人からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

（２）保健医療・福祉サービスの利用の促進

島根県地域生活定着支援センターが行う、福祉的な支援が必要な人（障がい又は高齢等）の刑務所出所後の福祉サービス利用の調整に協力します。

起訴を猶予された人、保護観察に付されていない人等のうち、福祉的な支援が必要な人（障がい・高齢・生活困窮等）の関係機関へのつなぎに協力します。

（３）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導実施

犯罪をした人等の特性に応じた保健・医療・福祉サービスの利用促進を図ります。

生活支援・相談センターや地域包括支援センター、福祉事務所、保護司会等において相談を受け付け、福祉的支援が必要な人に対しては関係機関と調整を行います。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、雲南市再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち、保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有します。

検察庁、弁護士、保護観察所、地域生活定着支援センター、矯正施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事務所等との連携を強化し、犯罪をした人のうち、高齢者・障がい者・生活に困窮する人等の福祉的支援が必要な人に対して、福祉サービスを円滑に提供するよう努めます。

（４）民間協力者の活動の促進

①保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動の支援

民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。

地域の安全・安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。

②広報・啓発活動の推進

市ホームページや広報紙において、保護司及び更生保護ボランティアの活動について周知し市民の理解の促進に努めます。

社会を明るくする運動を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。

７月の再犯防止月間において、各種会議や広報紙、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。

【主要事業（取り組み）】

○自立相談支援事業の充実（健康福祉総務課）
○生活困窮者支援ネットワークの充実（健康福祉総務課）
○生活困窮者自立支援計画の作成（健康福祉総務課）
○就労支援員の配置（健康福祉総務課）
○職業紹介等の就労支援の提供（健康福祉総務課）
○住居確保給付金の支給（健康福祉総務課）
○福祉人材育成に係る啓発活動や福祉教育の充実（健康福祉総務課、保健医療政策課）

２．生活困窮対策

取り組みの柱　１．生活困窮者に対する相談体制の充実
２．自立に向けた指導支援の充実
３．社会参加の促進・就労支援

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	出典
生活保護から自立した世帯数	16 世帯	16 世帯	被保護者調査
新規相談件数のうち自立生活のためのプラン作成件数の割合	23.3%	40.0%	生活困窮者自立相談支援事業実施報告書

具体的な取り組み

１.生活困窮者に対する相談体制の充実

（１）生活困窮者からの早期相談につながる仕組みづくり

①生活困窮者自立相談支援事業の充実

生活支援・相談センターの更なる相談体制の充実を図るため、相談支援員研修等の受講や支援事業についての基本的な支援プロセスや意義、相談業務のマネジメントの資質向上を図ります。

②早期発見・早期支援につながる地域の環境づくり

生活困窮者の早期把握のため、一番身近な地域から相談が支援者に繋がる環境づくりに努めます。

医療・福祉・労働等の関係機関や庁内関係部局により生活困窮者自立支援ネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や課題解決に向けた分野横断による連携を図ります。

③生活保護相談体制の充実

生活保護が必要な人には確実に保護を実施するよう、福祉事務所には専任のケースワーカーや査察指導員を配置し、生活支援・相談センターと連携を図りながら適切に生活保護へつなげます。

【主要事業（取り組み）】

○自立相談支援事業の充実（健康福祉総務課）
○生活困窮者支援ネットワークの充実（健康福祉総務課）
○生活保護相談体制の充実（健康福祉総務課）
○民生委員・児童委員活動の充実（健康福祉総務課）

２．自立にむけた指導支援の充実

（１）関係機関と連携した支援体制の強化

①状態に応じた支援計画の作成

ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、生活困窮者の相談に応じ、適切なアセスメントを実施して一人ひとりの状態にあった自立支援計画を作成し、必要な支援の提供につなげます。

②多分野と連携した包括的支援体制の充実

生活困窮者支援に必要と考えられる他の専門的な支援機関や各種事業・サービスの実施機関と連携を図り、支援ネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的・継続的な支援を実施します。

③貧困対策及び貧困の連鎖の解消

食に関する支援やこどもの貧困、独居高齢者等への対策として、地域において活用可能なサービスや事業、各種の取り組みを洗い出し、見える化等による整理を行い、地域や社会福祉協議会等とともに取り組みの充実や開発に努めます。

④生活保護世帯に対する指導支援の充実

被保護世帯への訪問により生活状況を把握し、援助方針に反映させ、これに基づく自立を助長するための支援を行います。

また、医療・介護・労働等の関係機関との連携により、自立に向けた指導・助言を行います。

【主要事業（取り組み）】

○生活困窮者自立支援計画の作成（健康福祉総務課）
○住居確保給付金の支給（健康福祉総務課）
○自立支援プログラムの策定と実施（健康福祉総務課）
○生活保護扶助事業（健康福祉総務課）
○被保護者の健康管理支援（健康福祉総務課）

３．社会参加の促進と就労支援

（１）社会参加の促進と就労支援

①就労支援体制の充実

福祉事務所や生活支援・相談センターに就労支援員を配置し、生活歴や健康状況、家族関係等の複合的な課題を一つひとつ紐解きながら、就労が必要な生活困窮者への支援を行い、就労意欲の喚起を図ります。

②多分野連携による社会参加と自立への支援

生活支援・相談センターを中心に、包括的できめ細やかな相談対応を行い、既存のネットワークを最大限に活用し、支援が必要な人に必要なサービスを届けるためのプラットフォームを展開します。

また、アウトリーチ※30 を含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人の力を引き出す支援を行い、地域とのつながりや関係性づくりを目指します。

【主要事業（取り組み）】

〇就労支援員の配置（健康福祉総務課）
〇職業紹介等の就労支援の提供（健康福祉総務課）
〇ひきこもり支援の実施（長寿障がい福祉課、健康福祉総務課、こども家庭支援課、学校教育課、キャリア教育政策課）

３．高齢者福祉

取り組みの柱
１．地域ケア体制の充実
２．介護予防の推進
３．介護サービスの充実
４．社会参加活動の推進

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	出典
住み慣れた地域で安心して暮らしている高齢者の割合	71.9%	75.0%	市民アンケート
生きがいを感じている高齢者の割合	75.6%	80.0%	市民アンケート
地域と交流があると感じる高齢者の割合	63.2%	75.0%	市民アンケート
日常的に健康づくりに取り組んでいる高齢者の割合	73.1%	80.0%	市民アンケート
介護サービスを受けている要介護等認定者の割合	83.9%	100%	雲南広域連合介護保険課より

具体的な取り組み

１．地域ケア体制の充実

（１）総合相談・支援体制の充実

社会福祉協議会内に設置されている地域包括支援センター、権利擁護センター及び生活支援・相談センターや、市役所内の消費生活センターなどの既存の相談機能との連携を深めながら、複合化する問題・課題への対応を図ります。

（２）在宅医療・介護連携の推進

医療、介護関係機関の連携が円滑に図られるよう、在宅医療・介護連携支援センターを市役所内に設置し、地域包括支援センターや生活支援・相談センター、病院内に設置されている地域連携室等の相談機関と連携・協力し、高齢者の相談体制の充実を図ります。

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職や民生委員・児童委員等多職種で構成される「地域ケア会議」を行い、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう地域全体で支援していきます。個別事例の検討を通じて関係者で地域課題の把握と共有を行い地域づくりや施策形成を行い、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、多職種連携推進ネットワーク研修会等の開催を通じて、課題共有や意見交換を行い医療・

介護分野の連携強化に努めます。

人生会議・ＡＣＰ(アドバンス・ケアプランニング)を推進し、市民への普及啓発を行います。

令和５年度に作成した支援ツール「未来へつなぐノート」を活用し、市民の望む暮らしの実現に向けて医療・介護関係者と連携して市民の意思決定を支援します。

雲南地域医療介護連携調整検討委員会（事務局：保健所）に参画し、「入退院連携マニュアル」、「医療介護連携シート」の運用、見直しを行い、多職種の連携強化に努めます。

（３）生活支援体制の整備

①地域の支え合い・つながりの仕組みづくり

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、他人事になりがちな地域づくりを住民自身が「我が事」として主体的に取り組み、地域課題に向き合うことが必要です。

地域住民や社会福祉に関連する地域の様々な団体の参加・協力のもと、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された社会福祉協議会と市が同じ方向に向かい、それぞれの強みを活かしながら相互に連携・協力することにより、本市の地域福祉のより効率的・効果的な推進をめざします。

生活支援コーディネーターを配置し、地域の人と共に、地域の課題について考え、支え合いの仕組みづくりや地域の課題解決に取り組むことで、住民主体による地域づくりを支援します。

市の全域を対象とする第１層生活支援コーディネーターに市職員と社会福祉協議会職員をそれぞれ１名、第 1.5 層生活支援コーディネーターとして市の地域づくり担当職員と社会福祉協議会福祉圏域担当職員、第２層生活支援コーディネーターには地域自主組織の地域福祉推進員を配置し、各層のコーディネーターが連携を図りながら、引き続き住民主体の支え合い活動の充実に努めます。

②分野横断的支援

高齢者の生活課題に限らず分野を超え、地域全体の課題解決に取り組むことや支え合いの仕組みづくりを考え、住民主体による地域づくりをするために、地域づくり・教育・福祉といった他分野の地域支援人材との連携による地域支援に努めます。

③地域課題ニーズ把握とマッチング

地域にある様々な地域活動や民間事業者等の各種サービスといった地域社会資源情報の収集、多様な主体間の連携体制づくり、不足しているサービスの創出やニーズとサービス提供のマッチングなどの活動を行い、地域のつながりづくりを支援・推進します。

年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる人々が交流し、高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりに、こどもたちにとっては社会性や協調性を養うことにつながるよう、社会福祉協議会等との連携により、全世代的な交流活動を支援します。

④話し合いの場（協議体）の設置

高齢者の生活支援や社会参加に関するニーズの把握を行い、把握した課題に関する意見交換や

協議する場（話し合いの場）づくりを行っています。今後も高齢者の住み慣れた地域での生活を専門職と関係機関・地域支援者が連携して支援する支え合いの仕組みづくりを充実させるために、活動を強化していきます。

⑤学び合い会議

地域、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、「受け手」「支え手」に分かれることもなく、誰もが役割を持ち、お互いにつながり支え合えるように学び合い会議や地域円卓会議などの研修機会を行政と社会福祉協議会が一体となり開催し、啓発に努めます。

⑥見守り活動の支援

地域の実情に合わせて実施される見守り活動の創出等、見守り体制の更なる充実強化の伴走支援を行います。

⑦買い物支援

地域や事業所と連携し、移動販売車等地域にある資源をマッチングしながら、よりよい買い物支援の仕組みとなるよう努めます。

⑧移動支援（高齢者等バス・タクシー助成）

市民バス、デマンドタクシー※31 の運行及び通院、買い物などの外出手段の利便性向上に向けた方策に関する検討を継続的に行います。

高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業、福祉タクシー料金助成事業による助成を行うとともに、福祉有償運送や公共交通空白地有償運送などに取り組む事業所、団体等を支援します。

（４）認知症対策の充実

①認知症に関する正しい知識、認知症の人への理解を深めるための啓発

認知症はだれでもなる可能性のある身近な疾患です。学校や事業所、地域などでキャラバンメイト※32 による認知症サポーターを養成し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、認知症の人への理解を深め、偏見の解消に努めます。また、認知症であってもなくても安心して暮らし続けられるよう、共生を意識した地域づくりを推進します。

②連携による相談・支援体制の整備等

認知症地域支援推進員を中心に、認知症やもの忘れ等に関する相談が身近な場所で早期に受けられるよう、行政、地域包括支援センター、介護サービス事業所、医療機関等の関係機関が連携し、ネットワークの形成と、相談・支援体制の強化を図ります。市内の医療機関が保有する各種機能（認知症サポートチーム、認知症疾患医療センター、認知症の診断及び治療、日常の療養支援等）との連携を図りながら、適切な医療や介護を受けられる支援体制を構築します。警察及び近隣自治体との広域連携により高齢者等見守りＳＯＳ ネットワークを運用し、認知症高齢者等が行方不明になった場合にも円滑に対応できる、安全・安心のための支援体制を整えます。

認知症地域支援推進協議会を開催し、効果的で円滑な事業運営を検討します。地域自主組織が行う見守り活動等と連携し、支援体制の更なる強化に努めます。認知症の人とその家族が気軽に集い、相談できる場である認知症カフェ「オレンジカフェうんなん」を継続し、認知症の人の社会参加や仲間づくりを支援します。認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「オレンジサークル※33」の取り組みにより、認知症の本人も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備します。

③認知症予防の推進、早期発見・早期対応の体制整備

認知症予防教室「いきいき脳トレ講座」により、認知症予防の方法を普及し、実践する人が増えるよう支援します。うんなん幸雲体操や地域のサロン等において認知症予防の啓発を行うとともに、認知機能が低下している人を早期発見し相談支援につなぐよう努めます。家庭訪問等によるスクリーニング検査の実施や、市内医療機関との連携により、認知症の早期発見・早期支援に努めます。認知症の人とその家族等に対し包括的・集中的な初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を活用し、進行の抑制に努め、自立した生活を継続できるよう支援します。

（５）住まいの支援

公営住宅については、雲南市公営住宅等長寿命化計画（平成 31 年３月）に基づくバリアフリー※34 化やユニバーサルデザイン※35 化を進め、高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる住宅環境の整備を図ります。

住宅改修については、改修を必要とする高齢者への相談支援の充実を図り、介護保険による住宅改修制度や島根県による高齢者等が安全で快適に暮らせるようにバリアフリー化するための「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」について周知し、活用促進を図ります。

高齢者生活福祉センターについては、降雪や猛暑に伴う季節利用や施設への入所待ちなど、利用目的が多様化しています。今後も利用の増加が見込まれることから、更に利用しやすい施設となるよう機能の充実を図ります。

養護老人ホームについては、65 歳以上の自立した高齢者が、家庭環境や経済的な理由によって在宅生活が困難となった場合に入所し、生活の場を確保するため、引き続き、安定的に入所措置が行えるよう努めます。

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者専用住宅等については、関係機関や事業者と協議しながら、必要な整備が図られるよう対応します。

【主要事業（取り組み）】

総合相談・支援

○地域包括支援センターの運営（長寿障がい福祉課）

○権利擁護に関する事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援（長寿障がい福祉課）

○消費生活センター事業（市民生活課）

在宅医療・介護の連携

○在宅医療・介護連携推進事業（保健医療政策課）
○在宅医療・介護連携支援センターの運営（保健医療政策課）
○地域ケア会議の開催（保健医療政策課）

生活支援

○市民バス・デマンドタクシーの運行及び利用助成（うんなん暮らし推進課、長寿障がい福祉課）
○公共交通空白地有償運送協議会主宰事業（うんなん暮らし推進課、長寿障がい福祉課）
○配食による見守り活動推進事業（長寿障がい福祉課）
○緊急通報システム設置助成事業（長寿障がい福祉課）
○避難行動要支援者避難支援事業（健康福祉総務課、防災安全課）
○生活支援体制整備事業（保健医療政策課、健康福祉総務課、健康推進課）

認知症対策

○認知症総合支援事業（保健医療政策課）
○認知症サポーター養成事業（保健医療政策課）
○家族介護継続支援事業（保健医療政策課）
○認知症高齢者見守り事業（保健医療政策課）

住まいの支援

○公営住宅の整備・運営及び住宅リフォーム助成事業（建築住宅課）
○高齢者生活福祉センター運営事業（長寿障がい福祉課）
○老人保護措置事業（長寿障がい福祉課）

２．介護予防の推進

（１）健康づくりと介護予防の一体的な推進

①健康づくりから介護予防事業への好循環な接続

高齢者の特性を踏まえ、予防・医療・介護など多角的なアプローチが必要となります。健康診断や歯科口腔健診結果に応じ、必要な介護予防事業へ切れ目なく接続する仕組みを推進していきます。住民自ら主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、栄養・口腔、運動、社会参加などフレイル※36 予防の３本柱を主軸にした教室を提供していきます。

地域で開催されるいきいきサロンなど健康教室・相談において、高齢者への質問票を活用したフレイルチェックを行うとともに、本人の気づきを促し、各健診・教室に接続していきます。

また、医療機関等関係機関とともに、一体的に健康づくり・介護予防事業を実施できるよう体制整備を進めていきます。

（２）介護予防事業の推進と介護サービスへの切れ目ない接続

①高齢者の自立を支援する一般介護予防事業の推進

うんなん幸雲体操の普及やにこにこ運動教室など、高齢者の心身の状態に応じた介護予防教室を展開します。教室参加者等の状態を把握し、一人ひとりに適した事業へつなぐなど、自立生活が維持できるよう、切れ目のない支援を行います。

②高齢者の実態把握

健康状態未把握者実態把握事業から、健診・医療・介護情報のない後期高齢者は地域との接点が希薄化し、健康情報が届きにくい状況であることが危惧されます。潜在化している医療・介護ニーズにより早く対応できるよう、関係機関と連携しそれぞれの地域の実情に適した地域包括ケアシステムを構築します。

③介護予防事業から介護サービスへの接続の仕組みづくり

介護予防事業等で把握した高齢者を関係機関と連携し必要なサービスに接続できるよう連携体制を強化していきます。多様化するニーズに対応できるよう関係機関と情報共有しながら、好循環なサービス提供体制の構築を図ります。

【主要事業（取り組み）】

○高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業（健康推進課）
○地域介護予防活動支援事業（健康推進課、保健医療政策課、健康福祉総務課）
○健康教室・健康相談（健康推進課）
○地域リハビリテーション活動支援事業（健康推進課）
○介護予防普及啓発事業（健康推進課、保健医療政策課）
○介護予防把握事業（健康推進課）

３. 介護サービスの充実

（１）介護認定の状況に応じた多様な介護サービスの充実

介護保険の保険者である雲南広域連合と連携し、住民のニーズや需要に応じた介護保険事業計画の推進に努めるとともに、計画に沿った介護サービス供給量の調整・確保に努めます。

（２）介護保険事業計画に基づく各種介護サービスの提供

介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、介護を要しない人への予防事業を行うとともに、 地域における介護予防活動が着実に展開されるよう支援します。介護を要する人への介護サービスについては、在宅サービス基盤の確保に努めるとともに、地域密着型サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための在宅支援型サービスの提供を維持します。在宅での生活が困難な人には、介護老人福祉施設や介護老人保健施設など施設入所型サービスの必要量を維持します。

（３）介護人材の確保

介護サービスを支える人材の確保については、雲南市介護人材就労継続奨励金のほか、雲南市人材確保支援事業補助金、雲南市企業人材確保支援事業交付金など、他部局の事業とも連携した

取り組みを進めます。また、市内の高校生を対象に介護の授業を行うなど学校と連携し、若年層に対する介護分野への進学や就職の働きかけを行います。取り組みに際しては、国・県の施策や雲南広域連合の取り組みと連携し、外国人介護人材の受入れや、最新技術を活用した業務の効率化などの視点もあわせ有効な手立てを検討していきます。

（４）在宅生活を支える特別給付

介護保険の保険者独自の特別給付事業として、中重度の要介護者の在宅生活継続支援のため、居宅サービス費区分支給限度額拡大事業を実施するほか、入院患者や施設入所者の在宅生活への復帰を目的とした外泊体験サービス事業や、癌末期の要介護者の一時外泊時の居宅生活支援を目的とした外泊時ターミナルケアサービス事業を実施します。

（５）家族介護者の支援

在宅で介護する家族等の経済的負担を軽減するため、介護用品やたん吸引器の支給を行います。

【主要事業（取り組み）】

○介護保険事業（長寿障がい福祉課）
○訪問入浴介護事業費助成事業（長寿障がい福祉課）
○介護人材確保対策事業（長寿障がい福祉課）
○家族介護継続支援事業（長寿障がい福祉課）

４．社会参加活動の推進

（１）高齢者の生きがいづくり、老人クラブ支援、シルバー人材、ボランティア等の支援

高齢者が地域の中で生き生きと生活し、閉じこもり防止や健康増進活動の促進が図られるよう、老人クラブ、シルバー人材、高齢者ボランティア等が主体的な活動を行って活躍の場を広げられるような支援を推進します。

社会参加活動を通じ、人と関わり、つながりを持つことが、健康づくりや介護予防にも好影響を及ぼすと言われています。そのことを市民へも情報提供し、主体的に社会参加しようとする意欲や 関心が高まるよう、積極的な啓発活動に取り組みます。

【主要事業（取り組み）】

○老人クラブ活動の支援（長寿障がい福祉課）
○シルバー人材センター支援事業（健康福祉総務課）
○ボランティアセンターの運営支援（健康福祉総務課）
○高齢者スポーツや生涯学習活動等の推進（長寿障がい福祉課、身体教育医学研究所うんなん、社会教育課）

４．障がい者（児）福祉

取り組みの柱　１．自立と社会参加の促進
２．相談体制の強化
３．福祉サービスの充実

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	出典
障がいのある人が地域活動に参加しやすいように配慮されていると感じる市民の割合	32.2%	50.0%	市民アンケート
障がい者雇用率	2.84%	2.90%	（現状値はＲ５実績値）島根労働局より

具体的な取り組み

１．自立と社会参加の促進

（１）障がい者に対する理解と交流の促進

①広報啓発活動の推進

障がいのあるなしにかかわらず全ての人がお互いの人格や個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション※37」の理念を普及させることが重要です。障がい者団体及び福祉サービス事業所等関係機関と協働しながら、市民の意識高揚のための広報・啓発活動を「障害者週間」等の機会にとどまらず積極的に行います。

また、障害者差別解消法に基づく障がいのある人への配慮（合理的配慮）について、市民に対する啓発活動を行います。

②社会教育、福祉教育の充実

小中学校等において、「障がいのある人に対する理解」や「人権」などをテーマとした学習や交流及び共同学習を行うことにより、人権意識を高め、障がいや障がいのある人に対する理解を深める教育を積極的に推進します。

ユニバーサルデザイン※35 の視点による授業づくりを行い、特別な教育的支援が必要なこどもはもとより、全てのこどもにとって「分かる・できる」と感じられる授業を構築します。

③地域での交流の促進

地域行事や各種活動への障がい者の参加・交流を促すため、地域住民や障がい者団体及び福祉サービス事業所等との連携を深めます。障がい者団体の活動、障がいのある人同士又は障がい児の保護者同士の交流についての支援を行います。

障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段は多様であり、そのコミュニケーション手段を使用しやすい環境づくりを行います。障がいのある人もない人もお互いを理解し合い、円滑なコミュニケーションを図ることにより市民同士の交流を促進します。

④雲南圏域障がい者総合支援協議会の取り組みの推進

総合支援協議会に参加する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の相談支援専門員、サービス管理者、行政機関職員の障がいのある人に対する支援の質的な向上を図るため、各種研修会や交流会を実施します。また、総合支援協議会において多職種での事例検討により地域課題を抽出し、課題解決に向け継続した支援を行います。

（２）地域福祉の充実

①ボランティア活動への支援・充実

障がいのある人を対象としたボランティア活動団体と連携し、あいサポート運動※38 の啓発、ヘルプマーク※39 やヘルプカード※41 の周知を進めます。

また、聴覚障がい等のある人がその他の人と意思疎通を図るための仲介役の一つとして、要約筆記者、手話奉仕員を養成します。聴覚障がい等のある人が社会参加や日常生活を円滑に営むことができるよう、意思疎通の支援を必要とする場所に、手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣します。

②地域福祉ネットワークの構築

障がいのある人が自立して地域で生活していくことを支援するため、雲南圏域障がい者総合支援協議会を柱とし、保健・医療・福祉・地域の連携強化による各分野からの情報集積・整理に努め、地域福祉のネットワークの構築を推進します。また、障がい者福祉と高齢者福祉の連携を図るため、雲南市基幹相談支援センターが窓口となり地域包括支援センターや介護支援専門員等との相談や調整を行います。地域福祉のネットワークと市の関係部局の連携を強化し、障がいのある人やその家族の思い・意見を地域づくりや施策に反映します。

③情報提供の充実

全ての障がいのある人があらゆる活動に参加するためには、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が必要であるため、情報利用におけるバリアフリー化（情報アクセシビリティ）に向けた検討を行い、障がいの種類や程度に配慮した情報提供や支援を行います。

（３）災害時・緊急時の支援対策の推進

①防災・防犯意識の高揚と対策の推進

障害福祉サービス事業所の避難計画策定について、必要な情報や支援策等を提供し、関係機関や地域住民との連携を深めていくとともに、定期的な避難訓練実施の徹底を呼び掛けます。また、見守りや声かけなど地域での協力体制と、市や警察、障がい者団体、障害福祉サービス事業所が連携することで犯罪被害や消費者トラブルの防止と早期発見に努めるとともに、障害福祉サービス

事業所への不審者侵入対策の実施を促します。

さらに、防災・防犯知識の普及や、関係機関や地域住民が一体となった綿密な連絡体制の構築に努め、障がいのある人自身の参加による防災・防犯訓練の実施を促進します。

②緊急通報システムの設置促進

緊急通報システム設置に係る補助制度の周知を行い、システムが必要な世帯への設置の拡大を図ります。相談支援専門員や民生委員等に周知を行うことで、必要な人に情報が届くよう工夫します。

③災害時の避難支援

避難行動要支援者名簿の定期的な更新作業を地域自主組織に働きかけるとともに、名簿情報を平常時の声かけや見守りなどの地域福祉活動に活用されるよう、引き続き周知を図ります。

また、実効性のある個別避難計画の作成に向け、自主防災組織以外に社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職の参画のもと、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上や多職種連携によるきめ細かな地域支援の充実を図ります。

さらに、原子力災害に備えた広域避難計画の実効性を高めていくため、引き続き防災訓練を実施するとともに、島根県など関係機関と連携し取り組みを進めます。

④災害時の情報・連絡体制の整備

視覚障がい者・聴覚障がい者等の要支援者への避難誘導が確実にできるよう情報連絡体制の充実を図るとともに、避難所等におけるコミュニケーション支援の体制を整備します。避難に支援を要する人に、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけるとともに、本市が配信する「安全・安心メール」への登録を進めます。避難行動要支援者名簿に登録された人については、個別支援プラン・マイ避難プランの作成を促します。

⑤避難・救助体制の充実

指定避難所では、「雲南市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、環境改善に努め、障がい特性に配慮した避難所の運営体制の整備を進めます。

福祉避難所については、協定締結施設と合同訓練を実施し、受け入れ方法について検証を行います。

また、物資の確保や具体的な支援体制について整備を進めます。福祉避難所について、民生委員・児童委員や地域自主組織を通じて周知を図ります。

地域住民による防災・防犯ネットワークの整備を促進し、安否確認など地域住民が障がいのある人等を見守るとともに、引き続き住民の意識啓発・自主防災組織の普及啓発、防災教育の推進に努めます。

さらに、避難経路の周知や福祉避難所における生活支援を推進する体制づくりに努め、避難所等での集団生活でのストレスに対する心のケアに努めます。

（４）雇用・就労の促進と支援

①一般就労への支援及び職場定着の支援

障がい者就業・生活支援センターが中心となり、雲南公共職業安定所、雲南市、雲南無料職業紹介所、就労支援事業所など関係機関が連携を図り、公共機関での実習等に積極的に取り組み、就職や職場定着を支援します。また、特別支援学校等との連携を図り本人のニーズを重視した支援を行います。

重度障がい者の就労を促進するため、職場・通勤における支援の充実を図ります。

②雇用の確保と雇用主への理解・協力の働きかけ

障がいのある人の能力や特性に応じた雇用の確保を図るため、雇用主へ理解と協力が得られるように働きかけます。

企業への就職については、事業主に対して障がいのある人の社会的自立に大きな意義を持つ雇用について理解を促すとともに、障害者雇用率制度や障者雇用納付金制度などの周知を図り雇用を促進します。

③福祉的就労の支援

訓練等給付施設など福祉的就労施設の整備や、公共施設を利用した就労支援の検討を行う際、ニーズの把握に努め、事業所・県等との連携を図りながら進めます。また、就労継続支援事業所における商品開発力の向上や販売先の開拓などによる工賃増額のための取り組みに対する支援が必要で、島根県障がい者就労事業振興センターや庁内の農業・商工振興担当部局との連携も重要です。

さらに、障がいのある人を多数雇用する事業所や障害者福祉施設等における庁用物品としての調達、各種行事や大会等における記念品としての活用など積極的な発注を行います。

（５）福祉環境整備の促進

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安全で、快適に生活できる社会づくりのために、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。建築物のバリアフリー対策等についてホームページでの周知啓発や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく指導助言を行います。

②施設の整備・改善

すべての地域住民が気軽に利用できるように、地域自主組織の活動拠点である交流センター等の公共施設における障がい者用駐車場や思いやり駐車場の整備、バリアフリー化や多目的トイレ・ユニバーサルシート※42の設置等、施設の整備・改善に努めます。

③道路の安全かつ快適な利用のための整備の推進

雲南市道路整備計画等に基づきながら、障がい者をはじめすべての歩行者の安全確保に配慮し、

安全・安心かつ快適に利用できる歩車道の整備・改善に努めます。

④居住施設の確保

障がいのある人の市営住宅（公営住宅）への入居について、優先的に利用できるように入居選考の際に配慮します。

また、グループホーム整備に対する補助事業を継続し、グループホームの整備を促進します。

⑤住宅改造のための相談及び補助

安全で快適な住環境での生活を支援するため、相談支援の充実により住宅改造を必要とする障がいのある人への相談体制の整備を進めるとともに、改造に必要な経費の給付を行います。

また、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」について周知し、活用促進を図ります。

⑥公共交通の充実

雲南市地域公共交通計画に基づき、市民バス車両の更新時に手すりの設置や段差の少ない車両の導入やバス待合環境の改善により、市民バスのバリアフリー化を進めます。通院等の利便性に配慮し、定時定路線の見直しによるデマンド運行（だんだんタクシー等）への移行や運行ダイヤの調整などを進めます。

バスやタクシー等の利用料の助成事業は、利用状況等を検証しながら必要に応じて制度を見直すとともに、制度の周知を図ります。

（６）スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興

①広報・啓発活動の充実

文化活動や余暇活動、スポーツ等の社会参加を促進するため、広報やホームページを活用して情報提供に努めます。

②誰もが気軽に参加できる活動の充実

多様な機会を通じた普及啓発の充実を図るとともに、関係部局・団体・地域人材との連携体制の強化により誰もが取り組める環境整備に努めます。

③障がい者スポーツの推進

あらゆる障がいのある人のスポーツ活動やその成果の広報活動を行い、みる人、支える人へも情報共有することで、より多くの人が参加できる環境づくりを推進します。

障がいのある人がスポーツ活動に参加できるよう、また参加者に十分な指導ができるよう、スポーツ推進委員や市内のスポーツ施設における専門的な知識を有する指導者とともに取り組みを進めていきます。

スペシャルオリンピックス日本・島根の事務局がある本市としては知的障がいのある人たちがスポーツの振興にも取り組んでおり、他自治体とも連携し競技種目・競技人口の増加やスペシャルオリンピックスの理念や目的を広める活動を推進します。

【主要事業（取り組み）】

障がい者に対する理解と交流の促進

○障がいに対する理解促進のための広報・啓発活動の充実（長寿障がい福祉課）
○学校等における福祉教育の推進（学校教育課、社会教育課）
○障がいのある人同士又は障がい児の保護者同士の交流の促進（長寿障がい福祉課）
○地域活動支援センター事業の実施（長寿障がい福祉課）
○雲南圏域障がい者総合支援協議会の活動強化（長寿障がい福祉課）

地域福祉活動の充実

○ボランティアセンター事業の支援（健康福祉総務課）
○ボランティア活動の普及、活動団体の育成・支援（健康福祉総務課、長寿障がい福祉課）
○地域福祉ネットワークの構築（健康福祉総務課）
○福祉サービス、行政情報等の情報提供の充実（広報広聴課・長寿障がい福祉課）
○コミュニケーション支援事業の実施（長寿障がい福祉課）

雇用・就労の促進と支援

○就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進（長寿障がい福祉課）
○障がい者就業・生活支援センターとの連携（長寿障がい福祉課）
○公務部門における障がい者の雇用、実習受け入れの推進（人事課、長寿障がい福祉課）
○雇用促進啓発活動の推進（長寿障がい福祉課）
○障がい者就労支援施設等に対する官公需の発注促進（全庁）

災害時・緊急時の支援

○災害時の避難・救助体制等の充実（防災安全課、健康福祉部、総合センター）
○災害時・緊急時の障がい特性に配慮した情報伝達方法の検討（防災安全課、長寿障がい福祉課）
○避難行動要支援者避難支援事業（健康福祉総務課、防災安全課）
○緊急通報サービス助成事業（長寿障がい福祉課）

福祉環境の整備

○人にやさしいまちづくりの啓発広報活動（建築住宅課、長寿障がい福祉課）
○公共・民間施設のバリアフリーに配慮した整備等の促進（建築住宅課）
○安全・安心かつ快適に利用できる歩車道の整備等の推進（建設総務課）
○グループホーム建設の支援（長寿障がい福祉課）
○市営住宅（公営住宅）入居選考における優先的配慮の実施（建築住宅課）
○住宅改造における支援（建築住宅課、長寿障がい福祉課）
○市民バスの利便性向上（交通政策室）
○福祉タクシー料金助成事業とバス・タクシー利用料金助成事業の充実（長寿障がい福祉課）

スポーツ・レクリエーション活動等の推進

○障がい者スポーツ活動の振興（スポーツ文化振興室、国スポ・全スポ準備室、身体教育医学研究所うんなん、長寿障がい福祉課）
○芸術文化活動の推進（スポーツ文化振興室、長寿障がい福祉課）
○文化・スポーツ・レクリエーション活動指導員等の養成（スポーツ文化振興室、身体教育医学

研究所うんなん、長寿障がい福祉課）
○移動支援事業の充実（長寿障がい福祉課）

２．相談体制の強化

（１）相談支援事業の強化

①相談支援の質の向上

障がいのある人のニーズに沿ったサービス利用計画が作成できるよう、雲南市基幹相談支援センターが中心となり、研修やケース検討会等を行い、相談支援の質の向上を図ります。

また、雲南市基幹相談支援センターのアドバイザー機能を強化し、各相談支援事業所が相談しやすい体制づくり及び日々の円滑なケース対応に努めます。

②相談支援事業所とサービス事業所間の連携強化

地域部会において、雲南市基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所及びサービス事業所間の連携強化を図るとともに、身近な地域資源の活用が行えるように情報の共有化を図ります。

また、雲南市基幹相談支援センターを、医療や福祉などの相談支援関係機関との連携を図る際の窓口とします。

③こどもの障がいに関する相談支援

こどもの障がいに関しては、地域部会や特別支援連携協議会と連携を強化し、一体的な相談支援を継続して行っていきます。乳幼児健診や発達クリニックでの相談体制の充実や、保育所、幼稚園、学校、障がいのあるこどもの通所サービス事業所や島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ等の相談支援の連携強化を図り、早期からの個々に寄り添った支援を行います。

医療的ケア児※42 に対する相談支援については、医療的ケア児コーディネーターを継続的に配置し、島根県医療的ケア児支援センターの支援を受けながら保健所と連携して行います。

また、これまで実施してきた療育※43 支援事業を継続させるとともに、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援を行う相談支援事業所と連携して、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備を図ります。

（２）障がいの特性をとらえた相談支援

①発達障がいや高次脳機能障がい、難病等の相談支援

発達障がいや高次脳機能障がい、難病等について理解を深めるとともに、その特性を踏まえた相談支援のあり方について、専門機関と連携を図りながら対応します。相談支援専門員等へ発達障がいや高次脳機能障がいに対する研修会を開催するとともに、専門機関と連携を図りながら相談支援を行います。

また、「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」等の機会を通じ、発達障がい等の特性や関わり方などについて啓発を行い、障がいの理解促進に努めます。

②精神保健福祉活動の相談支援体制の充実

早期に必要な医療・福祉サービスが受けられるよう保健・医療・福祉機関の連携を強化し、増加する精神疾患のある人、精神障がいのある人や心の健康に課題を抱える人に対する相談支援体制を整備し、その充実を図ります。

（３）障害者差別解消と意思決定支援に関わる相談支援体制の強化

①障害者差別解消支援地域協議会の機能の充実

障害者差別解消支援地域協議会の機能の充実を図り、権利擁護に関する意識向上の取り組みとともに、差別に関する相談の具体的な事例の共有を行い、差別解消を推進します。

また、地域協議会が有効に機能するよう仕組みづくりを行います。

②意思決定支援の推進

望む暮らしを実現するため、自ら意思を決定したり表明したりすることが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うことができるよう相談支援の質の向上を図ります。

【主要事業（取り組み）】

相談支援事業の強化

○相談支援事業の充実（長寿障がい福祉課）
○基幹相談支援センターの機能強化（長寿障がい福祉課）
○児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備（長寿障がい福祉課）
○医療的ケア児コーディネーターの配置（長寿障がい福祉課、こども家庭支援課）

障害者の特性をとらえた相談支援

○発達障がいや高次脳機能障がいに対する専門機関等との連携（長寿障がい福祉課、こども家庭支援課、健康推進課）
○発達障がい等に関する啓発活動（長寿障がい福祉課）
○精神保健福祉に関する相談体制の充実（長寿障がい福祉課、こども家庭支援課、健康推進課）

権利擁護の相談支援体制の強化

○権利擁護事業の普及啓発・利用促進（長寿障がい福祉課）
○権利擁護の相談支援体制の整備・強化（長寿障がい福祉課）
○日常生活自立支援事業（社協事業）の推進（健康福祉総務課）
○成年後見制度利用支援事業の実施（長寿障がい福祉課）
○虐待防止に関する普及啓発、関係機関との協力体制の構築（長寿障がい福祉課）
○障害者差別解消支援地域協議会の機能の充実（長寿障がい福祉課）
○意思決定支援の推進（長寿障がい福祉課）

３．福祉サービスの充実

（１）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

在宅で生活する障がいのある人の日中活動や就労支援の場の確保に努めます。特に、訓練等給付（就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労移行支援、就労定着支援）の充実により、工賃・賃金の向上に努めます。

令和７年から新設される就労選択支援について、市内でサービスが受けられるよう事業所開設に向け働きかけます。

また、世話人が常駐するグループホームの整備や障がいのあるこどもも受け入れ可能な短期入所事業所の整備、各事業所の人材確保に向けた取り組みについての支援を行います。

②地域生活への移行と定着の促進

障がいのある人の高齢化、重度化および介護者の高齢化が進む中で、親亡き後も見据えて住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点の機能を活用し、各相談支援事業所や福祉サービス事業所が連携し、緊急時の迅速な相談支援・短期入所等の障害福祉サービスの提供及び体験の機会を提供します。

また、地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制を整え、地域における様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築します。

さらに、地域生活へ移行した人が継続して地域で生活できるように、障害者総合支援法に基づく地域定着支援サービスにより、常時の連絡体制や緊急対応体制を整えます。

（２）児童福祉法に基づく障がい児に関するサービスの充実

①児童通所支援の充実

障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。早期発見、早期対応を行い、適切な療育につなげる体制づくりを行います。特に利用希望の多い放課後等デイサービスについては、事業所開設に向けて働きかけます。

②障がい児保育等の充実

障がい等があるこどもの保育所、幼稚園の利用について、必要な支援や体制について検討を行い、環境整備に向けて関係機関と連携し、加配保育士配置等体制の充実を図ります。

（３）市単独で実施する障がい者福祉サービスの充実

①障がいのある人の移動支援の充実

障がいのある人の外出時支援サービスには、バス・タクシー等利用料金助成事業、福祉タクシー利用料金助成事業、視覚障がい者タクシー利用料金助成事業などがあり、継続して実施します。

市外の特別支援学校へ通学しており、自力では通学が困難である幼児・児童・生徒の通学にかかる保護者負担の軽減を図ることを目的に、通学方法に応じた費用の支援を行います。

また、スクールバスを利用したい児童・生徒に合わせた路線の充実について必要に応じて県へ要望していきます。

②その他単独事業の継続、拡充

その他、市単独事業として重度障害者等介護手当等を実施します。また、必要に応じ新たな助成制度の検討・拡充を図ります。

（４）保健・医療の充実

①妊産婦・乳幼児保健の充実

妊産婦、乳幼児に対する相談窓口の充実を図ります。各種健康診査で疾病や障がいの早期発見に努め、早期支援・治療につなげます。保護者の育児不安の軽減を図るため、子育てに関する情報提供や支援を行います。

②医療費助成事業等の充実

障がいのある人の医療費助成事業など、安心して医療が受けられる体制整備に努めます。また、医療機関の適正な利用にかかる啓発を併せて行います。

子ども医療助成事業については、令和７年度から島根県の補助制度が現行の小学生までから中学生までに拡充されることを受け、高校生世代まで拡充します。また、全国一律の子ども医療制度の創設について国へ引き続き要望していきます。

③精神保健福祉活動の推進

精神障がいに対する正しい理解の促進を図るとともに、多様化する心の健康問題に関する相談体制と保健・医療・福祉分野の関係者が連携した支援体制の充実に努めます。

また、ひきこもり支援については、ひきこもり支援拠点としてひきこもり状態にある人が安心して過ごせる居場所の常設化を進め、アウトリーチ※44 を含めた相談支援を充実します。特に不登校の児がひきこもり状態にならないために、中学校卒業後の支援の場として居場所を活用し、義務教育終了後も切れ目ない支援を行います。ひきこもり支援には専門的な知識・技術が必要であることから、支援に関わる者の人材育成を行います。相談窓口の周知やひきこもりについての正しい情報の提供を図り、家庭で抱え込まず、家族や本人が相談しやすい環境を整えます。

ひきこもり支援を行うに当たっては、関係機関とひきこもり支援のネットワークを構築し、有機的な連携を図ります。

（５）障がい児に対する教育施策の充実

①障がい児教育施策の充実

こども家庭支援センターにおいて、乳幼児期からのこどもの発達や不登校及び就労などの支援を行う総合的な相談に対応します。また、幼児期通級指導教室を開催するなど、個別のニーズに応

じた指導を行います。関係機関との連携を緊密にし、就学前から切れ目のない支援体制を整えます。

また、支援が必要なこどもたちに、社会教育の場における学習・体験活動の機会を提供します。

【主要事業（取り組み）】

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの充実

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供（長寿障がい福祉課）
○地域生活支援拠点の機能強化（長寿障がい福祉課）
○人材確保に向けた取り組みの検討（長寿障がい福祉課）

児童福祉法に基づく福祉サービスの充実

○療育支援事業の継続（こども家庭支援課）
○児童通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援）の実施（長寿障がい福祉課）
○医療的ケアの必要な子どもが利用できる場の整備の検討（こども政策課）
○私立認可保育所への障がい児受け入れに対する補助金交付（こども政策課）
○教育・保育施設における障がい児保育、障がい児等の受け入れ（こども政策課）

市単独で実施する障がい者福祉サービスの充実

○高齢者・障がい者の市民バス優待乗車券制度（タクシー助成）の実施（長寿障がい福祉課）
○福祉タクシー及び視覚障がい者タクシー利用料金助成事業（長寿障がい福祉課）
○雲南市特別支援学校通学支援事業（学校教育課）
○重度障害者等介護手当支給事業（長寿障がい福祉課）
○移動補助用具支援事業（長寿障がい福祉課）
○ストマ用装具購入費助成事業（長寿障がい福祉課）

保健・医療の充実

○障がいの早期発見・早期支援（こども家庭支援課）
○伴走型相談支援（こども家庭支援課）
○子ども医療費助成事業、福祉医療助成事業の実施（市民生活課）
○自立支援医療費支給事業の実施（長寿障がい福祉課）
○精神障害者通院医療費・通院交通費助成事業の実施（長寿障がい福祉課）
○重度障害児等医療費助成事業の実施（長寿障がい福祉課）
○人工透析患者通院費支給事業の実施（長寿障がい福祉課）
○こころの健康に関する正しい知識の普及啓発（長寿障がい福祉課）
○ひきこもり支援拠点の整備（居場所の常設化、相談支援の充実）（長寿障がい福祉課）

５．地域医療

取り組みの柱	１．一次医療機関における医療提供体制の維持・充実と在宅医療・介護の推進 ２．二次医療機関の充実 ３．救急体制の維持・確保 ４．医療行為を受ける機会の保障

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	73.3%	80.0%	市民アンケート
かかりつけ医を持っている市民の割合	73.3%	75.0%	市民アンケート

柱の具体的な取り組み

１．一次医療機関における医療提供体制の維持・充実と在宅医療・介護の推進

（１）一次医療機関（診療所）の機能維持・推進

①診療所の機能維持と充実に向けた取り組みの推進

開業医の高齢化と後継者不足等による閉院で診療所数が減少する中、現在の診療所を維持し、市民誰もが住み慣れた地域でかかりつけ医に受診できるよう、今後を見据えた一次医療機関の診療機能維持のための体制づくりについて、関係機関と協議を行い支援体制の整備に努めます。

訪問診療確保対策事業補助金等による市内の医療提供体制維持のための支援を継続して行います。

へき地医療対策として、準無医地区における巡回診療の実施を継続し、市内診療所の医療提供体制の維持、市民の利便性を考慮した受診しやすい体制づくりを行います。オンライン診療の導入（波多出張診療所では導入済）等ＩＣＴを活用した診療体制の検討を進めます。

令和２年度に設置した「雲南市地域医療あり方検討会」において、医師会、市内医療機関代表、保健所、雲南市立病院とともに今後の地域医療提供体制のあり方について協議し方策を検討します。

②在宅医療のための支援

一次医療機関を支援するための二次医療機関との新たな協力体制や仕組みづくりについて関係機関とともに検討を行います。引き続き、雲南市立病院の「在宅療養後方支援病院制度」の活用を推進し、在宅医療の維持・確保に向けた支援を行います。

診療所減少への対応やかかりつけ医機能強化のために、総合的な診療能力を有しプライマリ・ケア※45を実践できる病院に勤務する総合診療医の確保を進めていきます。

歯科診療においては、医科診療と同様に将来を見据えた課題を関係機関で共有し協議検討を行

います。そして、一般歯科と口腔外科の機能の充実を図るため歯科診療所との機能分化を更に推進し病診連携体制の構築についての検討を進めていきます。

（２）市民を含む多職種の連携による在宅医療・介護提供体制の構築

①かかりつけ医の普及と地域医療に関する市民啓発

市民団体や市内医療機関雲南市立病院とも連携し、かかりつけ医の更なる普及を図り、医療機関ごとの役割や、早期発見・早期受診の必要性、訪問診療に関することなど、地域医療に関する必要な情報提供と啓発に努めます。

②在宅看取り（施設も含む）と終末期医療の推進

ＡＣＰ(アドバンス・ケアプランニング※21「愛称：人生会議」)推進し、市民への普及・啓発を行います。令和５年度に作成した支援ツール「未来へつなぐノート」を活用し、医療現場はもとより市民団体と介護事業所と連携し市民の意思決定を支援します。在宅や施設における看取りの支援についても、医療と介護現場の連携を図り、終末期医療のあり方を検討しながら推進していきます。

③在宅医療・介護連携の推進・強化

保健所が作成、運用している「緩和ケア・在宅医療情報ファイル」や「入退院連携マニュアル」「医療介護連携シート」等を活用し、多職種の連携強化に努めます。

在宅医療と介護を支え関係機関との連携推進を図ることを目的に、各種会議において協議検討を行います。雲南医師会が主催する「在宅医療意見交換会」や保健所が主催する「雲南地域保健医療対策会議（医療・介護連携部会)」、「雲南地域医療介護連携調整検討委員会」等に参画し、圏域全体で病院から在宅への切れ目ない支援体制と安心して在宅療養ができる環境づくりに取り組みます。

市は地域ケア会議や多職種連携意見交換会、多職種連携ネットワーク研修会（医科連携・歯科連携）を開催し、在宅医療・介護の連携推進と多職種連携の強化のための協議の場を設置し、課題の共有と解決に向け取り組みます。

④ＩＣＴの活用による医療提供体制の構築

「まめネット※46」をはじめとした医療情報連携ネットワークシステムの推進や、ＩＣＴを活用した最新技術により医療機関間の連携を推進し、情報の共有化はもとより業務効率化や質の高い医療を提供し、市民が安心して暮らすことのできる医療提供体制を確保します。

【主要事業（取り組み)】

○診療所の維持・充実に向けたあり方の協議・検討（保健医療政策課、雲南市立病院）
○適切な医療情報の提供及び市民啓発（保健医療政策課、雲南市立病院）
○在宅医療・介護連携推進事業の実施（保健医療政策課、長寿障がい福祉課、健康推進課）
○訪問診療確保対策事業補助金・訪問看護ステーション支援事業（保健医療政策課）

２．二次医療機関の充実

（１）市立病院の経営安定化

令和５年度に策定した雲南市立病院経営強化プランに基づき、財政健全化を図りながら地域に親しまれ、信頼され、愛される市立病院をめざして、二次医療機関としての役割を果たします。

（２）市内医療機関の支援の充実

市内及び圏域内の複数の二次医療機関が、相互の機能分担及び業務の連携を推進し、地域において質の高い効率的な医療提供体制を確保することが重要です。医療機関相互の連携を円滑に行い、各々の医療機関が果たす役割や医療機能等の情報を共有し、それぞれの分野の治療を行うような連携体制を築いていくことが必要です。そして、データ分析や医療機関同士の協議の場等の機会を設け連携強化を図ります。また「雲南市・奥出雲町地域医療連携推進法人」を活用した連携推進も行います。

地域医療に関する情報や適切な受診行動を促すための市民への啓発活動を行うとともに、市内医療機関を支える市民団体の活動を引き続き支援します。

（３）医療従事者の継続的な確保

①島根県と大学等の関係機関との連携

島根県医師確保計画（令和６年４月～）に基づき、しまね地域医療支援センターとの連携や赤ひげバンク制度※47 の活用など、島根県の医師確保施策と連動して必要となる医療従事者の確保と育成に取り組みます。

②地域枠推薦としまね地域医療支援センターによる医療従事者の育成・確保

島根県が行う「地域枠推薦制度」を引き続き活用し、継続的・計画的に将来の地域医療を担う医学生の確保を図ります。

島根大学医学部やしまね地域医療支援センターの取り組みを活用し、医師を目指す学生の入学から卒業後までの切れ目ない一体的な支援を島根大学医学部、医療機関、県と連携して実施します。

歯科医師や薬剤師、看護師等その他の医療従事者の不足や偏在に対しても、県の施策とも密接に連携し育成・確保に引き続き努めます。

③医療者（学生を含む）向け育成研修の充実

地域医療や総合診療に関心を持つ医療者（学生）の研修を積極的に受け入れます。地域自主組織等と連携した体験活動や実践研修など、特徴的な研修プログラムを提供し、地域医療の魅力を伝えます。医師の移住や招聘につなげるための取り組みを関係機関と連携して行います。

④こども向け医療体験プログラムの提供

教育委員会や学校と連携し、職場体験学習や地域課題解決学習の一環として医療体験学習の充実を図るとともに、島根県が実施する地域医療教育に取り組みます。こどもの頃から地域医療への興味・関心を喚起する機会を提供することで、次代の担い手の育成を行います。

⑤広域連携による地域医療確保策の検討

複数の二次医療機関が、相互の機能分担及び業務の連携を推進し、地域において質の高い効率的な医療提供体制を確保するため、「雲南市・奥出雲町地域医療連携推進法人」と連携し、医療従事者の確保・育成の取り組みを推進します。そして医療連携推進コーディネーターと連携を図り、適切な医療を提供できる体制の充実・強化を目指します。

（４）安心して妊婦やこどもが医療機関にかかれる体制の充実

①ハイリスク妊婦や医療的ケア児に対応する三次医療機関との連携

他市・他県の三次医療機関※48 との連携体制を常時保ちながら、ハイリスク妊婦や医療的ケア児への対応に備えます。

②妊娠期から子育て期の切れ目ない支援と小児周産期医療体制の確保

雲南市立病院産婦人科の施設・設備を活かして産科医療機能の維持を図り、市立病院をはじめ市内助産師と連携して産前・産後ケアの取り組みをさらに推進し、妊娠期から出産・育児支援の充実に努めます。

雲南圏域周産期看護連絡会に参画し、保健所や医療機関、助産師等と連携し、母と子の健康づくりを支援します。

「多機関連携による妊娠期からの切れ目のない育児相談・支援の手引き」（島根県）に基づき、連携し妊娠期からの支援を行います。

【主要事業（取り組み）】

○病院経営強化プランに基づく市立病院の経営安定化（保健医療政策課、雲南市立病院）
○市民団体との連携による市立病院への支援（保健医療政策課、雲南市立病院）
○医療従事者の確保（保健医療政策課、雲南市立病院）
○広域連携による地域医療の確保策の検討（保健医療政策課、雲南市立病院）
○安心してこどもが医療機関にかかることのできる体制の充実（保健医療政策課、こども家庭支援課、雲南市立病院）

３．救急体制の維持・確保

（１）救急医療体制の維持

①救急体制の維持

出雲地区救急業務連絡協議会が定める運用マニュアルに基づき、関係機関が連携し円滑な対応に努めます。

雲南圏域救急医療連絡会を通じ、関係機関（病院、消防署、保健所）が救急搬送事例の検討や協議を定期的に行い、救急体制の維持・向上を図ります。

休日・夜間の救急医療体制の維持のため、市内救急医療実施病院に対する財政支援を継続して行います。雲南医師会（雲南ブロック）と、雲南市立病院が連携して実施する休日診療については、令和３年度より新型コロナウイルス感染症対応を最優先とし随時情勢を鑑みて休止しており、今後の協力体制については継続した協議を行います。

また、市民に対して救急医療に関する情報提供と適切な受診についての啓発を行います。

②三次医療機関との連携

ドクターヘリを活用した救急患者の要請率が雲南圏域は県内で一番高いことから、三次医療機関への搬送体制を維持し救命率の向上を図ります。離着陸場の整備については既存の臨時離着陸場により対応を図ることを基本に、随時適切な運用を継続するとともに、問題が生じた場合は速やかに関係機関との検討を行い対応します。

ドクターヘリの運行規則や三次医療機関との役割分担に適切に対応できるよう、市内二次医療機関の救急受入体制の更なる強化に努めます。

③災害時の危機管理対応

保健所が主催する雲南地域災害保健医療福祉対策会議を通じ、発災後に保健医療福祉関係機関が相互に連携し、効果的な活動ができるよう協議を行うとともに関係機関や団体との連携を推進します。

雲南市地域防災計画に基づき、災害時の医療体制の確保に努めます。災害危機管理対応がスムーズに行えるよう平常時より関係機関との連携を密にして有事に備えます。

④関係機関と連携した新興感染症等への対策

新型コロナウイルス感染症対応の課題を踏まえ、県と医療機関との連携を密にし、新興感染症等に係る医療提供体制とともに通常医療の体制確保に努めます。

【主要事業（取り組み）】

○休日・夜間を含めた救急医療体制の維持・確保（保健医療政策課、雲南市立病院）
○雲南市救急医療病院運営補助事業（保健医療政策課）
○ドクターヘリによる救急搬送及び三次医療機関との連携（保健医療政策課、雲南市立病院）
○雲南市地域防災計画に基づく災害医療体制の整備（保健医療政策課、雲南市立病院）

４．医療行為を受ける機会の保障

（１）医療行為を受ける機会を確保する取り組み

①医療財源の安定化

国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療事業など各種医療制度の適正運用に引き続き努めま

す。

雲南市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）に基づく効果的な保健指導を実施することで、市民の健康増進を図り、医療費の抑制につなげます。

②通院のための公共交通等の維持・充実

高齢者を中心に、病院への通院手段の確保が切実な課題となっていることも踏まえ、市民バス・デマンドタクシーの利便性向上のため、運行ダイヤの見直し等を継続的に行います。また負担軽減策として高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業、福祉タクシー料金助成事業による助成を継続して行います。

地域との協働により、公共交通空白地有償運送などの制度を活用した新たな移動サービスの導入の可能性についても検討し、地域自主組織等を支援します。

【主要事業（取り組み）】

○国民健康保険等の医療財源の安定化（市民生活課、健康推進課）

○通院手段の確保（うんなん暮らし推進課、地域振興課、長寿障がい福祉課、健康福祉総務課、保健医療政策課）

６．健康づくり

取り組みの柱
１．ライフコース（※49）を踏まえ、ライフステージに応じた自分にあった健康づくりの推進
２．誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり
３．食育の推進

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	出典
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	60.6%	70.0%	市民アンケート
平均自立期間	男性：18.70 年 女性：21.86 年	男性：19.2 年 女性：22.4 年	Ｒ５実績値 島根県健康指標データシステム（SHIDS）
脳卒中年齢調整発症率【男性】（人口 10 万人対）	284.7（R3）	200.0	データヘルス計画（脳卒中発症状況調査）
自殺死亡率（人口 10 万人対･5 年平均）	19.48	17.9	第２次雲南市自死対策総合計画

柱の具体的な取り組み

１．ライフコースを踏まえ、ライフステージに応じた自分にあった健康づくりの推進

（１）関係機関と連携したこどもの生活習慣の確立と健康管理

地域、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、こども園、小学校、中学校等と連携し、基本的な生活習慣を身につけられるよう、こどもの健康管理を推進します。

（２）愛着形成、地域の子育て支援体制の強化

親子間での愛着を形成し、完璧でなくてもほどよい子育てが自然にでき、誰もが受け入れられ住みよいと感じられるよう、地域における子育て支援体制を強化します。

（３）青壮年期の生活習慣改善と生活習慣病予防、重症化対策

個人にあった健康づくり・疾病予防の支援に取り組みます。糖尿病、慢性腎疾患等の重症化予防体制を強化するため、医療機関と連携し、健診の結果に応じた特定保健指導を充実させ、個に応じた生活改善指導を実施することで生活習慣病の予防・重症化予防を徹底します。

（４）特定健診・特定保健指導、がん検診受診率向上

雲南市特定健康診査等実施計画に基づく取り組みを推進するとともに、精度の高いがん検診の実施に努め、特定健診の実施率及び各種がん検診の受診率向上を目指します。また、精密検査受診

を促進するため医療機関との連携を深めます。

（５）地域における健康づくりと介護予防の推進

地区担当保健師と地域自主組織が連携を密にし、住民主体の健康づくり・介護予防活動が地域で展開できるよう支援を行い、健康課題の解決に向けた取り組みの推進に努めます。

壮年期から介護予防を見据え、個人の健康状態に応じて適切に生活習慣改善が図れるよう、啓発や支援に取り組みます。（介護予防の取り組みについては「高齢者福祉」ｐ.50　２.介護予防の推進にも明記）

（６）こころの健康づくり、自死対策

自らの心身の健康に関心をもち、自分自身や他人の命を大切にし、こころの健康づくりや自死対策について啓発します。

【主要事業（取り組み）】

○「うんなん健康都市宣言」の普及・啓発や雲南市第５次健康増進実施計画の推進（健康福祉部、こども家庭支援課）
○健康づくり推進協議会による各領域（学校等、職場、家庭、地域等）への啓発（保健医療政策課）
○自死防止総合対策の推進（健康福祉部）
○健康づくり拠点施設を中心とした運動普及（保健医療政策課、社会教育課）
○健康づくり・介護予防の一体的推進及び地域とすすめる健康づくり・介護予防事業の実施（保健医療政策課、健康推進課）
○住民主体の活動を支える地域人材の育成（保健医療政策課、健康推進課、身体教育医学研究所うんなん）

２．誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり

（１）妊娠期～子育て期の切れ目ない支援

病院や各関係機関と連携し、妊娠前から子育て期にわたり、切れ目のない一体的な支援の充実を図ります。

（２）若者・働き盛りの自死対策

第２次雲南市自死対策総合計画に基づき、地域における保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策が有機的な連携を図り、総合的な自死対策を進めます。

（３）がん検診精度管理

国の推奨する死亡率の減少の効果があると認められたがん検診を実施し精度管理に努めます。

（４）健康情報の提供、自然に健康づくりができる情報発信

地域、職域、団体等と連携し、健康づくりに関心が低い人も含めた自然に健康づくりができる環境づくりを推進し、適切な健康情報の提供に努めます。

（５）認知症の人を地域で支えるしくみづくり

共生社会の実現を目指し、関係機関と連携した相談支援体制と住民同士の見守り体制の充実により、認知症の人を地域で支える仕組みづくりを進めます。（具体的な取り組みは「高齢者福祉」P. 48（４）認知症対策の充実に明記）

（６）健康づくり・介護予防を支援する人材育成と活動支援

健康づくりや介護予防活動を支援する人材（食生活改善推進員、地域運動指導員、介護予防サポーター等）を発掘・育成し、地域とのつながりを持ち活動できるよう支援を行います。

【主要事業（取り組み）】

○身近な相談・支援につながる地域や関係機関相互の関係づくり（健康福祉部、こども家庭支援課）
○個別の対応を重視した健康指導や支援の実施（健康推進課）
○身体活動促進による健康づくり事業の実施（保健医療政策課、健康推進課、身体教育医学研究所うんなん）
○がん検診、特定健診をはじめとする各種健診の実施（健康推進課）
○生活習慣病予防や重症化予防のための特定保健指導（健康推進課）
○感染症の予防（健康推進課）
○島根大学や身体教育医学研究所うんなんの研究等との連携（保健医療政策課、健康推進課、身体教育医学研究所うんなん）

３．食育の推進

（１）食育の推進

“食で育む”（食の恵みに感謝し健全な心身を育む）、“食を育む”（雲南市の食を育みその良さを伝えていく）を大目標とし、それぞれに「感謝・自立・団らん」「伝承・生産・発信」をキーワードとして設け、関係機関や団体と協働して食育を推進します。

感謝：食の恵みやいのちを支える食に関わる人に感謝する

学童期・思春期において、生産者との交流・農業体験を通じ、感謝の気持ちを育みます。
食品ロス削減に関する、家庭における取り組みを推進します。

自立：健康を考えた食事や、自分で調理ができる

各ライフステージにおいて、食に関する啓発や調理実習を実施し、健康的な食に関する知識・技術を養います。

団らん：家族、友人、地域と食を楽しむ

家庭・地域での共食を推進します。

食育を推進するボランティア等の活動を支援します。

伝承：雲南市の食材や食の良さを受け継ぐ

地域での行事食・郷土食づくりの体験・調理活動を実施し、雲南市の食を伝承します。

生産：安全・安心な農産品や新たな加工品を生産する

給食や家庭において地産地消を推進します。

事業所等において地場産物を活用した加工品を開発します。

発信：雲南市の食の良さを市内外に発信する

様々な媒体を活用し、健康的な食生活、雲南市の食の魅力、災害時に備えた食料の備蓄等に関する情報を発信します。

【主要事業（取り組み）】

○学校等と連携した食に関する体験活動・交流活動の充実（健康推進課、学校教育課）

○食育ＰＴ会議、食育ネット会議による食に関する普及・啓発（健康推進課、うんなん暮らし推進課、保健医療政策課、こども家庭支援課、農業総務課、商工振興課、教育総務課、学校教育課、社会教育課）

７．子育て支援

取り組みの柱
１．雲南の良さを活かした子育て環境づくり
２．安心して子育てしながら働ける環境づくり
３．若い世代の結婚、子育てへの希望を叶えられる環境づくり
４．すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり

施策の成果指標（目標値）	現状値	目標値	出典
子育てしやすいまちであると感じる市民の割合	72.30%	75.00%	市民アンケート
合計特殊出生率（※）	1.5	1.62	

※合計特殊出生率は５年毎に厚生労働省より市町村毎の数値が公表される。単年度の数値は雲南市において算出した数値を用いる

１．雲南の良さを活かした子育て環境づくり

（１）地域における子育て支援の充実

雲南市の魅力である自然環境や食、人、「夢」発見プログラム※50 などを活かし、多様な子育て支援事業と、質の高い保育を提供します。

子育てに関する負担や不安の軽減を図り、支援が必要な人に適切な支援が届くよう対策の強化を図ります。

①子育て支援事業の充実

保護者の保育ニーズを適宜確認しながら、通常保育事業の充実に併せ、特別保育事業（延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業）、病児・病後児保育事業、預かり保育事業等、多様できめ細やかな子育て支援事業を提供します。

ニーズの高まりを受け、放課後児童クラブの拡充を進めます。

子育ての経済的負担軽減策を引き続き進めます。

②子育て支援施設の充実

質の高い教育・保育を提供するとともに、それが可能となる施設の体制整備に向けた支援を引き続き行います。

施設の適切な維持管理に努めるとともに、需要の見込量に対応し得るよう、計画的な整備を進めます。

③子育て家庭への支援機能の強化

子育てについて気軽に相談でき、切れ目なく支援を受けることができる環境の整備に取り組みます。

④子育て支援のネットワークづくり

子育て支援施策を効果的・効率的に提供するため、地域における子育てネットワークづくりを進めるとともに、情報発信を強化します。

⑤地域における人材育成

地域全体で子育てを応援し、支えられる環境づくりに取り組みます。

（２）家庭の状況に応じたこどもへの支援の充実

こども家庭センターの相談機能を充実させ、こども、家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待やヤングケアラー※51 など、こどもとしての健やかな成長・発達を阻む問題に対応する取り組みを行います。

②ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親世帯の自立・生活支援に取り組みます。

③障がい児施策の充実（雲南市障がい児福祉計画）

障がい児福祉計画（障がい福祉計画）に基づき、障がい福祉サービス提供体制の充実に取り組みます。

障がいの早期発見とともに、健全な発達に向けて、支援体制の整備に取り組みます。

④こどもの貧困への対策の推進

困難な状況にあるこども・家庭の支援ニーズに応じて、きめ細かい支援を行います。

⑤外国にルーツをもつこどもへの支援

施設の入所や小学校への就学等に際し、個々の状況に応じた支援を行います。

（３）こどもの安全の確保と生活環境の整備

こどもが安全・安心に過ごせる環境の整備を進めます。

①快適な生活環境の整備

結婚・出産を希望する若年世代や子育て世帯等が、雲南市で快適な住生活が送れるよう支援します。

こどもが安心して遊べる場の確保、適切な設備等の管理を行います。

②こどもの安全・安心の確保

こどもが事故、犯罪、災害に遭わないための取り組みを行います。

（４）こどもが心豊かに成長するための教育環境の整備

こどもの健やかな成長に資する地域、学校、家庭の教育環境の整備を進めます。

①多様な体験・ふれあいの機会づくり

雲南市の様々な資源を活かし、多種多様な体験・ふれあいの機会を提供します。

②教育環境の整備

関係機関との連携により、個に応じたきめ細やかな学習指導体制による教育に取り組みます。

③地域と連携した教育の推進

地域の中で子育て家庭を支え、家庭教育を支えるための取り組みを行います。

④こどもの健全育成の推進

こどもの非行・犯罪被害防止のための取り組みを行います。

【主要事業（取り組み）】

○保育所・幼稚園・こども園運営事業（こども政策課）
○病児・病後児保育事業（こども政策課）
○ファミリーサポートセンター事業（こども政策課）
○放課後児童対策事業（こども政策課）
○第３子以降保育料軽減事業補助金（こども政策課）
○第１子第２子保育料軽減事業補助金（こども政策課）
○幼児教育・保育にかかる保護者負担軽減事業（こども政策課）
○児童手当給付事業（市民生活課）
○保育所保育士確保対策事業費補助金（こども政策課）
○幼児期の運動促進に関する普及啓発事業（こども政策課）
○施設整備事業（こども政策課、教育総務課）
○地域子育て支援センター事業（こども政策課）
○こども家庭センター運営事業（こども家庭支援課）
○児童虐待対策事業（こども家庭支援課）
○子育て短期支援事業（こども家庭支援課）
○母子生活支援事業（こども家庭支援課）
○母子父子家庭自立支援給付金事業（こども家庭支援課）
○児童扶養手当事業（こども家庭支援課）
○障がい児通所給付事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）（長寿障がい福祉課）
○高額障がい児通所給付事業、介護給付費等事業（居宅介護、短期入所）（長寿障がい福祉課）
○障がい児保育（こども政策課）

○発達クリニック事業（こども家庭支援課）
○障がい児等保育対策事業（こども政策課）
○移動支援事業（長寿障がい福祉課）
○特別支援学校通学支援助成事業（学校教育課）
○日本語指導支援事業（学校教育課）
○子育て世帯定住宅地購入支援事業（うんなん暮らし推進課）
○民間賃貸住宅家賃助成事業（うんなん暮らし推進課）
○うんなん子育て応援リフォーム事業（うんなん暮らし推進課）
○定住促進住宅・特定公共賃貸住宅の入居者支援事業（建築住宅課）
○観光施設管理事業（産業施設課）
○農村公園管理事業（農業総務課）
○通学路交通安全プログラム事業（学校教育課）
○安全安心まちづくり事業（くらし安全室）
○地域とともにある学校づくり推進事業（キャリア教育政策課）
○幼児期通級指導教室事業（こども家庭支援課）
○ＬＤ教室運営事業（こども家庭支援課）

２．安心して子育てしながら働ける環境づくり

（１）子育てしながら働きやすい環境づくり

仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

①働きやすい職場環境に資する意識醸成

育児休業の取得、働き方の見直し、柔軟な働き方の選択が可能となるよう、企業の理解と協力を得ながら意識啓発に取り組みます。

②男女共同参画の推進（男女共同参画計画）

共働き・共育てが推進できるよう、家庭における性別役割分担の意識を変えるための取り組みを行います。

３．若い世代の結婚、子育てへの希望を叶えられる環境づくり

（１）安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊娠前から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。

①妊娠前から妊娠期、出産、育児の切れ目ない支援

妊娠期から育児期までにわたり、関係機関と連携し、切れ目ない相談・支援体制の強化に取り組みます。不妊治療、不育症治療費助成や相談を行い、不妊支援に取り組みます。

（２）親子の健康づくりの推進

こどもとこどもの健康を支える保護者の健康づくりを進めます。

①こどもの誕生前から幼児期までの健康づくり

妊産婦や乳幼児期のこどもの健康、それを支える保護者の健康づくりを推進する取り組みを行います。

②学童期・思春期の健康づくり

学童期・思春期の心身の健康づくりを推進する取り組みを行います。

児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実を図ります。

③食育の推進

雲南市食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた食育に取り組みます。

④こども医療の充実

安心してこどもの医療にかかるための取り組み、また、小児医療から成人医療への円滑な移行に向けた支援を行います。

（３）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識醸成

地域全体で子育ての楽しさ・こどもは大切だと思える機運の醸成を進めます。

①若い世代からの結婚・妊娠・出産・子育てに対する理解促進

中学生、高校生等が、乳幼児と触れ合う機会を通し、子育てに対する理解を広げるための取り組みを行います。

②地域における結婚・子育て支援の機運醸成

地域全体で子育てを応援する機運を醸成するための取り組みを行います。

【主要事業（取り組み）】

○妊産婦乳幼児個別健診事業（こども家庭支援課）
○産前産後訪問サポート事業（こども家庭支援課）
○母子保健推進員事業（こども家庭支援課）
○産後ケア事業（こども家庭支援課）
○不妊治療費助成事業（こども家庭支援課）
○乳児訪問事業（こども家庭支援課）
○乳児・幼児集団健診事業（こども家庭支援課、健康推進課）
○養育支援訪問事業（こども家庭支援課）
○母子教室相談事業（こども家庭支援課、健康推進課）
○幼児フッ化物歯面塗布事業（こども家庭支援課）
○妊婦のための支援給付事業（こども家庭支援課）

○多胎児養育家庭支援事業（こども家庭支援課）
○小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業（こども家庭支援課）
○予防接種事業（予防接種対策室）
○スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー事業（学校教育課）
○雲南市教育支援センター運営事業（キャリア教育政策課）
○子育て支援相談事業（こども家庭支援課）
○子ども医療費助成事業（市民生活課）

４．すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり

（１）こども・若者の社会参画

こども・若者の意見を尊重しながら、施策を進めます。

①こども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実

こども・若者が意見を表明する機会づくりに取り組みます。

②こども・若者が権利の主体であることの意識醸成

こども・若者の権利に関する普及啓発を行います。

第 3 部

資　　料　　編

１．計画策定体制

雲南市総合保健福祉計画策定委員会条例

平成２６年３月２６日
条例第９号
改正　平成３１年３月２２日条例第１１号
令和６年３月２２日条例第６号
令和６年３月２２日条例第１０号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画及び健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第８条第２項に規定する市町村健康増進計画に基づき、雲南市の総合的な保健及び福祉の基本を示す雲南市総合保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定又は変更するため、雲南市総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の求めに応じ、福祉計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

（組織）

第３条　委員会は、１５人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　識見を有する者

(2)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第８条　委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員長が指名する。

３　専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選する。

４　部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

５　部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の服務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１０条　委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部保健医療政策課において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成３１年３月２２日条例第１１号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２２日条例第６号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２２日条例第１０号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

第５次総合保健福祉計画策定員委員名簿

No	氏名	所属・団体
1	永瀬　英雄	雲南医師会
2	松下　卓己	雲南市歯科医師会
3	多賀　静香	雲南市民生児童委員協議会
4	秦　美幸	雲南市地域自主組織連絡協議会
5	難波　幸夫	雲南市老人クラブ連合会
6	森山　幸朗	雲南保育協議会
7	佐々木　久美	うんなん食育ネット会議
8	松尾　澄美	うんなん終活支援センター
9	吉田　直美	障がい者総合支援協議会
10	杉原　昭見	社会福祉法人雲南市社会福祉協議会
11	内田　孝夫	雲南広域連合
12	柳樂　真佐実	雲南保健所
13	落合　正成	雲南市立病院
14	金森　詞子	一般公募委員

（順不同　敬称略）

第５次計画雲南市総合保健福祉計画　専門部会　委員名簿

分野	氏名	所属・団体
地域福祉	多々納　透	雲南市社会福祉協議会
高齢者福祉	水野　亜実	雲南市地域包括支援センター
障がい者福祉	松林　哲也	基幹相談支援センター（雲南ひまわり福祉会）
地域医療	前島　里子	雲南市立病院
健康づくり	永瀬　和枝	雲南保健所保健総務部長
子育て支援	稲田　靖恵	雲南市幼・保・こ管理職会

（敬称略）

２．用語解説

頁	番号	用語解説
3	※１	地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。
3	※２	ＳＤＧｓ 「持続可能な開発目標（Sastainable Development Goals）」は 2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず，先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり，日本としても積極的に取り組んでいます。
8	※３	法定雇用率 従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに義務づけられた、障がい者雇用の最低比率です。従業員数 45.5 人以上の事業所等は、障がい者雇用の状況をハローワークに毎年報告することとなっています。
9	※４ ※５	平均余命　及び　平均自立期間 ある年齢の人々が、あと何年生きられるかを示す値を平均余命といい、あと何年自立した生活を送ることができるかを示す値を平均自立期間として表します。本計画では０歳児平均余命を平均寿命として示し、また 65 歳平自立期間を取り上げています。
１４	※６	成年後見制度 認知症や障がいなどの理由で、財産管理、医療や介護サービスの利用や契約等を自分で行う事が難しく、判断能力が不十分である人を保護し支援するための制度です。
１４	※７	市長申し立て 成年後見制度の利用が必要な方で、２親等内の親族がいない方や、２親等内の親族の方がいても音信不通であること若しくは虐待等があることにより申立てが期待できない場合に、市町村長が行うことができる申立てのことです。
１６	※８	犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう)若しくは非行少年であった者のことです。再犯の防止等推進に関する法律（第２条第１項）に規定されています。

１６	※９	社会を明るくする運動 すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者の改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主唱し、国、都道府県及び市区町村等を単位として、各地域の実情に応じた活動を実施し、毎年７月は再犯防止啓発月間としています。
１７ (42)	※10	コミュニティソーシャルワーク 支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。 また、住民同士の支え合いの活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関・団体などに働きかけることです。
１７ (53)	※11	第１層、（第1.5層）、第２層コーディネーター 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取り組みのマッチング）を果たす者です。本市では、市域全体を担当する第１層生活支援コーディネーターと、地域の相談窓口となり第２層生活支援コーディネーターを支援し、第１層生活支援コーディネーターと連携する第1.5層生活支援コーディネーター、日常生活圏域内を担当する第２層生活支援コーディネーターを配置しています。
１７	※12	雲南スペシャルチャレンジ 雲南市の未来のために、様々な課題の解決にむけてチャレンジする方々をサポートするしくみです。市民等による活動を「子どもチャレンジ」「若者チャレンジ」「大人チャレンジ・地域自主組織」市内外の企業が参画する「企業チャレンジ」の、４つの取り組みを支援しています。
２１	※13	地域ケア会議 地域包括ケアを推進するための手法の１つとして行われる会議です。地域の医療・介護に関わる多職種が参加し、事例を通して参加者がそれぞれの専門知見を共有しながら、よりよい支援内容について検討し、地域課題を明らかにし、地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。
２２	※14	認知症カフェ 認知症の有無に関わらず、誰でも参加できる集いの場です。認知症を知ることから地域づくりに至るまで幅広い役割を担っています。
２２	※15	認知症サポーター 認知症を正しく理解し、可能な範囲で認知症の人やその家族を温かく見守ったり支援をしたりする人のことです。

２３	※16	スペシャルオリンピックス 知的障害のある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織です。
２４	※17	合理的配慮 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重くなりすぎない範囲で対応することです。
２６	※18	地域包括ケア 医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その方の有する能力に応じ自立した生活が営めるよう、保健・医療・福祉・生活支援・住環境の整備等を一体的に切れ目なく提供でき、包括的な支援を確保するという考え方です。
２６	※19	一次医療機関 通常みられる病気や外傷などの治療、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療機関であり、主として地域の診療所がその役割を担います。
２６	※20	二次医療機関 診療所などで扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関です。
２６ (53) (71)	※21	ＡＣＰ（人生会議） ＡＣＰ（アドバンス・ケア・ プランニング　Advance Care Planning「愛称：人生会議」）は、大切にしている思いや価値観、将来どのような医療やケアを望んでいるかを自ら考え、また、信頼する人や支援者と話し合うことを言います。
２６	※22	ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション） 新しい通信技術やデジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指します。将来の成長や競争力の強化とともに、近年は地域課題の解決にもその取組みが期待されています。
２６	※23	ＩＣＴ（Information and Communication Technology） パソコンやスマートフォンなどの機器を使った情報通信技術の総称です。 ＩＯＴ（Internet of things） 物がインターネットにつながること指します。ＩＯＴの技術により、例えば離れた場所から物の状態を管理したり、遠隔操作を行ったりすることができるようになります。
２７	※24	年齢調整死亡率 人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡について、その年齢構成の差を取り除いて比較ができるよう、基準人口で補正して求められた死亡率のことをいいます。

２８	※25	健康づくり推進協議会 健康づくりに関係する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等が参画し、市民の健康づくりの推進に向け、官民が一体となった事業を展開するための協議体です。
２８	※26	健康格差 地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差を示します。国の健康寿命延伸プランの中で、「地域・保険者間の格差の解消」を図り、国全体で健康寿命を延伸していくこととされています。
２８	※27	ナッジ理論 罰則・ルールで行動を強制したりすることなく、行動科学に基づいた小さなきっかけで人々の意思決定に影響を与え、行動変容を促す手法・戦略の事です。
３０	※28	合計特殊出生率 合計特殊出生率は、出産可能年齢（15 歳から 49 歳）の女性に限定し年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯に何人のこどもを産むのかを推計したものです。
３５	※29	権利擁護支援 自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの権利やニーズの表明を支援し代弁することです。
５１	※30	アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて訪問などの支援を届けることです。
５４	※31	デマンドタクシー バス等が利用しにくい高齢者の通院や日常の買い物の利便性を図るため、自宅、公共施設、バス停などから目的地まで予約によって運行する乗合タクシーを指します。
５４	※32	キャラバンメイト 認知症サポーター養成講座の講師となる人です。「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」に向けて、関係機関等への働きかけ、協力、連携など、地域のリーダー役を担うことも期待されています。
５５	※33	オレンジサークル 認知症サポーターがステップアップ講座を受講し、自分のできる範囲で、認知症の人や家族に対し生活面の支援等を行う取り組みのことです。
５５	※34	バリアフリー 高齢者や障がい者が社会で生活していくうえで、障がい（バリア）となっているものを取り除くことをいいます。

５５ (59)	※35	ユニバーサルデザイン 製品や建物、環境などにおけるデザインの考え方で、設計段階から誰にとっても快適で安心して使用できるように配慮したデザインを指します。
５６	※36	フレイル 加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した虚弱な状態を指します。早く介入して適切な対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があり、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられるため、早めに気づき対策をとることが重要といわれています。
５９	※37	ノーマライゼーション 高齢であることや障がいの有無に関わらず、すべての人が障がい（バリア）となっていることを取り除くことです。本計画では物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会の制度上の障がい、心理的な障がいをも取り除くという意味で使用しています。
６０	※38	あいサポート運動 障がいについて理解し、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会をみんなで一緒につくっていくことを目的とした運動です。
６０	※39	ヘルプマーク 援助や配慮を必要としている人が外出先で身に着けることで、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるものです。
６０	※40	ヘルプカード 内部障がいや難病などで、支援や援助を必要としている人が、必要な支援の内容や緊急連絡先をあらかじめ記載し、外出先で提示することで、周囲に自身の障がいなどの特性への理解や支援を求めるためのものです。
６２	※41	ユニバーサルシート 大人も横になれる大型のシートで、主に多目的トイレ内に設置され、障がいのある方のおむつ交換等に利用されるほか、高齢者や子ども連れの方など多くの人が多目的に利用できる。
６５	※42	医療的ケア児 例えば経管栄養（チューブを使って胃に直接栄養を入れる処置）や気管切開（呼吸のための器具を喉に取りつける処置）など、常時の医療的処置を必要とするこどもを医療的ケア児といいます。

６５	※43	療育 　障がいのあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助
６８	※44	※アウトリーチ 必要な助けが届いていない人に対し、支援者が出向き必要な支援を行うこと。訪問支援。
７０	※45	プライマリ・ケア 　日常的にみられる病気の診療や、相談に乗ってくれる身近な医師による医療です。急に体の調子が悪くなった時の緊急の対応から、在宅での療養支援など幅広く行う医療のことを指します。
７１	※46	まめネット 　島根県が整備した医療情報ネットワークシステムの愛称です。患者の診療情報を地域の医療機関等が共有することで、円滑により良い医療を提供することができるよう県内で普及・運用が図られています。
７２	※47	赤ひげバンク制度 　島根県の地域医療に関心を持っておられる医師、看護職員、医学生、看護学生、薬剤師などの登録制度です。
７３	※48	三次医療機関 　二次医療で対応できない、多発外傷や重篤患者、特殊疾病患者に対して、高度な医療技術を提供する医療機関です。
７６	※49	ライフコース 　胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える言葉です。
８０	※50	「夢」発見プログラム 　保育園・幼稚園・こども園から小学校、中学校、高等学校までの一貫したつながりのある本市独自のキャリア教育プログラムです。
８１	※51	ヤングケアラー 　家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

３．策定経過

第５次雲南市総合保健福祉計画策定の経過

期日	会議等の内容
2024.4.3	庁内管理職会　策定体制と策定スケジュール協議 庁内担当者と策定に関する打ち合わせ
2024.4	策定委員、専門部員の選出、依頼
2024.5.	事業担当課を中心に素案作成作業開始 （第４次計画の成果と課題抽出）
2024.5.24	教育民生常任委員会（計画策定概要とスケジュール説明）
2024.5.30～6.14	策定委員一般公募
2024.6.26	第１回専門部会　　（策定作業　第４次計画の成果と課題抽出）
2024.7.9	第１回策定委員会　（第４次計画の評価と今後の方向性の協議）
2024.8.16	教育民生常任委員会（第４次計画の評価と今後の方向性の報告）
2024.8.26	庁内担当者で計画案策定作業について協議
2024.9	策定作業、専門部委員からの意見聴取
2024.10.22	第２回策定委員会（第５次計画素案協議）
2024.11.15	庁内部長会（第５次計画素案説明）
2024.12	策定委員、専門部委員より書面にて意見聴取
2024.12.17	教育民生常任委員会（第５次計画案説明）
2025.1.6～2.6	パブリックコメント実施
2025.2	パブリックコメント後の計画修正 専門部委員、策定委員より書面にて意見聴取（計画案最終協議）
2025.3.12	教育民生常任委員会　（計画策定報告）
2025.3	市の計画として決定

第５次雲南市総合保健福祉計画

編集・発行　雲南市健福祉部保健医療政策課
住　　所　〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521－1
連 絡 先　電話 0854-40-1040 ／ ＦＡＸ 0854-40-1049
電子メール　hokeniryouseisaku@city.unnan.shimane.jp
発 行 年 月　令和７年3月